

# 資料編



## < 資料編 目次 >

資料 1	北中城村の概要	(1)
1.	北中城村の自然条件	(1)
2.	北中城村の社会条件	(8)
資料 2	北中城村第四次総合計画 基本構想・後期基本計画	(17)
資料 3	関係法令	(18)
1.	ごみ処理行政の動向	(18)
2.	環境保全に係る関係法令	(44)
3.	廃棄物処理施設設置等に係る関係法令	(64)
資料 4	沖縄県内の一般廃棄物処理状況	(66)
1.	ごみ処理状況	(66)
2.	し尿及び浄化槽汚泥処理状況	(68)
3.	沖縄県内の一般廃棄物等処理施設整備状況	(72)
資料 5	一般廃棄物の種類と処理基準	(78)
1.	一般廃棄物の種類	(78)
2.	一般廃棄物の処理基準	(78)
3.	適正処理困難物等の種類と処理基準	(83)
資料 6	不法投棄の現状と取組	(86)
1.	不法投棄の現状	(86)
2.	不法投棄防止への取組	(91)
資料 7	北中城村のごみ排出量の予測	(96)
1.	ごみ排出量の予測手法	(96)
2.	生活系ごみの将来予測	(98)
3.	事業系ごみの将来予測	(102)
4.	北中城村の将来ごみ量（現状対策時）	(105)
5.	ごみの減量化目標値	(107)
資料 8	北中城村災害廃棄物処理計画の位置付け	(110)
資料 9	用語集	(111)



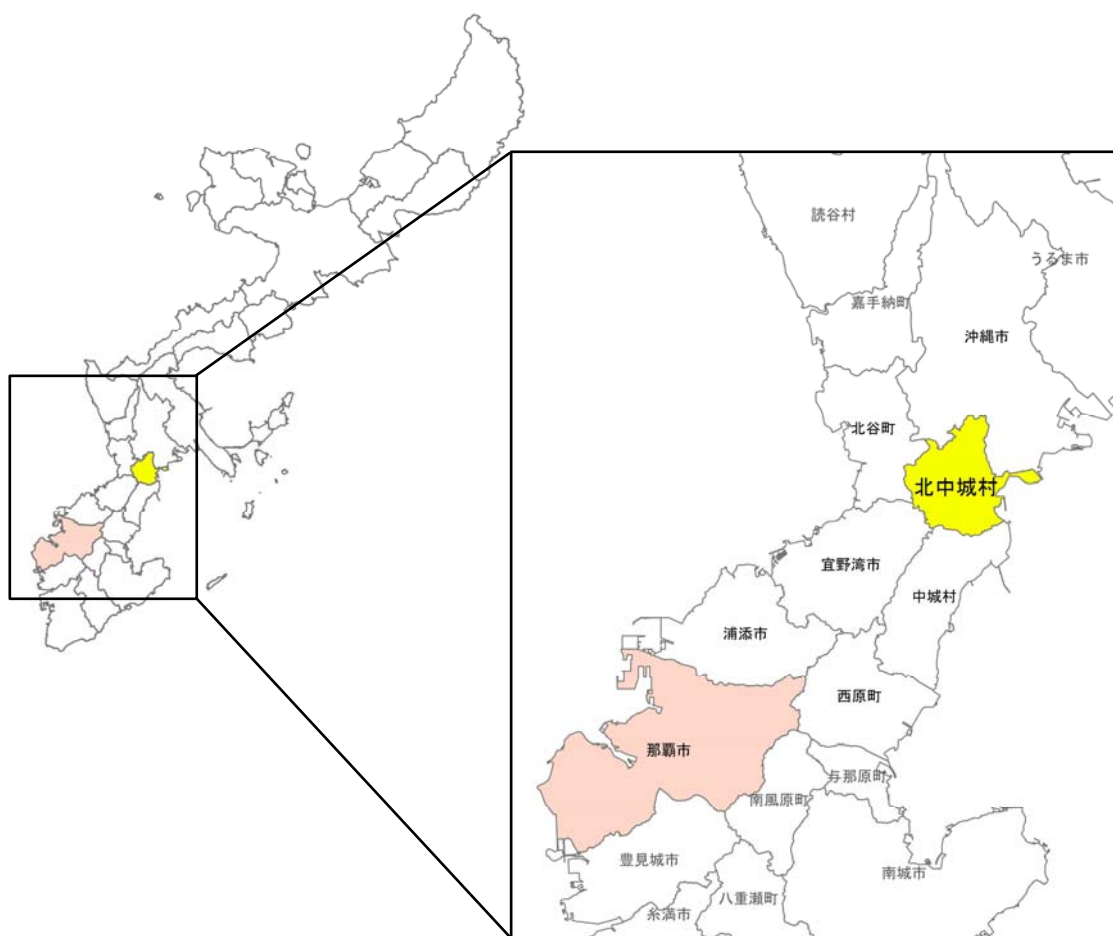
## 資料1 北中城村の概要

### 1. 北中城村の自然条件

#### (1) 北中城村の地理的地形的特性

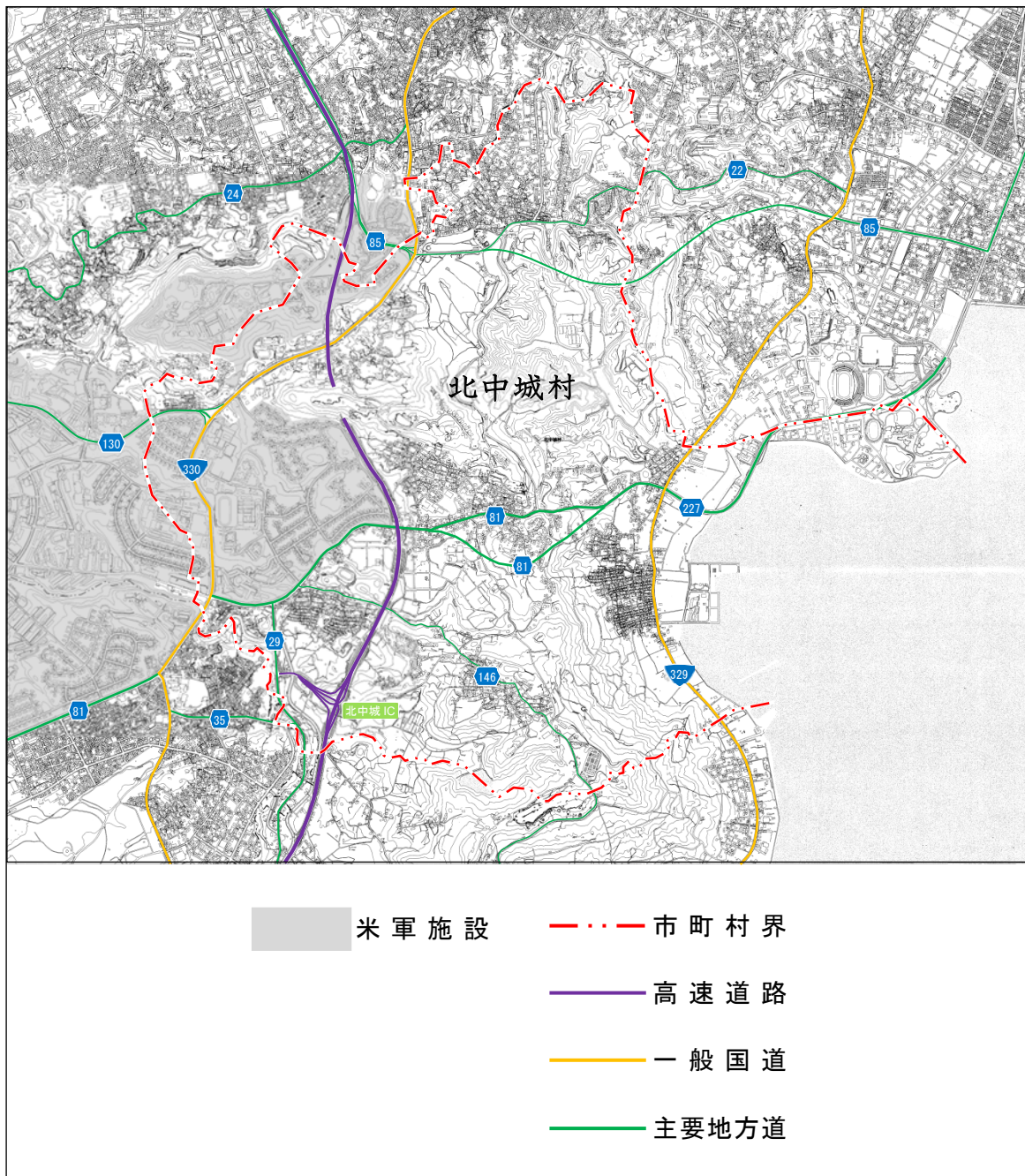
本村は、沖縄本島中部の東側、県都である那覇市から北東へ約 16km に位置し、面積は 11.53km<sup>2</sup> と比較的面積の小さい村となっています。

本村は、北側を沖縄市、南側を宜野湾市及び中城村、西側を北谷町と接し、東側は中城湾に面しています。



資図 1-1 位置図

村域には、国道 330 号、国道 329 号及び沖縄自動車道など、主要幹線道路が南北に縦断しています。また、国道間を東西に結ぶ県道宜野湾北中城線が村域のほぼ中央部を横断するように通り、本村は沖縄本島中南部での交通の要衝となっています。

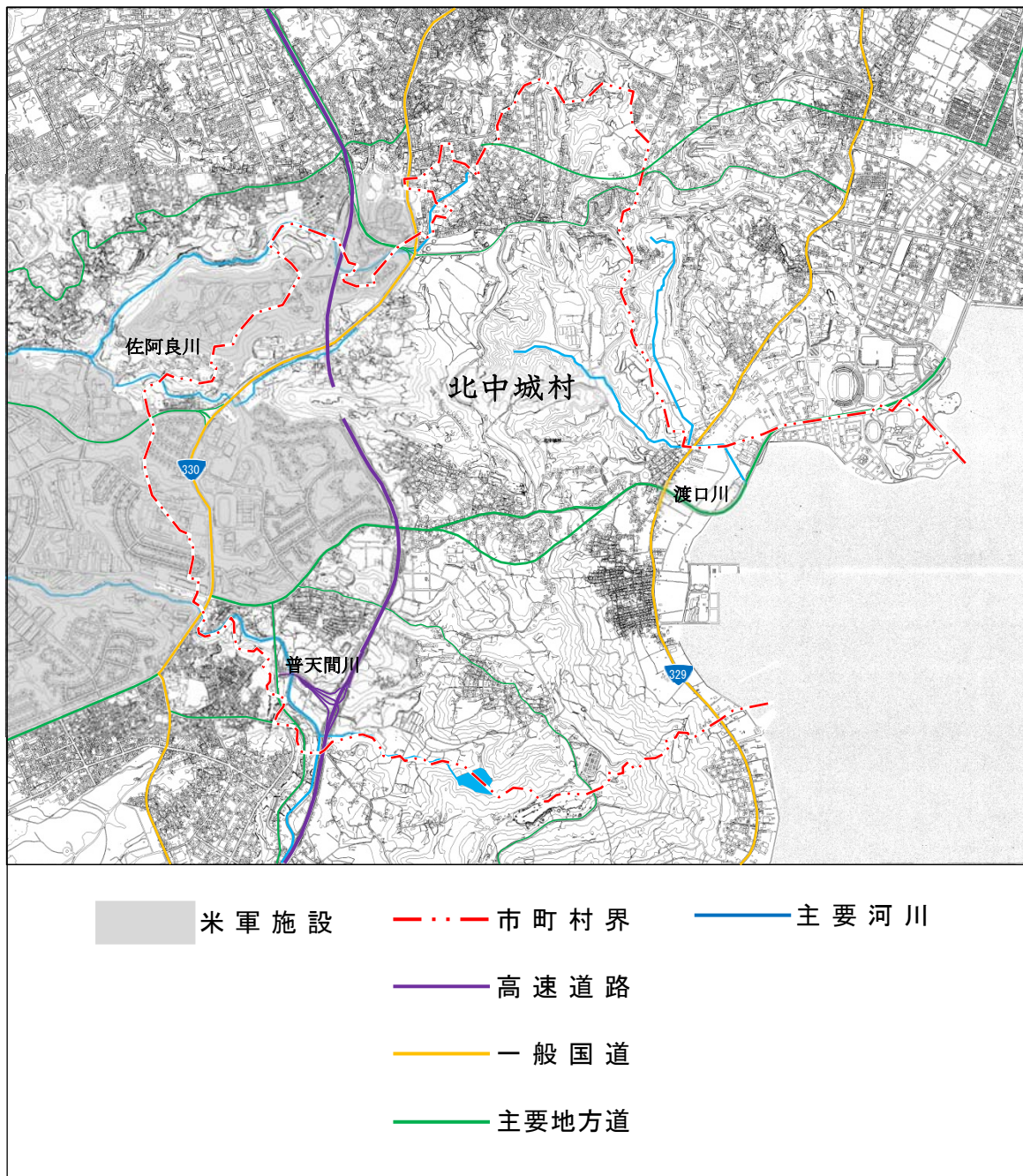


資図 1-2 主要道路現況図

本村の地形は、中城湾に面した海岸低地、内陸部に広がる台地、丘陵地の3つに大別されます。

また村域には、普天間川をはじめ、渡口川、佐阿良川の3つの河川が流れています。

以上のように、本村は起伏の変化に富んだ地形となっており、平地が少ないことが特徴となっています。



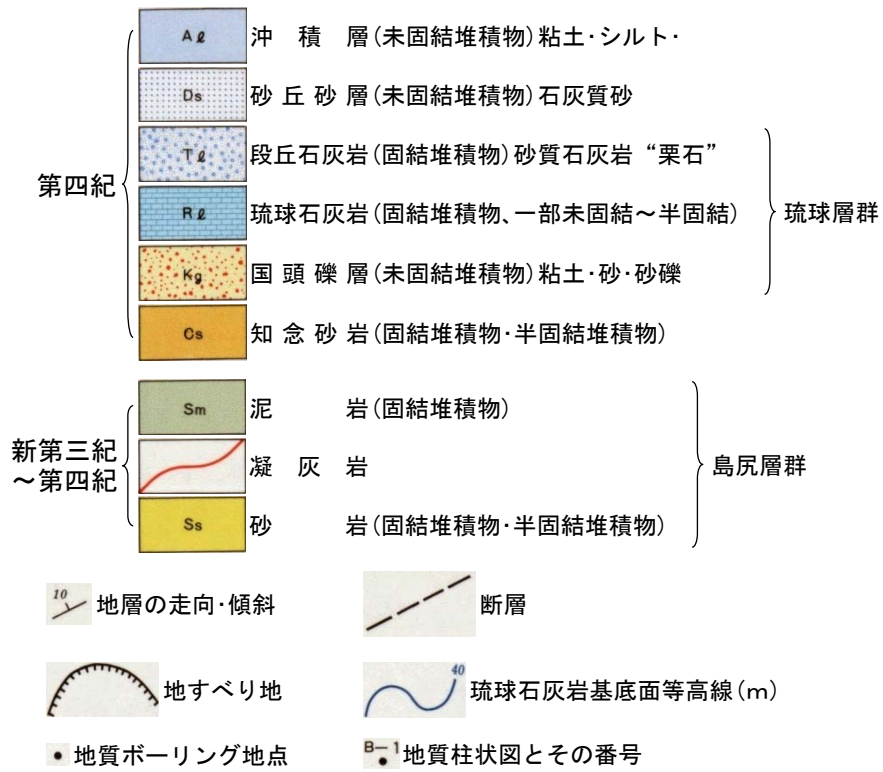
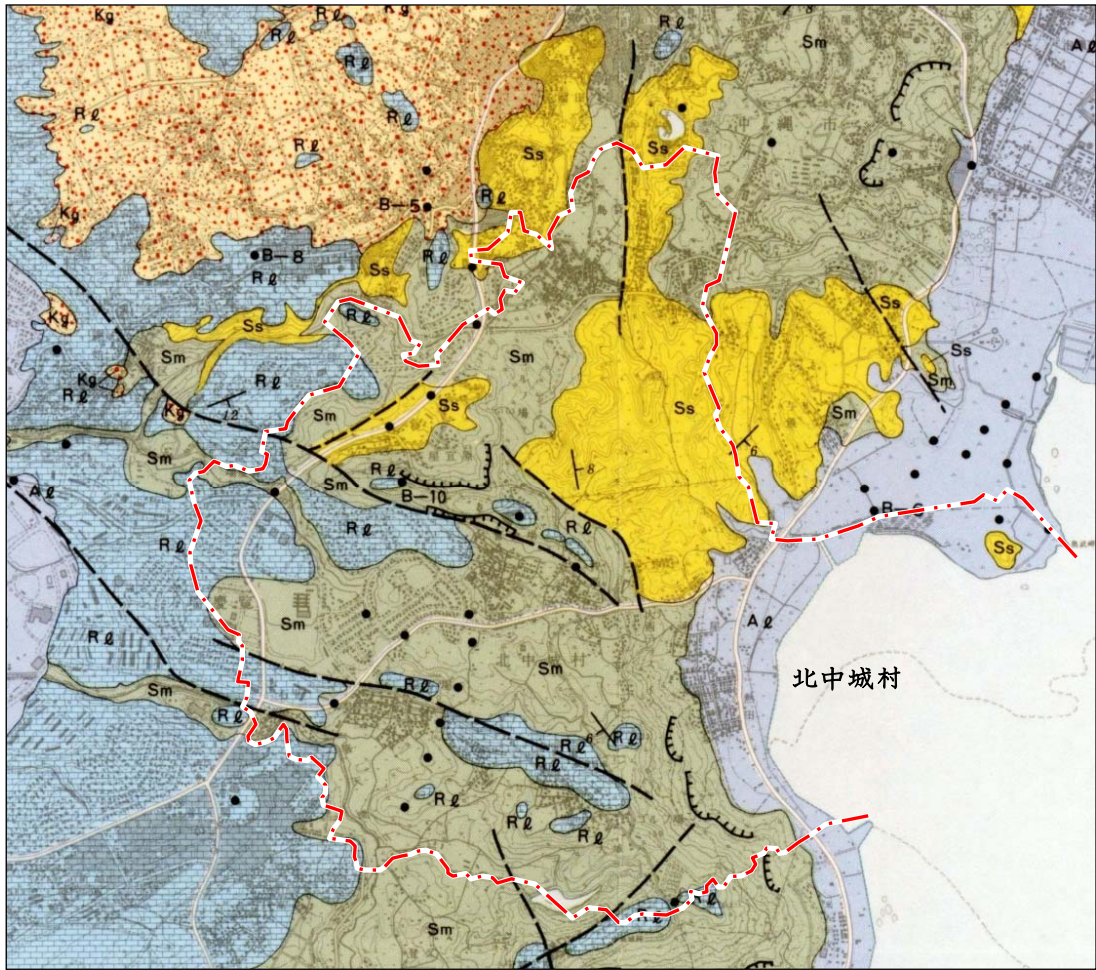
資図 1-3 主要河川図



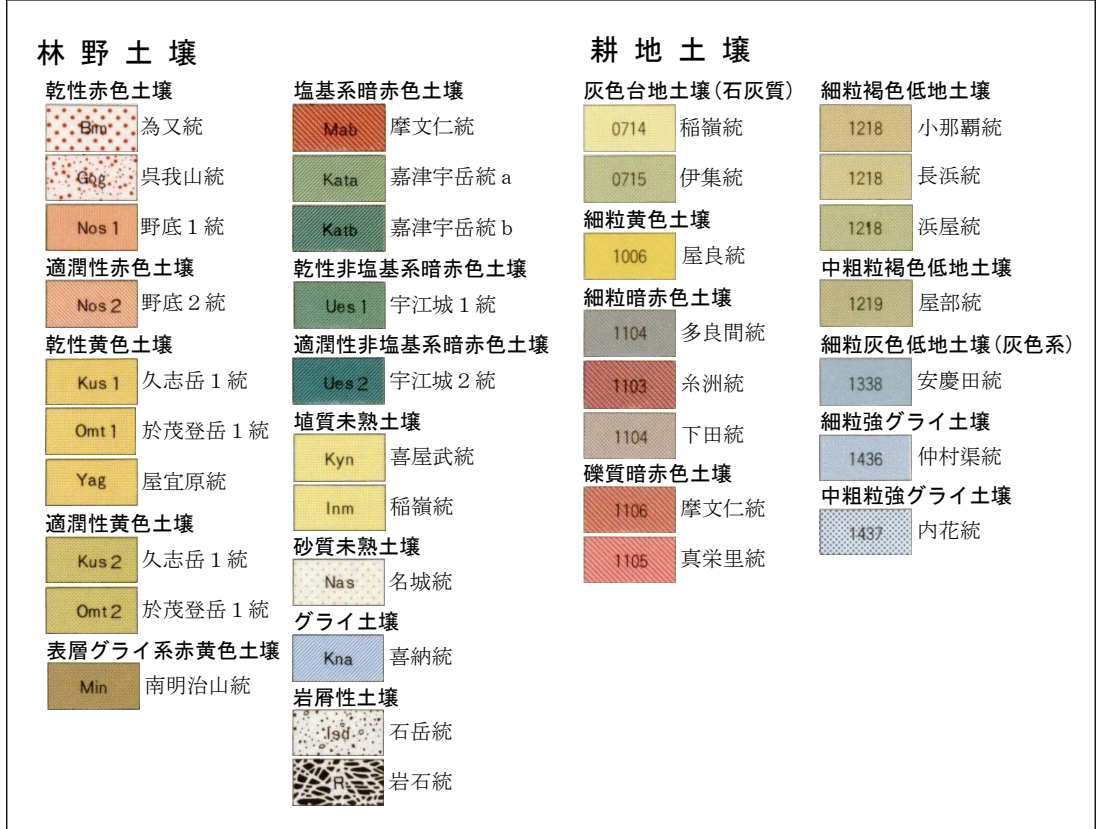
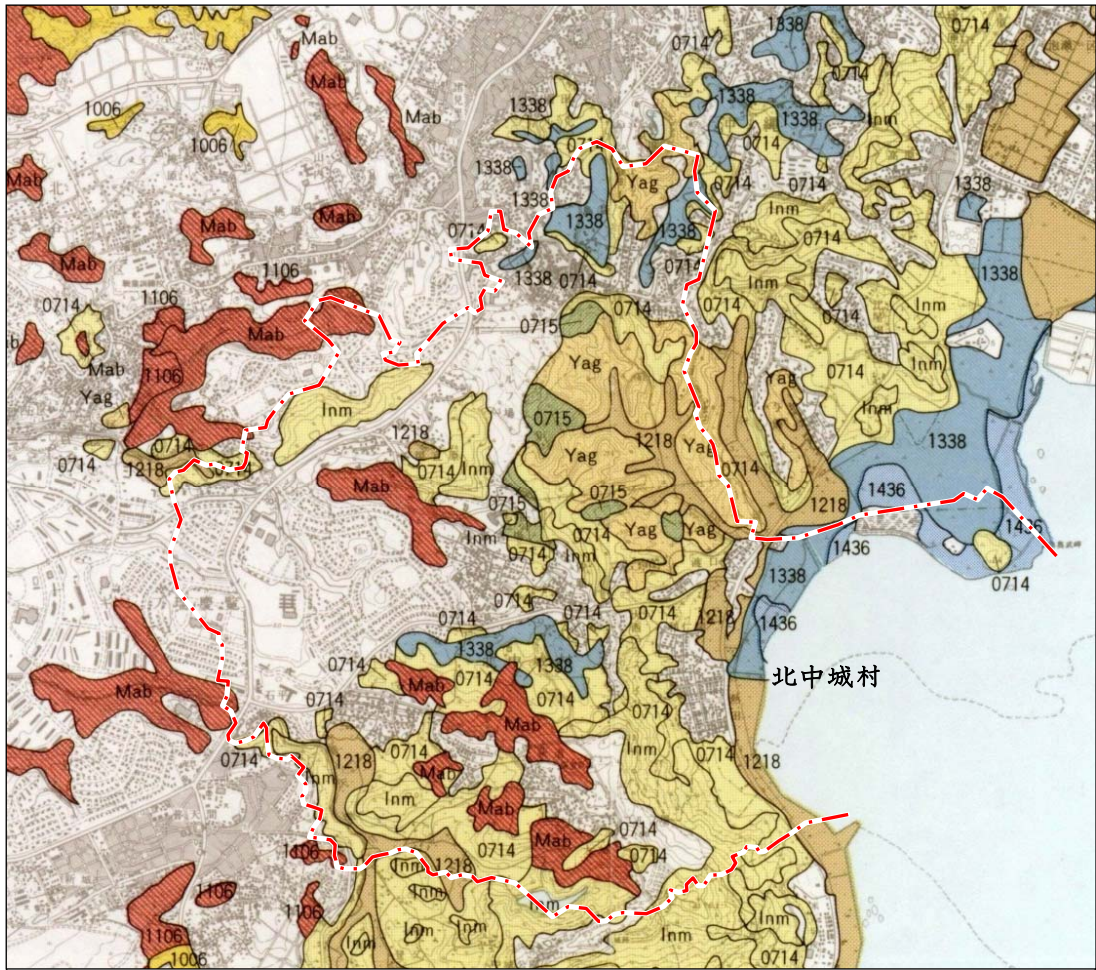
丘陵地	海岸	その他
Hs 小起伏丘陵	Ob 海浜	As 人口平坦地
Vs 丘陵上を刻む浅い谷 (盆状谷)	Os 砂浜	Ar 埋立地
台地・段丘	Ct 干潟 (潮間泥池)	Ag 採石地
Lu 上位面	Rf サンゴ礁原 (干潟)	地すべり地形
Lmu 中位面(上位)	Rm サンゴ礁原 (イノー礁池)	断層崖
Lml 中位面(下位)	Rs 礁斜面	段丘崖・海食崖
Li 下位面	縞模様	
Lw 石灰岩堤	板干瀬	
低地	ノッチ	
Pv 谷底低地		
Pc 海岸低地		
Re 完新世サンゴ礁面		

資図 1-4 地形分類図





資図 1-5 表層地質図



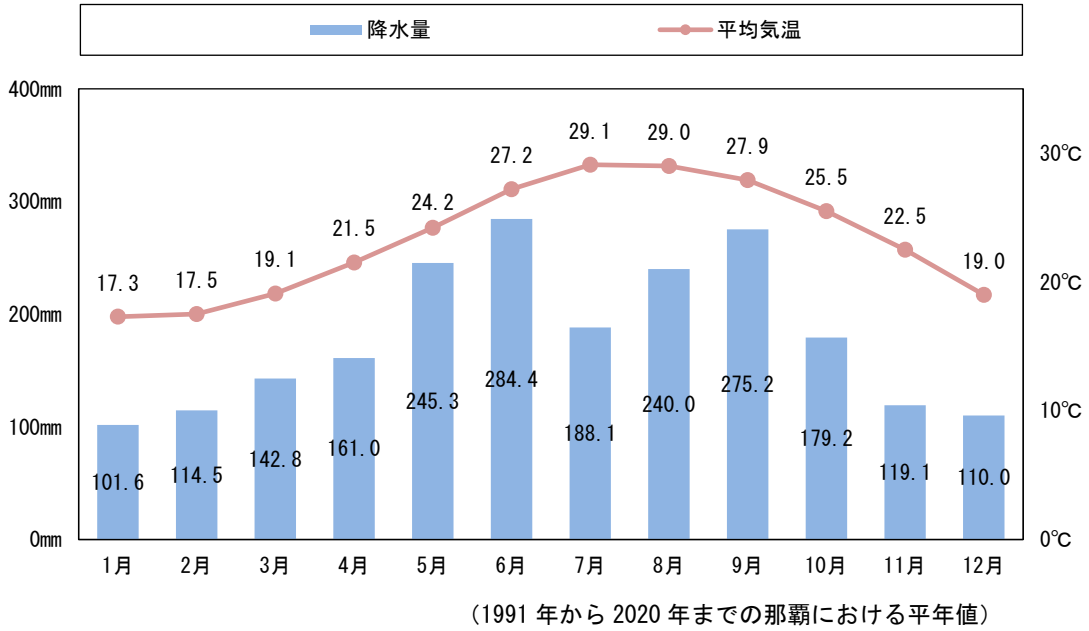
資図 1-6 土壤図

(2) 気象状況

本村の気象状況について、平均的な気候の状態を示す指標である平年値に基づいて以下に述べます。なお、この平年値は沖縄気象台(那覇)の観測データに基づくものです。

平均気温の平年値は、17.3℃から 29.1℃の範囲内にあり、1年を通して温暖な気候といえます。

また、降水量の平年値は、年間を通して各月ともに 100mm を超えており、梅雨時期の5～6月と台風の接近が多くなる8～9月には降水量が200mmを超えています。



資図 1-7 気象状況

資表 1-1 気象状況 (1991年から2020年までの那覇における平年値)

区分		月												年
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
気温 (°C)	最高	19.8	20.2	21.9	24.3	27.0	29.8	31.9	31.8	30.6	28.1	25.0	21.5	26.0
	最低	14.9	15.1	16.7	19.1	22.1	25.2	27.0	26.8	25.8	23.5	20.4	16.8	21.1
	平均	17.3	17.5	19.1	21.5	24.2	27.2	29.1	29.0	27.9	25.5	22.5	19.0	23.3
降水量 (mm)		101.6	114.5	142.8	161.0	245.3	284.4	188.1	240.0	275.2	179.2	119.1	110.0	2,161.0
風速 (m/s)		5.3	5.2	5.2	5.1	4.8	5.5	5.3	5.2	5.3	5.5	5.3	5.3	5.3
日照時間 (h)		93.1	93.1	115.3	120.9	138.2	159.5	227.0	206.3	181.3	163.3	121.7	107.4	1,727.1

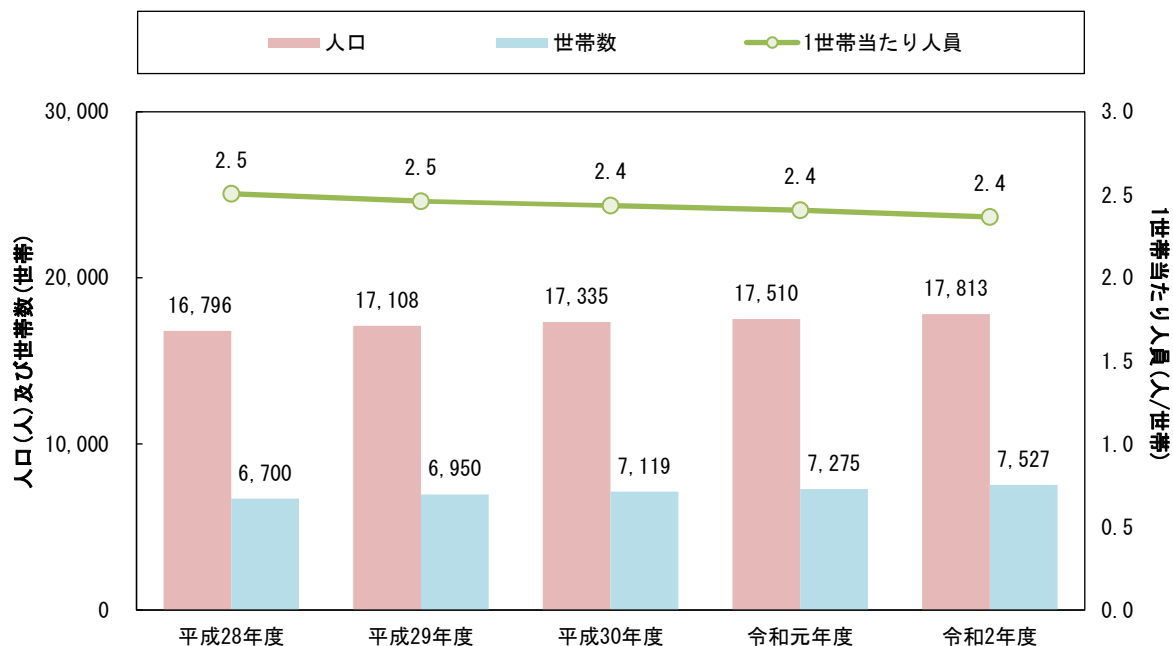
資料：「気象庁ホームページ」(<https://www.jma.go.jp/>)

## 2. 北中城村の社会条件

### (1) 北中城村の人口及び世帯数

本村の平成 28 年から令和 2 年の人口及び世帯数の推移を以下に示します。

総人口及び世帯数は増加傾向にあり、令和 2 年は 17,813 人、7,527 世帯となっています。



資図 1-8 人口及び世帯数の推移

資表 1-2 人口及び世帯数の推移

(各年 12 月末現在)

調査年	人口 (人)			世帯数 (世帯)	1世帯当たり人員 (人/世帯)
	総人口	男子	女子		
平成 28 年	16,796	8,131	8,665	6,700	2.5
平成 29 年	17,108	8,287	8,821	6,950	2.5
平成 30 年	17,335	8,392	8,943	7,119	2.4
令和元年	17,510	8,434	9,076	7,275	2.4
令和 2 年	17,813	8,567	9,246	7,527	2.4

資料：「広報 北中城」

資表1-3 行政区別人口及び世帯数の推移

(各年12月末現在)

行政区	項目	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
喜舎場	人口	1,702	1,774	1,761	1,790	1,815
	世帯数	622	665	660	699	720
	1世帯当たり人員	2.74	2.67	2.67	2.56	2.52
仲 順	人口	1,494	1,525	1,470	1,457	1,520
	世帯数	596	615	598	594	644
	1世帯当たり人員	2.51	2.48	2.46	2.45	2.36
熱 田	人口	1,361	1,336	1,360	1,356	1,351
	世帯数	522	526	542	548	547
	1世帯当たり人員	2.61	2.54	2.51	2.47	2.47
県営団地	人口	355	356	369	358	337
	世帯数	116	119	129	128	125
	1世帯当たり人員	3.06	2.99	2.86	2.80	2.70
和仁屋	人口	752	753	771	771	773
	世帯数	298	309	318	321	322
	1世帯当たり人員	2.52	2.44	2.42	2.40	2.40
渡 口	人口	752	753	726	719	721
	世帯数	326	329	332	332	331
	1世帯当たり人員	2.31	2.29	2.19	2.17	2.18
島 袋	人口	5,080	5,084	5,086	5,056	5,098
	世帯数	2,095	2,113	2,164	2,154	2,204
	1世帯当たり人員	2.42	2.41	2.35	2.35	2.31
屋宜原	人口	823	814	817	811	822
	世帯数	324	330	330	333	339
	1世帯当たり人員	2.54	2.47	2.48	2.44	2.42
瑞慶覧	人口	268	261	261	260	256
	世帯数	119	121	120	120	122
	1世帯当たり人員	2.25	2.16	2.18	2.17	2.10
石 平	人口	357	347	347	337	326
	世帯数	171	167	167	168	166
	1世帯当たり人員	2.09	2.08	2.08	2.01	1.96
安谷屋	人口	1,920	1,943	1,934	1,970	1,924
	世帯数	753	772	772	778	786
	1世帯当たり人員	2.55	2.52	2.51	2.53	2.45
荻 道	人口	587	581	586	578	590
	世帯数	219	224	234	233	240
	1世帯当たり人員	2.68	2.59	2.50	2.48	2.46
大 城	人口	356	368	370	369	370
	世帯数	142	150	152	153	156
	1世帯当たり人員	2.51	2.45	2.43	2.41	2.37
比 嘉	人口	231	199	197	206	226
	世帯数	101	95	94	100	119
	1世帯当たり人員	2.29	2.09	2.10	2.06	1.90
軍施設内	人口	42	50	52	51	34
	世帯数	19	22	23	24	18
	1世帯当たり人員	2.21	2.27	2.26	2.13	1.89
美 崎	人口	716	751	848	877	930
	世帯数	277	302	337	353	382
	1世帯当たり人員	2.58	2.49	2.52	2.48	2.43
ライカム	人口	—	213	380	544	720
	世帯数	—	91	147	237	306
	1世帯当たり人員	—	2.34	2.59	2.30	2.35
合 計	人口	16,796	17,108	17,335	17,510	17,813
	世帯数	6,700	6,950	7,119	7,275	7,527
	1世帯当たり人員	2.51	2.46	2.44	2.41	2.37

※H29～H30は、アワセ土地区画の人口となっています。

資料：「指定区別人口調」

## (2) 北中城村の年齢別人口

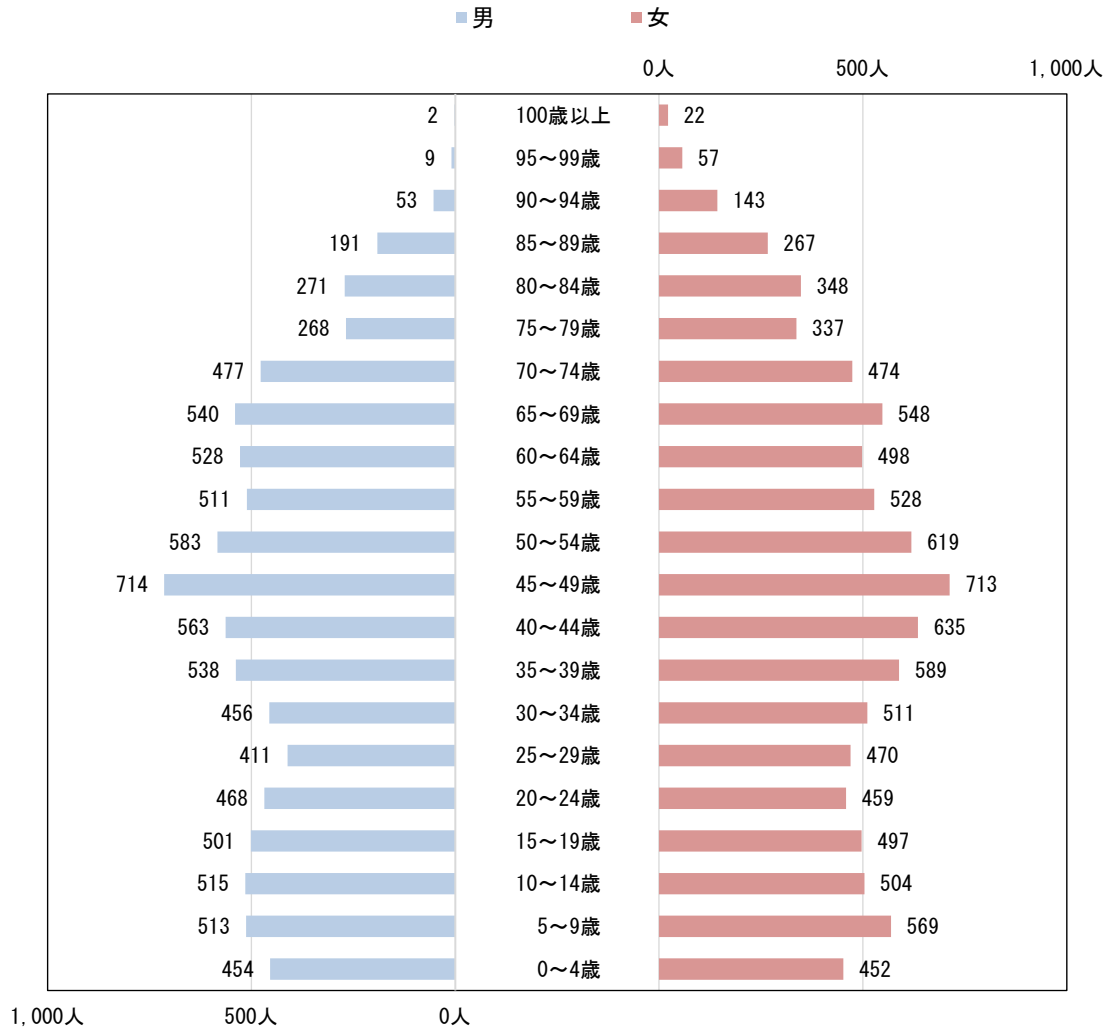
本村の年齢別人口を以下に示します。

令和3年3月末現在における本村の年齢別人口は、生産年齢人口（15歳～64歳）が最も多く、特に40歳代が多くなっています。次いで、老年人口（65歳以上）、年少人口（15歳未満）の順となっています。

資表 1-4 年齢別人口 (令和3年3月末現在)

年齢区分	北中城村		
	男	女	計
0～4歳	454	452	906
5～9歳	513	569	1,082
10～14歳	515	504	1,019
15～19歳	501	497	998
20～24歳	468	459	927
25～29歳	411	470	881
30～34歳	456	511	967
35～39歳	538	589	1,127
40～44歳	563	635	1,198
45～49歳	714	713	1,427
50～54歳	583	619	1,202
55～59歳	511	528	1,039
60～64歳	528	498	1,026
65～69歳	540	548	1,088
70～74歳	477	474	951
75～79歳	268	337	605
80～84歳	271	348	619
85～89歳	191	267	458
90～94歳	53	143	196
95～99歳	9	57	66
100歳以上	2	22	24
15歳未満	1,482	1,525	3,007
15～64歳	5,273	5,519	10,792
65歳以上	1,811	2,196	4,007
総数	8,566	9,240	17,806

資料：「指定区年齢別男女別人口調」

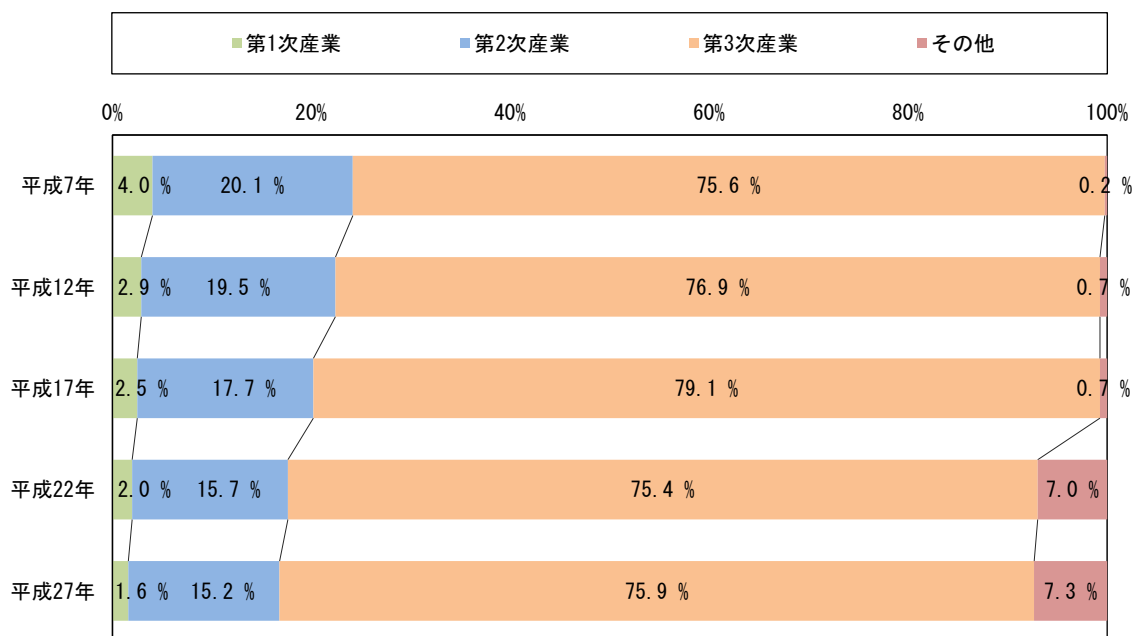


資圖 1-9 年齡別人口

### (3) 北中城村の産業別就業者数

本村の平成7年から平成27年までの産業別就業者数の推移を以下に示します。

本村の第1次産業及び第2次産業に係る就業者数の割合は年々減少しており、平成27年には全体の約76%が第3次産業となっています。



資図 1-10 産業別就業者数（15歳以上の従業者）の推移

資表 1-5 産業別就業者数（15歳以上の従業者）の推移

年別	区分	第1次産業	第2次産業	第3次産業	その他	総数
	平成7年	就業者数(人)	250人	1,250人	4,690人	15人
構成比(%)		4.0%	20.1%	75.6%	0.2%	100.0%
平成12年	就業者数(人)	186人	1,247人	4,912人	46人	6,391人
	構成比(%)	2.9%	19.5%	76.9%	0.7%	100.0%
平成17年	就業者数(人)	156人	1,102人	4,920人	45人	6,223人
	構成比(%)	2.5%	17.7%	79.1%	0.7%	100.0%
平成22年	就業者数(人)	124人	978人	4,706人	436人	6,244人
	構成比(%)	2.0%	15.7%	75.4%	7.0%	100.0%
平成27年	就業者数(人)	100人	950人	4,740人	459人	6,249人
	構成比(%)	1.6%	15.2%	75.9%	7.3%	100.0%

※「その他」は分類不能の産業。

資料：「国勢調査（e-Stat 政府統計の総合窓口）」



#### (4) 北中城村の産業分類別事業所数

本村の産業分類別事業所数の推移を以下に示します。

事業所数は、平成 24 年から平成 26 年にかけて減少していますが、平成 26 年から平成 28 年にかけて増加しています。

平成 28 年における事業所数は、771 事業所で、最も多い産業は「卸売業、小売業」となっており、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」等となっています。

資表 1-6 産業分類別事業所数の推移

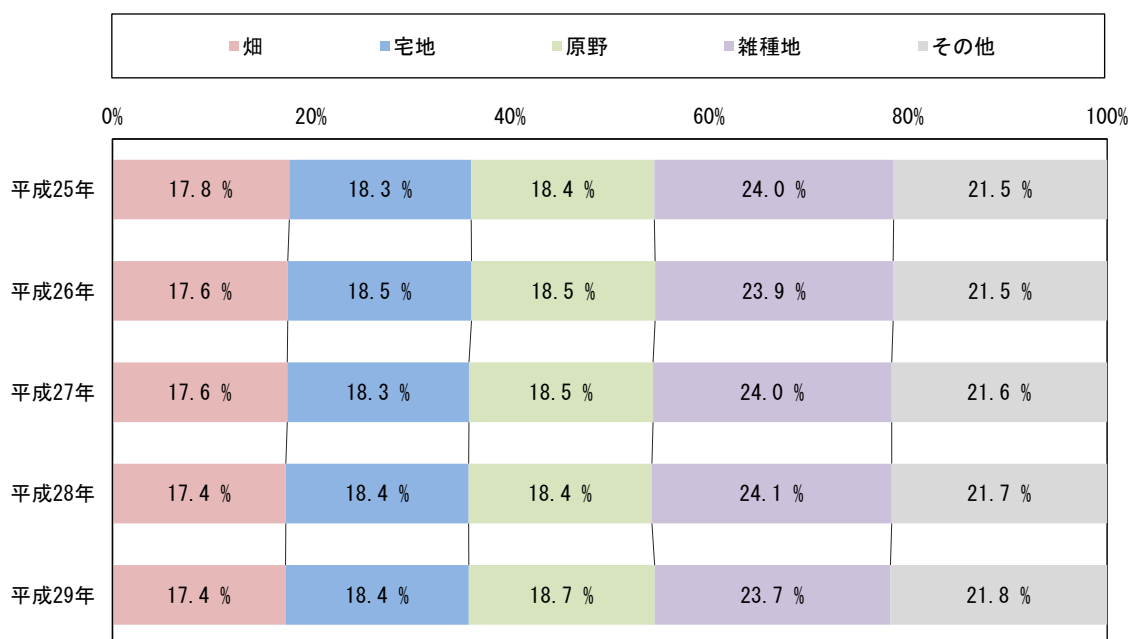
(単位：事業所)

産業分類	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年
全産業	591	572	771
A 農業、林業	1	1	1
B 漁業	1	—	—
C 鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
D 建設業	56	52	51
E 製造業	14	17	20
F 電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—
G 情報通信業	2	6	5
H 運輸業、郵便業	22	22	20
I 卸売業、小売業	137	138	271
J 金融業、保険業	13	8	10
K 不動産業、物品賃貸業	89	40	40
L 学術研究、専門・技術サービス業	23	24	22
M 宿泊業、飲食サービス業	70	80	124
N 生活関連サービス業、娯楽業	50	57	67
O 教育、学習支援業	26	26	29
P 医療、福祉	32	44	49
Q 複合サービス事業	3	7	6
R サービス業（他に分類されないもの）	52	50	56

資料：「沖縄県統計年鑑」([http://www.pref.okinawa.jp/toukeika/yearbook/yearbook\\_index.html](http://www.pref.okinawa.jp/toukeika/yearbook/yearbook_index.html))

(5) 北中城村の土地利用

本村の地目別土地面積は、以下の通りとなっています。



資図 1-11 地目別土地面積の推移

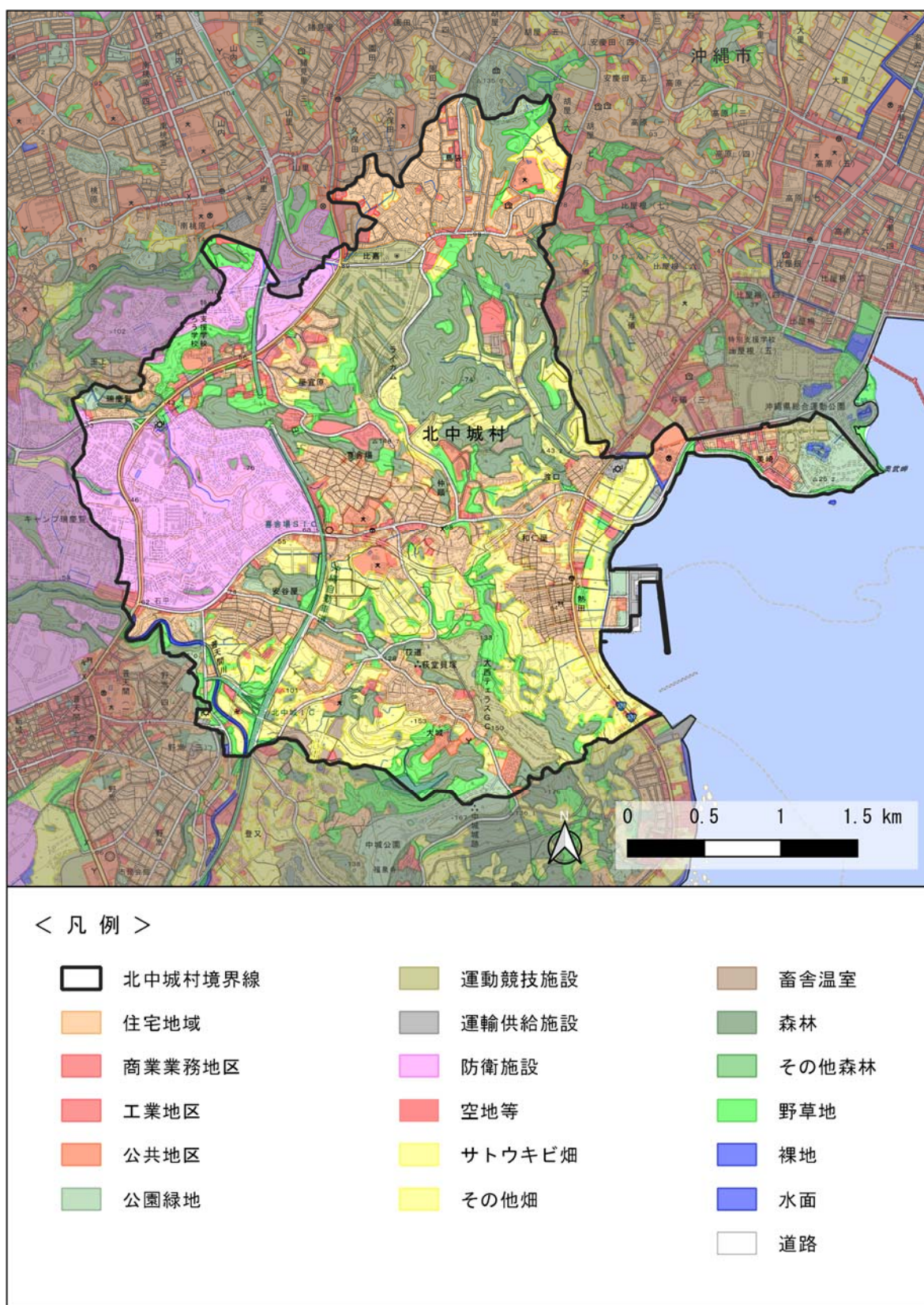
資表1-7 地目別土地面積の推移

単位：m<sup>2</sup>

項目	畑	宅地	原野	雑種地	その他	合計
平成 25 年	2,052,899 (17.8%)	2,110,426 (18.3%)	2,124,891 (18.4%)	2,775,071 (24.0%)	2,476,713 (21.5%)	11,540,000
平成 26 年	2,035,694 (17.6%)	2,130,720 (18.5%)	2,129,640 (18.5%)	2,761,724 (23.9%)	2,482,222 (21.5%)	11,540,000
平成 27 年	2,029,676 (17.6%)	2,107,581 (18.3%)	2,135,519 (18.5%)	2,769,387 (24.0%)	2,497,837 (21.6%)	11,540,000
平成 28 年	2,012,900 (17.4%)	2,120,382 (18.4%)	2,126,289 (18.4%)	2,781,651 (24.1%)	2,498,778 (21.7%)	11,540,000
平成 29 年	2,008,215 (17.4%)	2,127,296 (18.4%)	2,155,119 (18.7%)	2,734,789 (23.7%)	2,514,581 (21.8%)	11,540,000

資料：「統計きたなかぐすく」（平成 30 年版）

本村の土地利用現況を以下に示します。



資料：「沖縄県地図情報システム」(<http://gis.pref.okinawa.jp/pref-okinawa/Portal>)

資図 1-12 土地利用現況図

### (6) 北中城村の主要道路

本村には、国道が 3 路線、主要地方道が 3 路線、一般県道が 5 路線整備されています。

資表 1-8 主要道路

道路種類	路線名	総延長 (m)	重用 (m)	未共用 (m)	実延長 (m)	簡易含 舗装率 (%)	改良済 延長 (m)	未改良 延長 (m)
国道	国道 329 号	1,950	0	0	1,950	100	1,950	0
	国道 330 号	3,192	0	0	3,192	100	3,192	0
	国道 331 号	1,950	1,950	0	0	0	0	0
主要地方道	宜野湾北中城線	3,152	0	0	3,152	100	3,152	0
	沖縄環状線	1,483	49	0	1,434	100	1,434	0
	那覇北中城線	966	0	0	966	100	966	0
一般県道	県道 22 号線	1,640	0	0	1,640	100	1,640	0
	県道 35 号線	151	0	0	151	100	151	0
	県道 130 号線	316	0	0	316	100	316	0
	県道 146 号線	2,454	0	0	2,454	100	2,454	0
	沖縄県総合運動公園線	1,086	0	0	1,086	100	1,086	0

資料：「道路施設現況調書」（令和元年度）沖縄県土木建築部

## 資料2 北中城村第四次総合計画 基本構想・後期基本計画

北中城村第四次総合計画 基本構想・後期基本計画の概要を以下に示します。

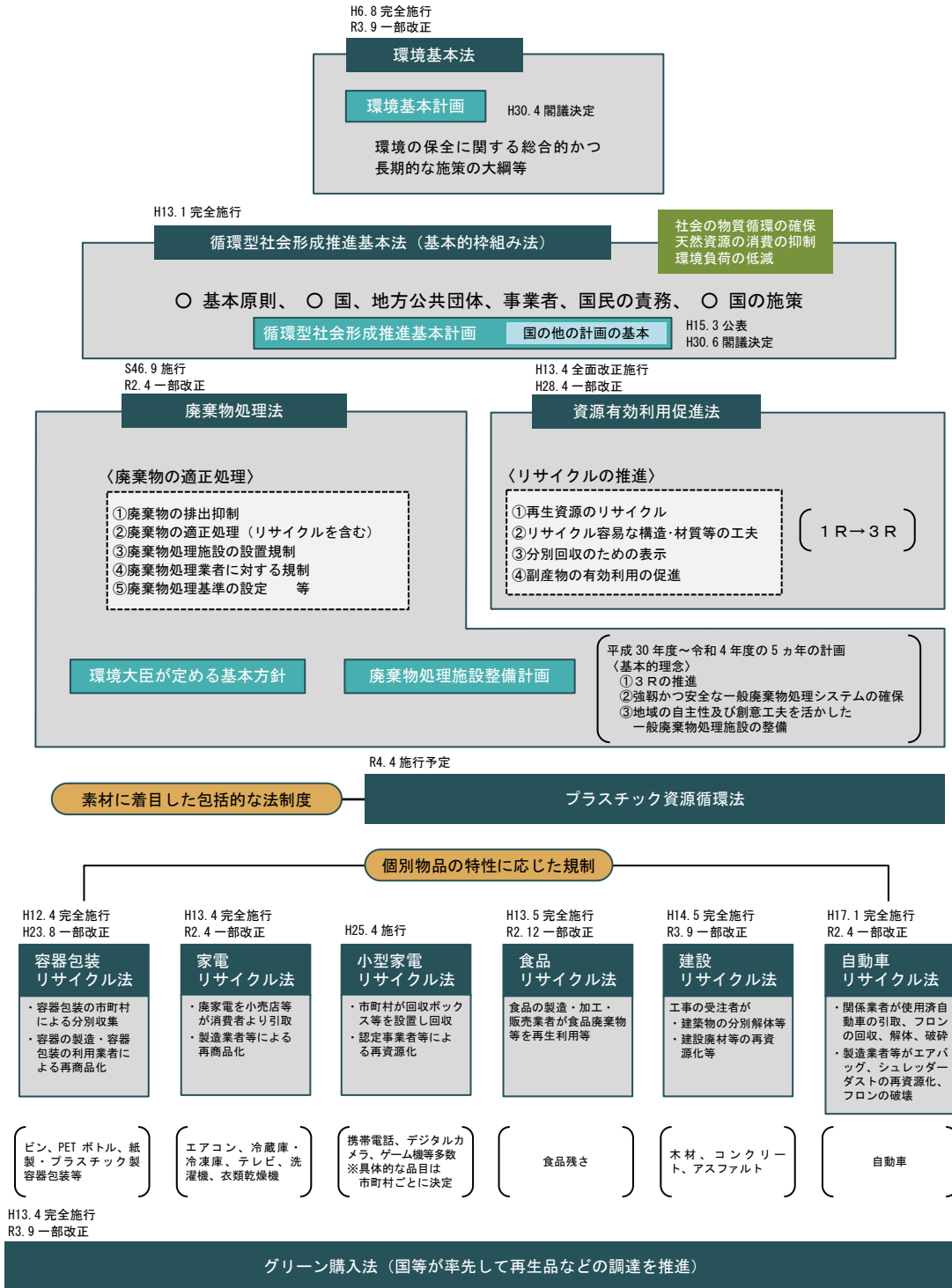
資表 2-1 北中城村第四次総合計画 基本構想・後期基本計画の概要

計 画 期 間	基本構想：平成 27 年度～令和 6 年度	
	基本計画：令和 2 年度～令和 6 年度（後期計画）	
将 来 像	「平和で人と緑が輝く 健康長寿と文化のむら きたなかぐすく」	
施 策 の 大 綱	全村植物 “公苑づくり”	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 秩序ある土地利用と村の発展に資する拠点形成</li> <li>2. みどりの保全創出と景観形成</li> <li>3. 暮らしを支える道路交通環境の形成</li> <li>4. 環境共生社会の実現</li> <li>5. 上下水道の整備・環境衛生の推進</li> </ol>
	生涯健やかで 笑顔あふれる “健康づくり”	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域保健の充実と健康増進</li> <li>2. 国民健康保険の安定運営</li> <li>3. 健康づくりと他分野連携</li> </ol>
	人と文化を育み 時代を担う “人づくり”	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校教育の充実</li> <li>2. 生涯学習の推進と生きがいづくり</li> <li>3. 地域文化の振興と継承</li> <li>4. 平和活動・国際交流の推進</li> <li>5. 地域で見守る青少年育成</li> </ol>
	ゆいまーる (相互扶助)で 築く安全・安心な “地域づくり”	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童福祉・子育て支援の充実</li> <li>2. 高齢者福祉の充実</li> <li>3. 障がい者(児)福祉の充実</li> <li>4. 地域防災の向上</li> <li>5. 安全・安心な住環境の確保</li> <li>6. 人にやさしい環境づくり</li> </ol>
	地域の魅力を 活かした にぎわいある “産業づくり”	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 観光・商工業の振興</li> <li>2. 農業の振興</li> <li>3. 水産業の振興</li> <li>4. 雇用の創出と就業支援</li> </ol>
	村民と共に創造する 夢のある “まちづくり”	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 村民と協働のまちづくりの推進</li> <li>2. 効率的な行財政運営</li> <li>3. 誰もがチャレンジ出来る社会づくり</li> </ol>
ごみ処理関連	<p>(1) 廃棄物対策の充実</p> <p>①一般家庭や事業などにおけるゴミ分別収集の徹底や、廃棄物の抑制と資源化の推進について普及啓発を図ります。</p> <p>②地域との連携による不法投棄への監視体制の充実や、モラル改善に向けた啓発に努めます。</p> <p>③浦添市、中城村と共に一般廃棄物中間処理施設建設に向けた取り組みを推進します。</p> <p>(2) 循環型社会への取り組み</p> <p>①公園・街路の枯れ枝などのチップ処理およびその利用を推進し、ゴミの減量化を図ります。</p> <p>②家庭への生ゴミ処理容器など購入補助制度の周知を図ります。</p>	

# 資料 3 関係法令

## 1. ごみ処理行政の動向

循環型社会の形成を推進するため、以下に示す法令に基づき、各種施策が実施されています。



資料：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書」（平成23年度版）環境省を基に一部変更を行っています。

資図 3-1 循環型社会の形成の推進に係る法体系

(1) 環境基本法

「環境基本法」は、幅広い環境政策の総合的な枠組みを定めるものとして平成 5 年に成立しており、従来の「公害対策基本法」に「自然環境保全法」の理念部分等を加えたものとなっています。

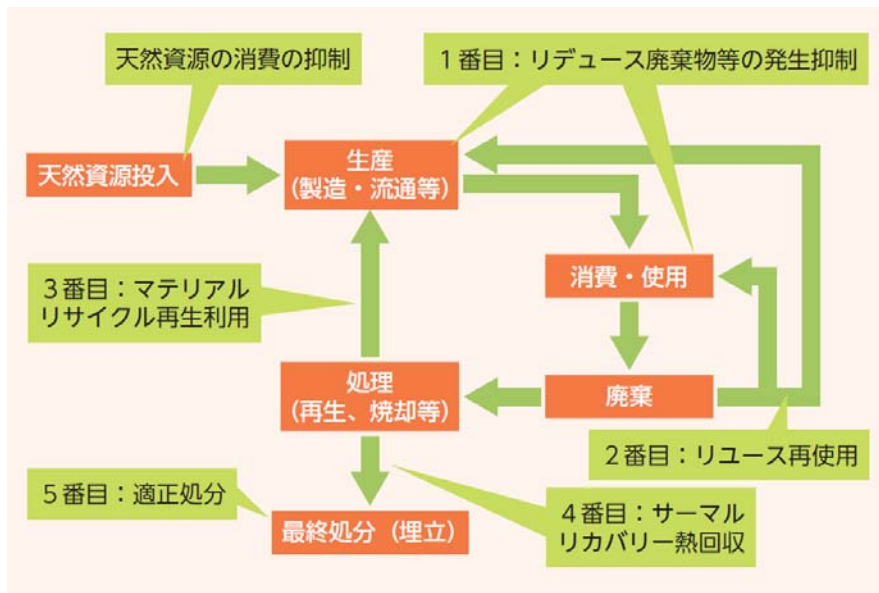
この法律では、環境の保全について基本理念を定め、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境保全に関する施策を推進するものとしています。

また、同法に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱となる「環境基本計画」が策定されており、現在は平成 30 年 4 月に閣議決定した「第五次環境基本計画」となっています。

(2) 循環型社会形成推進基本法

「循環型社会形成推進基本法」は、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会のあり方や、国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、平成 12 年 6 月に公布され、平成 13 年 1 月に施行されています。

この法律では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしています。



資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書」（平成26年版）環境省

資図 3-2 循環型社会の姿

資表 3-1 循環型社会形成推進基本法の概要

## 循環型社会形成推進基本法の概要

### 1. 形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示

「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

### 2. 法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義

法の対象となるものを有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進。

### 3. 処理の「優先順位」を初めて法定化

①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分 の優先順位。

### 4. 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化

循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確にする。

- (1) 事業者・国民の「排出者責任」を明確化。
- (2) 生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。

### 5. 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定

循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府は「循環型社会形成推進基本計画」を次のような仕組みで策定。

- (1) 原案は、中央環境審議会が意見を述べる指針に即して、環境大臣が策定。
- (2) 計画の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取。
- (3) 計画は、政府一丸となった取組を確保するため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定。
- (4) 計画の閣議決定があったときは、これを国会に報告。
- (5) 計画の策定期限、5年ごとの見直しを明記。
- (6) 国の他の計画は、循環型社会形成推進基本計画を基本とする。

### 6. 循環型社会の形成のための国の施策を明示

- 廃棄物等の発生抑制のための措置
- 「排出者責任」の徹底のための規制等の措置
- 「拡大生産者責任」を踏まえた措置（製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価）
- 再生品の使用の促進
- 環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置等

資料：「環境省ホームページ」(<https://www.env.go.jp>)



### (3) 廃棄物処理法

#### ① 廃棄物処理法の概要

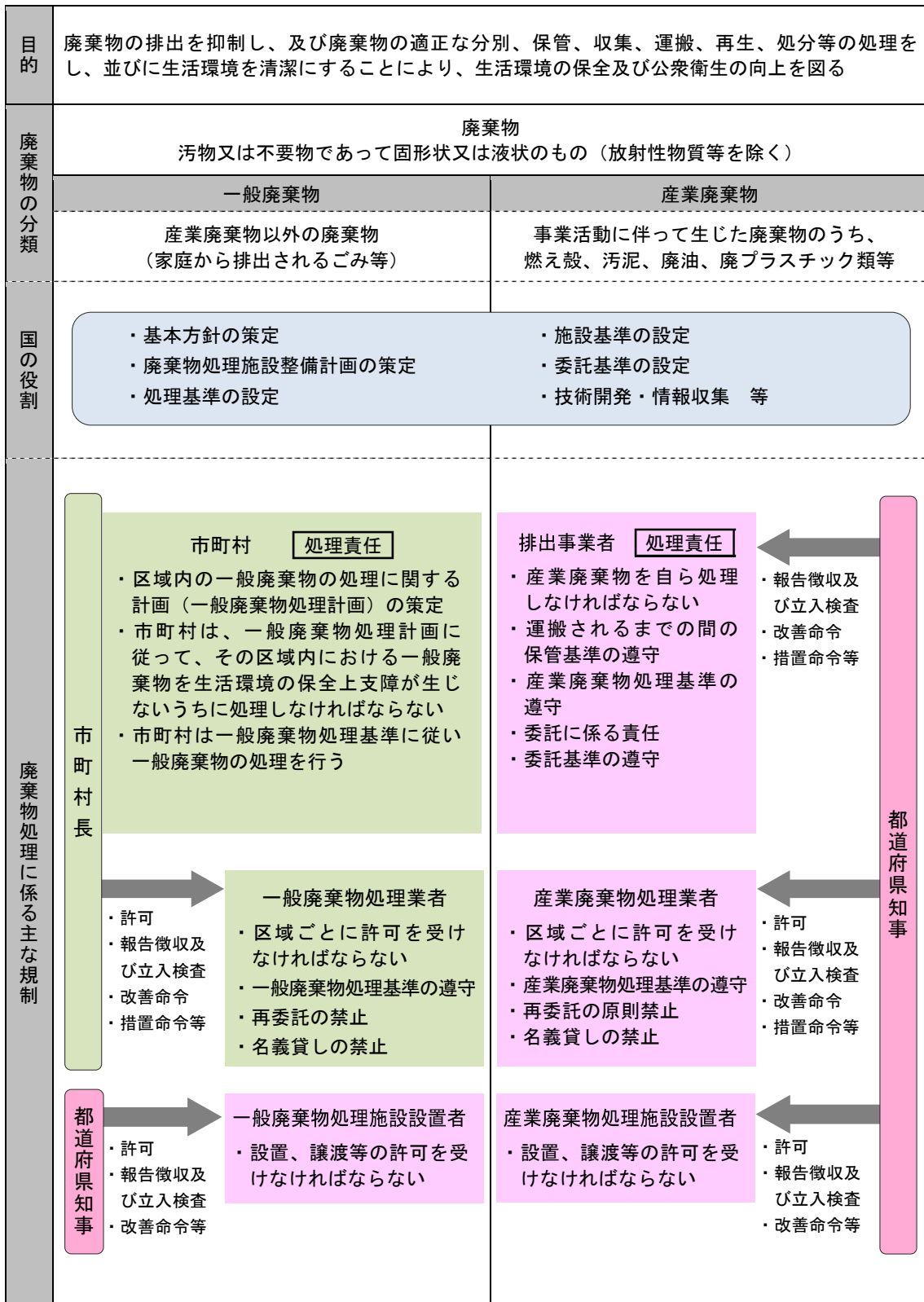
正式な名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」といい、昭和45年の第64回臨時国会（いわゆる「公害国会」）において、他の公害関係立法とともに成立しています。

法の目的は、法の成立時は廃棄物の適正処理や公衆衛生の向上が主なものとしていましたが、現在では廃棄物の排出抑制や分別、再利用等を推進することの重要性を鑑み、これらの概念についても目的として追加されています。

資表 3-2 廃棄物処理法の概要

目的	①廃棄物の排出抑制、②廃棄物の適正な処理（運搬、処分、再生等）、③生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること	
定義	廃棄物 ○汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く）	
	一般廃棄物	産業廃棄物
	○産業廃棄物以外の廃棄物	○事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の廃棄物
	特別管理一般廃棄物 ○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある一般廃棄物	特別管理産業廃棄物 ○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある産業廃棄物
処理責任等	○市町村が自ら作成した一般廃棄物処理計画に従って、生活環境の保全上の支障が生じないうちに行う	○事業者が、その責任において、自ら又は許可業者への委託により行う
処理業 （収集運搬業又は処分業）	○市町村長の許可制 ○施設及び申請者の能力が基準に適合し、申請内容が一般廃棄物処理計画に適合する場合に許可	○都道府県知事の許可制 ○施設及び申請者の能力が基準に適合する場合等に許可
指導監督	○市町村長による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等
処理施設	○都道府県知事の許可制（ただし市町村が設置する場合は届出） ○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可	○都道府県知事の許可制 ○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可
指導監督	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等 ○都道府県知事による定期検査	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等 ○都道府県知事による定期検査
輸出入規制	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認が必要	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認が必要 ○適正処理確保の観点から、輸入には環境大臣の許可が必要
再生利用に係る特例	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設の設置の許可は不要	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設の設置の許可は不要
広域的処理に係る特例	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要
投棄禁止	○何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない	
焼却禁止	○何人も、処理基準に従って行う場合等を除き、廃棄物を焼却してはならない	
罰則	○不法投棄・不法焼却の場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科（法人によるものは、3億円以下の罰金）	

資料：「循環型社会白書」（平成18年版）環境省



資料：「循環型社会白書」（平成18年版）環境省

資図 3-3 廃棄物処理法のしくみ

## ②関係者の責務と役割

廃棄物処理法では、廃棄物の処理に係る関係者（国民、事業者、地方公共団体及び国）の責務を定めています。

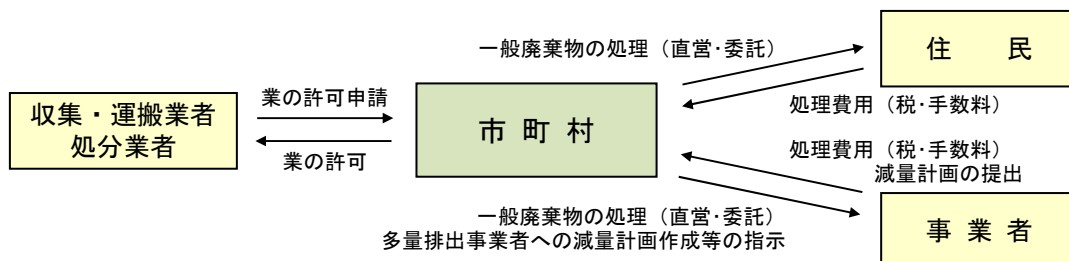
以下に廃棄物処理法に定められた各関係者の責務を示します。

資表 3-3 廃棄物処理に係る関係者の責務

国民	… 廃棄物の排出の抑制や再生利用を図ること等により、廃棄物の減量その他の適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。
事業者	… 事業者の製造する製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正処理が困難とならないようにするための具体的措置として、処理の困難性を自ら評価し適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと、適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと等。
市町村	… ①一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、その適正な処理に必要な措置を講ずるよう務めること等。 ②廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。
都道府県	… ①市町村に対し、一般廃棄物の処理等に係る市町村の責務が十分に果たされるよう必要な技術的援助を与えることに務めるとともに、都道府県の区域内における産業廃棄物の適正な処理が行われるよう必要な措置を講ずることに務めなければならないこと等。 ②廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。
国	… ①廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の促進を図るとともに、市町村及び都道府県に対し、その責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに務めなければならないこと等。 ②廃棄物の排出の抑制等に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。

また、廃棄物処理における市町村の役割として主に以下の事項があります。

- 一般廃棄物処理事業の実施（第4条第1項）
- 国民及び事業者への廃棄物の減量等に関する意識啓発（第4条第4項）
- 一般廃棄物処理計画の策定（第6条第1項）
- 一般廃棄物処理計画に基づく一般廃棄物処理事業の実施（第6条の2第1項）
- 多量排出事業者に対する減量計画作成等の指示（第6条の2第5項）
- 一般廃棄物の収集・運搬業、処分業の許可（第7条第1、6項）

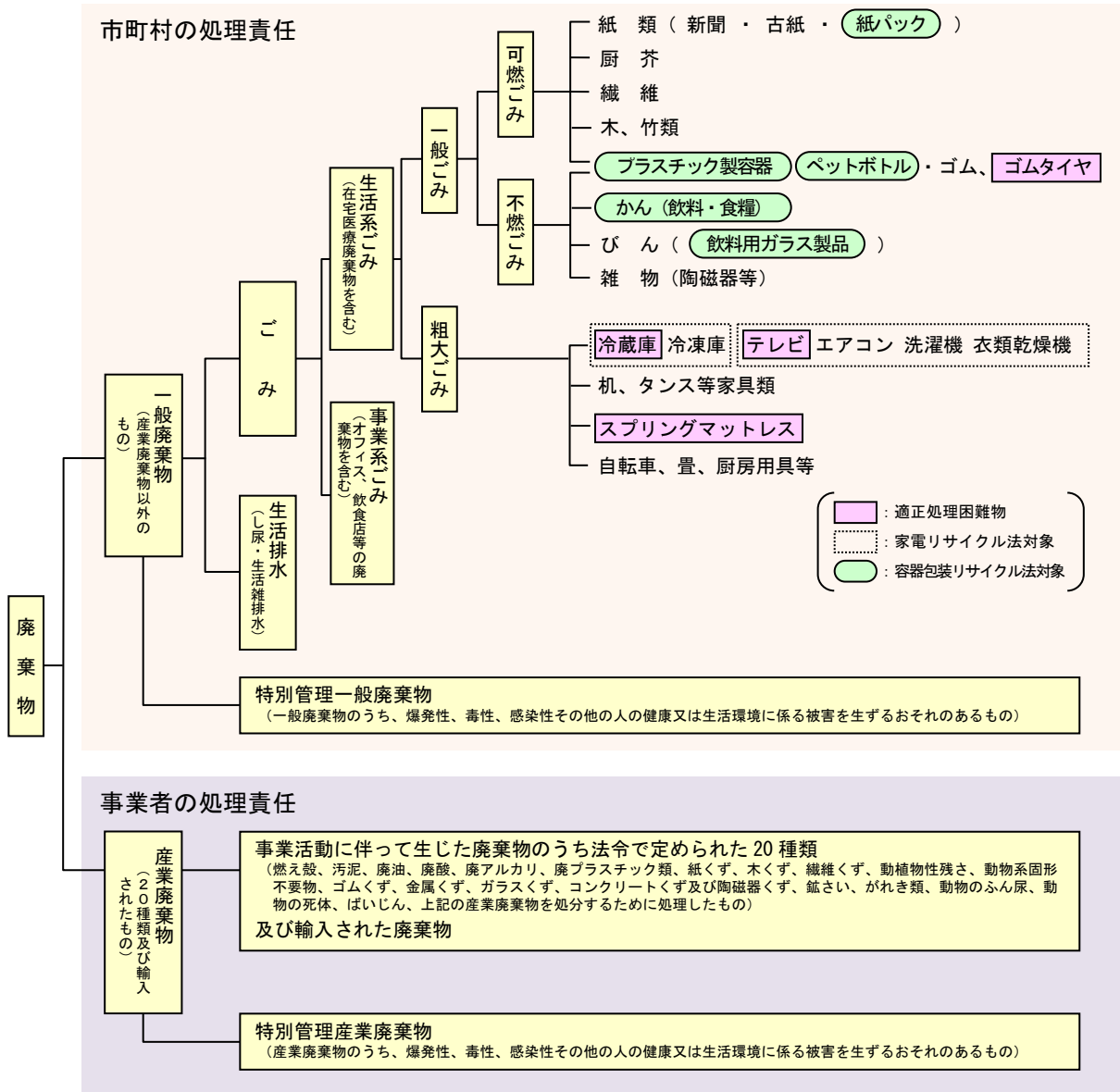


資図 3-4 一般廃棄物の処理における市町村の主な役割

### ③廃棄物の区分

廃棄物処理法では、廃棄物とは自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないために不要になったものであって、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿等の汚物または不要物で、固形状又は液状のものとしています。ただし、放射性物質及びこれに汚染されたものは別の法律の対象となっています。

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されています。



※「一般廃棄物」の区分は性状による一般的な区分を示しており、特定の市町村等の分別区分を示すものではない。

資図 3-5 廃棄物の区分

#### ④一般廃棄物の種類

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことで、主に家庭から発生する生活系ごみ、オフィスや飲食店から発生する産業廃棄物以外の事業系ごみも含まれます。さらにごみは一般ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ等）と粗大ごみに分けられ、品目によって容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等の適用を受けます。また、その他、し尿（生活排水）も一般廃棄物となります。

#### ⑤産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、その性状及び量的な観点から、市町村において適正な処理が困難であると考えられる廃棄物であり、法で定められた 6 種類と政令で定められた 14 種類の合計 20 種類の廃棄物のことです。

資表 3-4 産業廃棄物の種類

	種 類	内 容	業種指定
法	1. 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、産業廃棄物の焼却残さ	
	2. 汚泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工場の排水処理汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ペントナイト汚泥、炭酸カルシウムかす等	
	3. 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ、タンクスラッジ等	
	4. 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機塩酸類等、すべての酸性廃液	
	5. 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液等、すべてのアルカリ性廃液	
	6. 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等、固形状液状のすべての合成高分子系化合物	
政令	7. 紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る	有
	8. 木くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材、木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、パレット、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る	有
	9. 繊維くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る	有
	10. 動物又は植物に係る固形状の不要物	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有
	11. 獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物	と畜場で解体等をした獣畜や、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	有
	12. ゴムくず	天然ゴムくず	
	13. 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず等	
	14. ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず等	
	15. 鉱さい	高炉・平炉・電気炉等の溶解炉のかす、キューポラのノロ、ボタ、不良石炭、紛灰かす等	
	16. がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	
	17. 動物のふん尿	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等のふん尿	有
	18. 動物の死体	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等の死体	有
	19. ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は、上記1～18の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
	20. その他	上記1～19に掲げる産業廃棄物又は輸入された廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、施行令第2条」

## ⑥特別管理廃棄物の種類

特別管理廃棄物は、平成3年7月に施行された改正廃棄物処理法によって定められたものであり、爆発性、毒性、感染性等の性状を有し、その処理等に伴い人体や環境に悪影響を与えるおそれがある一般廃棄物及び産業廃棄物とされています。

それぞれ、「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」に区分されています。

資表 3-5 特別管理廃棄物の種類

区分	主な分類	概要	
特別管理一般廃棄物	PCB 使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれる PCB を使用する部品	
	廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収したもの	
	ばいじん	ごみ処理施設のうち、集じん施設によって集められたもの	
	ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたものでダイオキシン類を含むもの	
	感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの	
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く）	
	廃酸	著しい腐食性を有する pH2.0 以下の廃酸	
	廃アルカリ	著しい腐食性を有する pH12.5 以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される産業廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの	
	特定有害産業廃棄物	廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
		PCB 汚染物	PCB が染みこんだ汚泥、PCB が塗布され若しくは染みこんだ紙くず、PCB が染みこんだ木くず若しくは繊維くず、PCB が付着・封入されたプラスチック類若しくは金属くず、PCB が付着した陶磁器くず若しくはがれき類
		PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもので PCB を含むもの
		廃水銀等	水銀使用製品の製造の用に供する施設等において生じた廃水銀又は廃水銀化合物、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
		指定下水汚泥	下水道法施行令第 13 条の 4 の規定により指定された汚泥
		鉱さい	重金属等を一定濃度以上含むもの
		廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉塵発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
		燃え殻	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
		ばいじん	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
		廃油	有機塩素化合物等、1,4-ジオキサンを含むもの
		汚泥、廃酸、廃アルカリ	重金属等、PCB、有機塩素化合物、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの

資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書」（令和3年版）環境省

## ア. PCB（ポリ塩化ビフェニル）

PCBは工業製品としてさまざまな用途に用いられてきましたが、毒性がある物質であることが明らかになり、昭和49年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止されました。その後、平成13年にPCB廃棄物処理特別措置法が制定され、15年後の平成28年までに処理を終えることとされていましたが、平成24年の法改正により令和9年までに処理を終えるよう期限の見直しが行われました。

また、平成26年のPCB廃棄物処理基本計画の変更により、高濃度PCB廃棄物については、事業エリア別に早期処理完了期限が定められています。

資表 3-6 PCB廃棄物の保管状況 (令和2年3月31日現在)

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業場数	保管量	事業場数	保管量	事業場数	保管量
変圧器（トランス）	269	約1,100台	14,076	約43,000台	715	約1,800台
コンデンサー（3kg以上）	7,261	約33,000台	5,333	約21,000台	803	約2,600台
コンデンサー（3kg未満）	1,621	約880,000台	1,475	約100,000台	239	約14,000台
柱上変圧器（柱上トランス）	—	—台	244	約170,000台	16	約600台
安定器	9,383	約2,100,000個	578	約65,000個	761	約51,000個
PCBを含む油	423	約440トン	2,040	約14,000トン	94	約13トン
感圧複写紙	72	約38トン	75	約160トン	11	約850トン
ウエス	809	約120トン	1,210	約270トン	112	約30トン
OFケーブル	—	—トン	62	約1,300トン	0	0トン
汚泥	82	約530トン	205	約5,900トン	35	約320トン
塗膜	9	約5トン	286	約4,300トン	3	約0.26トン
その他の機器	221	37,957台	3,192	20,391台	164	619台
その他	1,300	約967トン	3,036	約13,684トン	286	約266トン

資料：「PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計結果（令和元年度）について」環境省

資表 3-7 PCB使用製品の所有状況 (令和2年3月31日現在)

製品の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業場数	所有量	事業場数	所有量	事業場数	所有量
変圧器（トランス）	56	約120台	10,963	約39,000台	1,697	約4,500台
コンデンサー（3kg以上）	809	約1,600台	1,132	約5,300台	2,015	約3,800台
コンデンサー（3kg未満）	66	約4,300台	325	約8,400台	114	約1,200台
柱上変圧器（柱上トランス）	—	—台	103	約11,000台	8	9台
安定器	1,429	約69,000個	—	—個	275	約11,000個
PCBを含む油	12	約2kg	82	約270,000kg	9	約22kg
感圧複写紙	0	0kg	0	0kg	0	0kg
ウエス	1	約11kg	3	約4,000kg	0	0kg
OFケーブル	—	—kg	88	約430,000kg	0	0kg
汚泥	1	約23kg	3	約11,000kg	0	0kg
塗膜	1	0kg	100	約710,000kg	4	0kg
その他の機器	14	95台	1,438	6,849台	176	646台
その他	21	2,375kg	302	1,799,149kg	71	4,309kg

資料：「PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計結果（令和元年度）について」環境省

## イ. ダイオキシン類

ダイオキシン類は、物の燃焼の過程等で自然に生成する物質（副生成物）であり、ダイオキシン類の約 200 種のうち、29 種類に毒性があるとみなされています。

ダイオキシン類の現在の発生源は製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガス等のさまざまな発生源がありますが、主な発生源はごみ焼却による燃焼であるといわれています。

昭和 58 年 11 月に都市ごみ焼却炉の灰からダイオキシン類を検出したと新聞紙上で報じられたことが契機となって、ダイオキシン問題に大きな関心が向けられるようになりました。

ダイオキシン類対策は平成 11 年 3 月に策定されたダイオキシン対策推進基本指針と、平成 11 年 7 月に成立したダイオキシン類対策特別措置法の 2 つを基に進められています。

資表 3-8 ダイオキシン類の事業分野別の推計排出量及び削減目標量

事業分野	当面の間における 削減目標量 (g-TEQ/年)	推計排出量 (g-TEQ/年)		
		平成9年における量	平成15年における量	令和元年における量
1 廃棄物処理分野	106	7,205~7,658	219~244	56
(1) 一般廃棄物焼却施設	33	5,000	71	20
(2) 産業廃棄物焼却施設	35	1,505	75	17
(3) 小型廃棄物焼却炉等（法規制対象）	22	—	37	10.2
(4) 小型廃棄物焼却炉（法規制対象外）	16	700~1,153	35~60	9.0
2 産業分野	70	470	150	45
(1) 製鋼用電気炉	31.1	229	81.5	18.6
(2) 鉄鋼業焼結施設	15.2	135	35.7	9.0
(3) 亜鉛回収施設（焙焼炉、焼結炉、 溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉）	3.2	47.4	5.5	1.2
(4) アルミニウム合金製造施設 （焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉）	10.9	31.0	17.4	9.6
(5) その他の施設	9.8	27.3	10.3	6.3
3 その他	0.2	1.2	0.6	0.1
合計	176	7,676~8,129	369~395	101

注1：平成9年及び平成15年の排出量は毒性等価係数としてWHO-TEF（1998）を、令和元年の排出量及び削減目標量は可能な範囲でWHO-TEF（2006）を用いた値で表示した。

注2：削減目標量は、排出ガス及び排水中のダイオキシン類削減措置を講じた後の排出量の値。

注3：前回計画までは、小型廃棄物焼却炉等については、特別法規制対象及び対象外を一括して目標を設定していたが、今回から両者を区分して目標を設定することとした。

注4：「3 その他」は下水道終末処理施設及び最終処分場である。前回までの削減計画には火葬場、たばこの煙及び自動車排出ガスを含んでいたが、平成 24 年の計画では目標設定対象から除外した（このため、過去の推計排出量にも算入していない）。

資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書」（令和3年版）環境省



## ウ. 感染性廃棄物

感染性廃棄物とは、環境省の「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」によると、「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物またはこれらのおそれのある廃棄物」とされています。

以下に、医療関係機関等から発生する主な廃棄物と感染性廃棄物の判断基準及びその判断フローを示します。

資表 3-9 医療関係機関等から発生する主な廃棄物

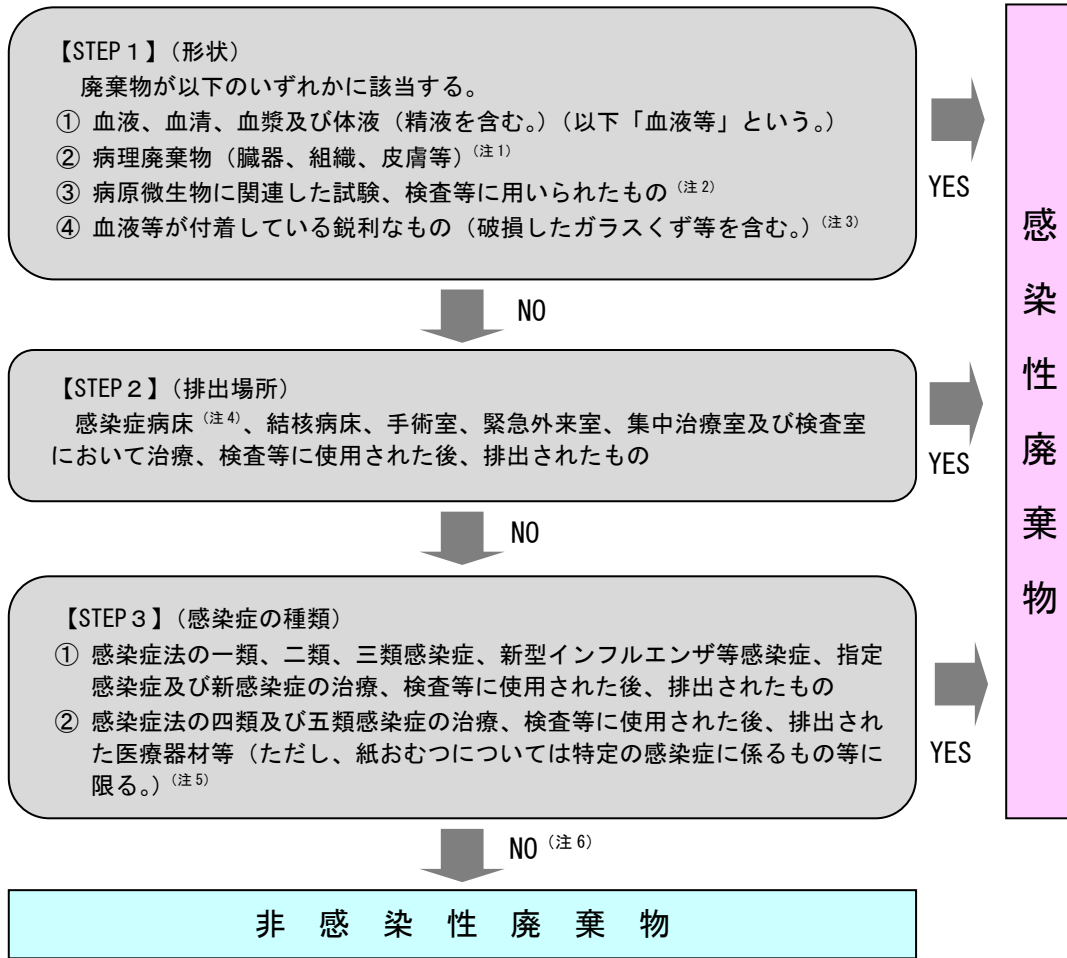
種類	例
産業廃棄物	
燃え殻	焼却灰
汚泥	血液（凝固したものに限る。）、検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
廃油	アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その他の油
廃酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液（凝固していない状態のもの）、その他のアルカリ性の液
廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹脂製のもの
ゴムくず	天然ゴムの器具類、ディスポーザブルの手袋等
金属くず	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの
一般廃棄物	紙くず類、厨芥、繊維くず（包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類）、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等

資料：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月）環境省

資表 3-10 感染性廃棄物の判断基準

<p>1 形状の観点</p> <p>(1) 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）（以下「血液等」という。）</p> <p>(2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物（摘出又は切除された臓器、組織、郭清に伴う皮膚等）</p> <p>(3) 血液等が付着した鋭利なもの</p> <p>(4) 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの</p> <p>2 排出場所の観点</p> <p>感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室（以下「感染症病床等」という。）において治療、検査等に使用された後、排出されたもの</p> <p>3 感染症の種類</p> <p>(1) 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの</p> <p>(2) 感染症法の一類及び二類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ディスポーザブル製品、衛生材料等（ただし、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る。）</p> <p>通常、医療関係機関等から排出される廃棄物は「形状」、「排出場所」及び「感染症の種類」の観点から感染性廃棄物の該当性について判断ができるが、これらいずれの観点から判断できない場合であっても、血液等その他の付着の程度やこれらが付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者（医師、歯科医師及び獣医師）によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。</p> <p>なお、非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては感染性廃棄物と同等の取扱いとする。</p>
---

資料：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月）環境省



（注）次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

- ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）

（注1）ホルマリン漬臓器等を含む。

（注2）病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

（注3）医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

（注4）感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

（注5）医療器材（注射針、メス、ガラスくず等）、ディスポーザブルの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液パック、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿等）、紙おむつ、標本（検体標本）等

なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつは、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

（注6）感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

資料：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月）環境省


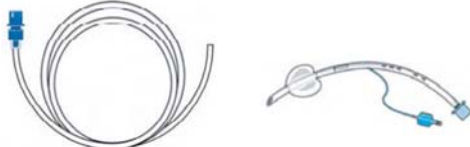



資図 3-6 感染性廃棄物の判断フロー

⑦在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物は、在宅医療に関わる医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物をいい、廃棄物処理法上、市町村が処理責任を負うこととされています。

在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会では、現段階で最も望ましい処理方法として、①注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する、②その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する、という方法が考えられるとしています。

資表 3-11 主な在宅医療廃棄物の種類及び感染等への留意

分類	種類	具体例	感染等への留意 <sup>※1</sup>
鋭利ではないもの	ビニールバッグ類	輸液、蓄尿、CAPD、栄養剤バッグ 等  栄養剤バッグ      CAPD バッグ	×
	チューブ・カテーテル類	吸引チューブ、輸液ライン 等  チューブ類      カテーテル類	
	注射筒 (針以外の部分)	 使い捨てペン型 インスリン注入器      栄養剤注入器 ※針は付属しない	
	脱脂綿・ガーゼ		
鋭利ではあるが安全な仕組みをもつもの	ペン型自己注射針  (針ケース装着時)	○ <sup>※2</sup>	
鋭利なもの	医療用注射針、点滴針  自己注射以外の医療用注射針	○	

※1 「感染等への留意」は、○：取扱いによっては感染等への留意が必要なもの、×：通常、感染等への留意が不要なもの

※2 鋭利なもののうちペン型自己注射針は、針ケースを装着した場合、「感染等への留意」は「×」となる

資料：「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」（平成 20 年 3 月）環境省

## ⑧適正処理困難物等の種類

適正処理困難物は本来、事業者がその処理・処分に深く係わるべきものであるとの認識から、廃棄物処理法では事業者の処理・処分に対する協力について第6条の3の規定を設けています。

家庭等から排出される一般廃棄物には様々な種類のものがありますが、この中には市町村が有する技術、設備ではその適正な処理を行うことが困難なものもあり、これらの一般廃棄物の適正な処理の実施を確保することが重要な問題となっています。廃棄物処理法第6条の3の規定は、このような一般廃棄物の処理について、一般廃棄物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得て行うことが適当であるとの認識のもと、平成3年10月に改正された廃棄物処理法に新たに設けられたものです。

本条の規定は、本条第1項に基づき厚生大臣（現環境大臣）が指定した一般廃棄物の処理について、市町村長は当該市町村においてその処理が適正に行われることを補完するために、指定された一般廃棄物であって廃棄物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者（以下「特定事業者」という。）に対し必要な協力を求めることができるとしたものです。

なお、市町村は、一般廃棄物の適正な処理を確保する責務を有することから、指定一般廃棄物の処理を直接に行わない場合であっても、その処理経路等について承知しておく必要があるものとされており、また、指定一般廃棄物について特定事業者が市町村に対して行う協力が円滑に行われるように努め、指定一般廃棄物について適正な処理を確保してもらいたいとされています。

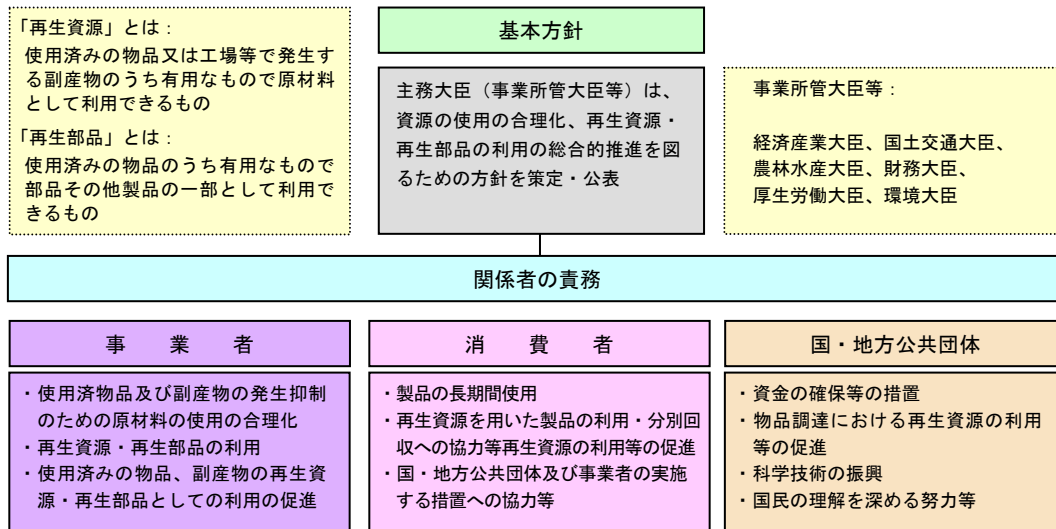
### 指定を行う一般廃棄物（適正処理困難物）

- ①廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）
- ②廃テレビ受像機（25型以上の大きさのものに限る。）
- ③廃電気冷蔵庫（250リットル以上の内容積を有するものに限る。）
- ④廃スプリングマットレス

#### (4) 資源有効利用促進法

正式な名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」といい、平成 3 年に成立した「再生資源の利用の促進に関する法律」の抜本改正により、平成 12 年に成立、平成 13 年 4 月に施行された法律です。

この法律では、①副産物の発生抑制や再資源化を行うべき業種、②再生資源・再生部品を利用すべき業種、③原材料等の合理化等を行うべき製品、④再生資源または再生部品の利用の促進を行うべき製品、⑤分別回収を促進するための表示を行うべき製品、⑥自主回収・再生資源化を行うべき製品、⑦再生資源として利用することを促進すべき副産物を指定し、それぞれに係る事業者に一定の義務づけを行い、事業者の自主的な取組の促進を図っています。



資料：「循環型社会白書」（平成 18 年版）環境省

資図 3-7 資源有効利用促進法の概要



資料：「一般社団法人パソコン3R推進協会ホームページ」（<https://www.pc3r.jp>）

資図 3-8 パソコンリサイクルの流れ

(5) プラスチック資源循環法

正式な名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」といい、令和3年6月11日に公布、令和4年4月1日に施行予定の法律です。

この法律では、海洋プラスチックごみや気候変動等の問題に密接に関係するプラスチックについて、使用の抑制や合理化、資源として循環すること等を促進することによって、これらの諸問題に対応していくことを目的としています。



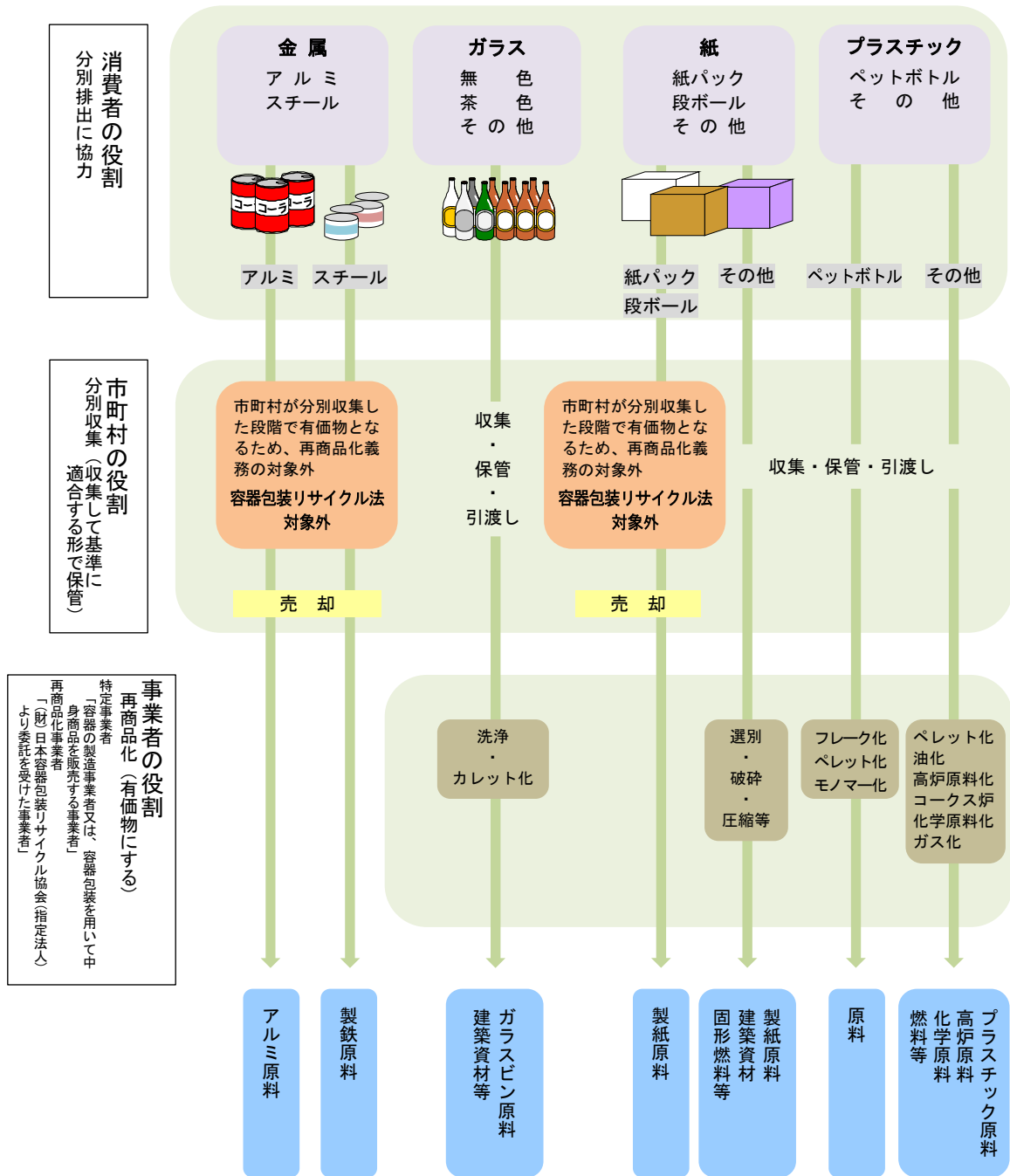
資料：「プラスチック資源循環法関連」環境省

資図 3-9 プラスチック資源循環法の流れ

## (6) 容器包装リサイクル法

正式な名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、平成7年に成立した法律です。

この法律では、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、生活系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別排出、市町村は分別収集、容器を製造または商品に容器包装を用いる事業者は再商品化という役割分担を定めています。



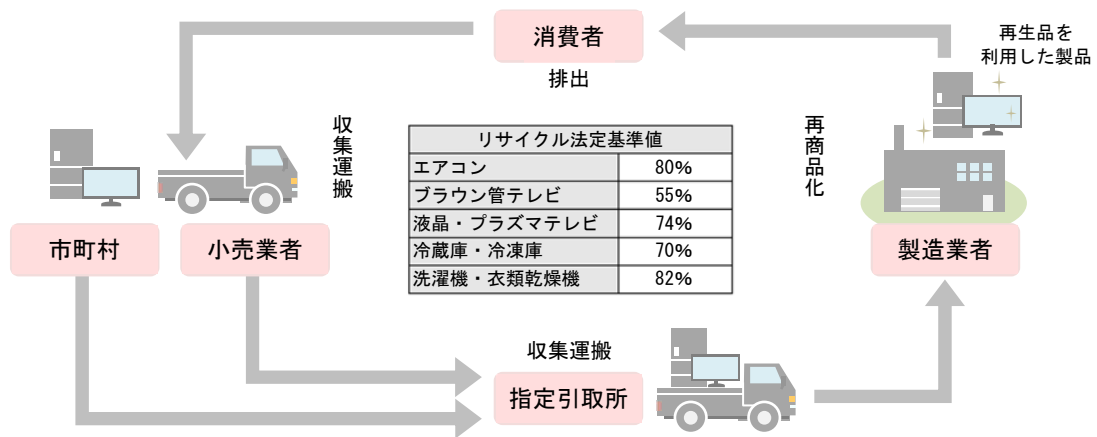
資図 3-10 容器包装リサイクル法の流れ

(7) 家電リサイクル法

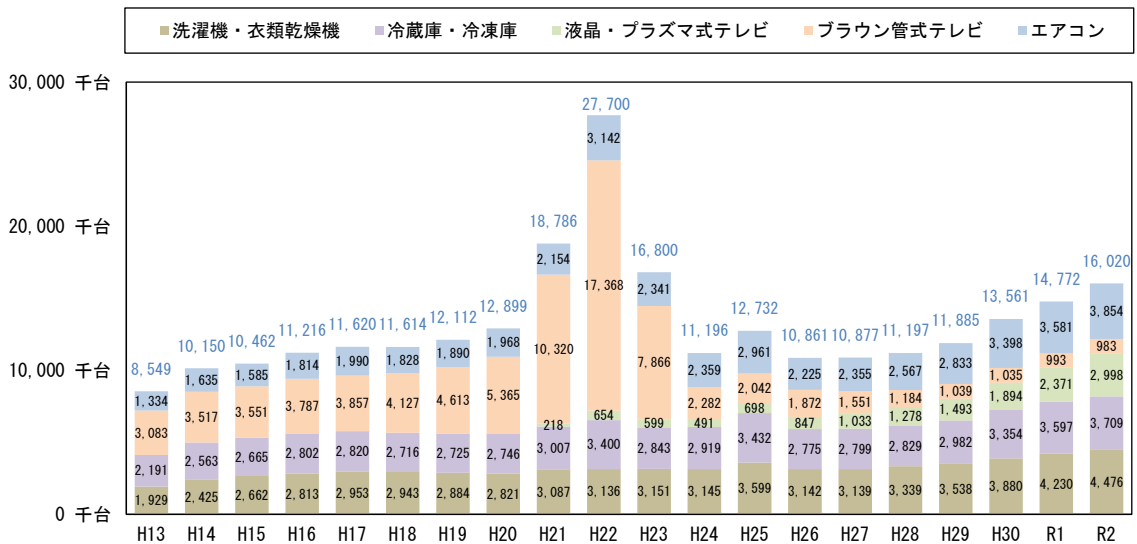
正式な名称は「特定家庭用機器再商品化法」といい、平成10年に成立した法律です。

家庭用電化製品の中でも特にエアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機の4品目はリサイクルする必要性が高く、その製造業者等に一定の水準以上の再商品化が義務づけられています。

平成21年4月1日より液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象機器に追加され、また、平成23年の地上デジタル放送化に伴い、平成21年～平成22年の間にブラウン管テレビの引取台数が増加しています。



資図 3-11 家電リサイクル法におけるリサイクルの流れ



資料：「家電リサイクル 年次報告書」（令和2年度版）一般財団法人家電製品協会

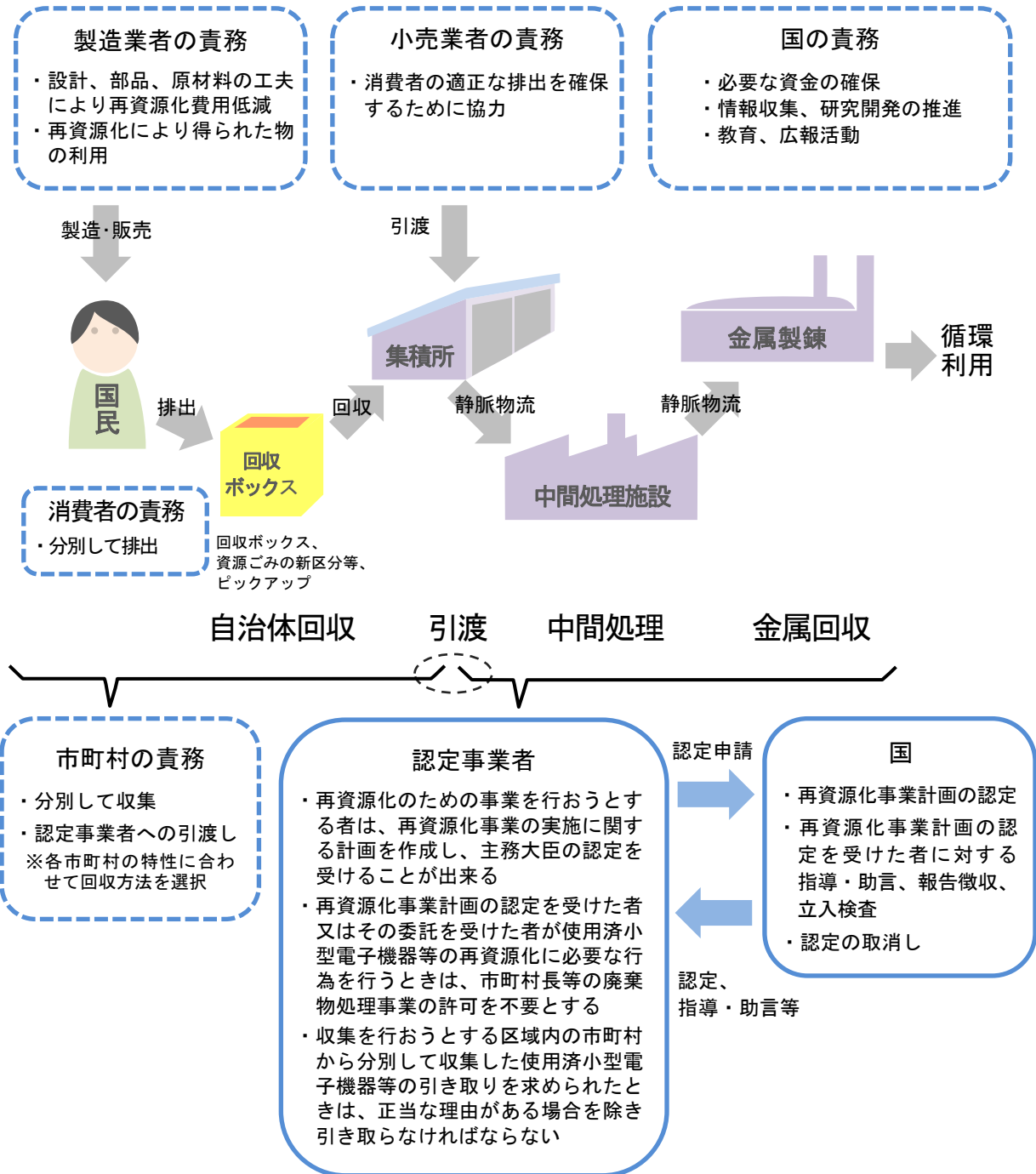
資図 3-12 指定引取場所における引取台数の推移



(8) 小型家電リサイクル法

正式な名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」といい、平成24年に成立した法律です。

この法律では、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に使用されているレアメタルや貴金属等の再資源化を促進するための措置を講ずることによって、廃棄物の適正処理と資源の有効な利用の確保を図るものとしています。



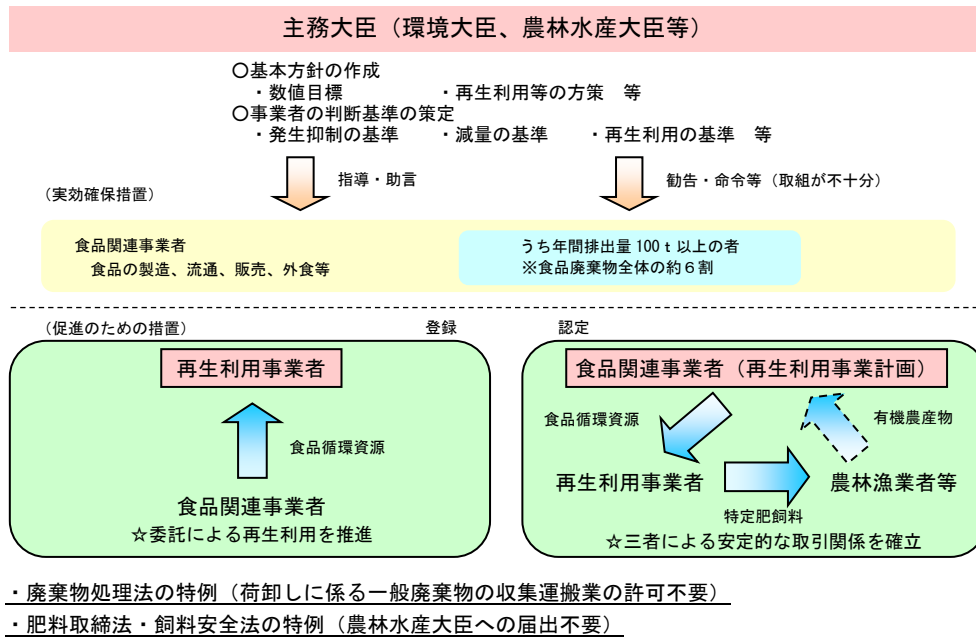
資料：「小型家電リサイクル法 法律の概要」環境省

資図 3-13 小型家電リサイクル法の概要

### (9) 食品リサイクル法

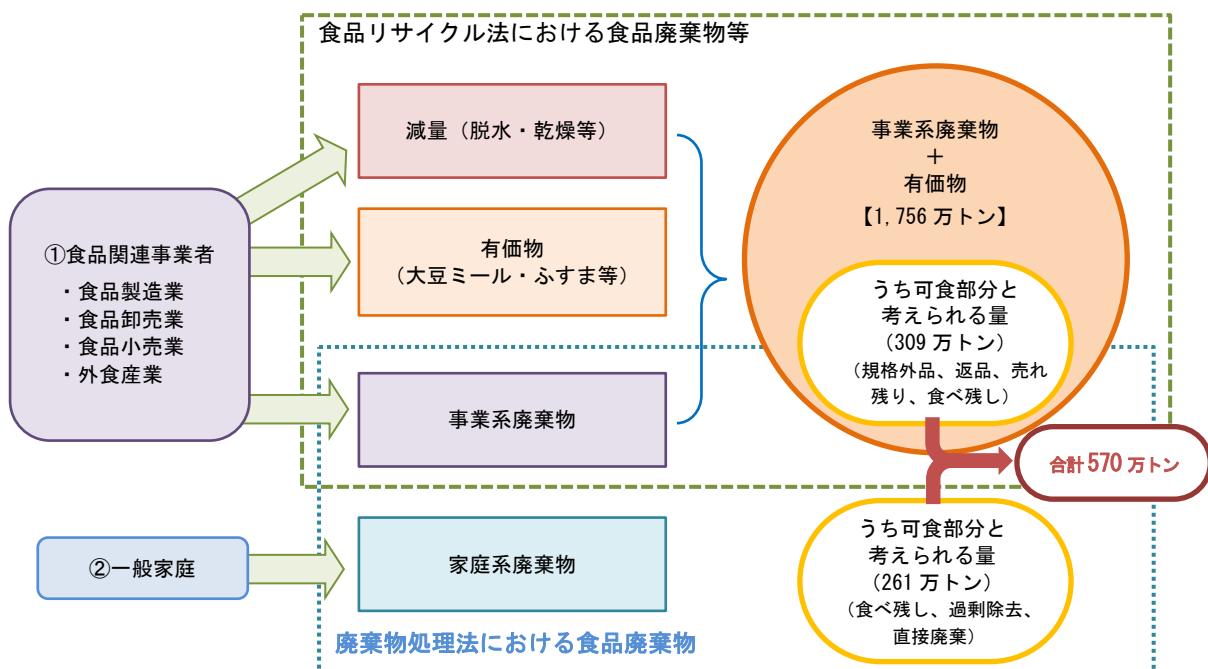
正式な名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、平成 12 年に成立した法律です。

この法律では、食品の売れ残りや食べ残し等について、その発生抑制や減量化を図るとともに、飼料や肥料として再生利用を促進するための措置を講じ、廃棄物の減量、資源の有効利用を図るものとしています。



資料：「循環型社会白書」（平成 18 年版）環境省

資図 3-14 食品リサイクル法の仕組み



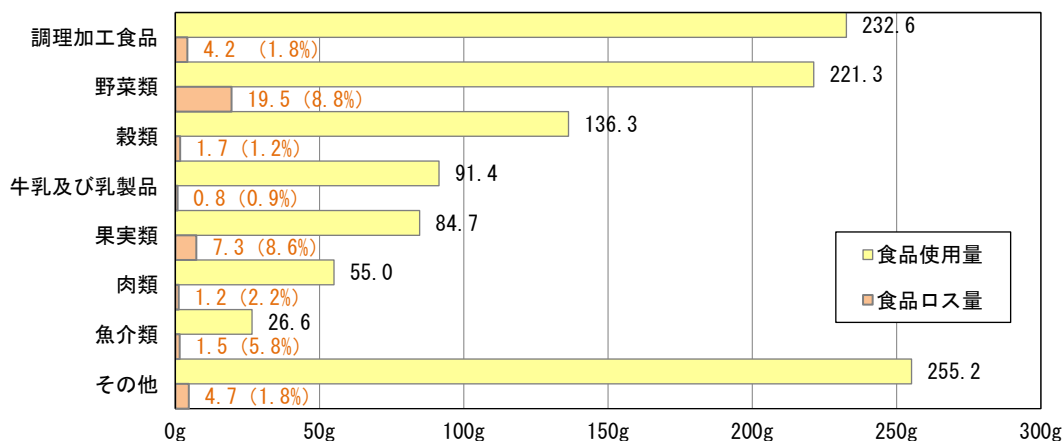
資料：「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢（令和元年度推計）」（令和 3 年 11 月時点版）農林水産省

資図 3-15 食品廃棄物等の発生量（令和元年度推計値）

農林水産省の「食品ロス統計調査・世帯調査（平成 26 年度）」における主な食品別の世帯食\*1 人 1 日当たり食品使用量及び世帯食 1 人 1 日当たり食品ロス量を以下に示します。

世帯食 1 人 1 日当たりの食品使用量は全体で 1,103.1g となっており、食品別にみると「調理加工食品」が 232.6g と最も多くなっています。世帯食 1 人 1 日当たりの食品ロスは全体で 40.9g となっており、食品別にみると「野菜類」が 19.5g と最も多くなっています。なお、全体の食品使用量に対する食品ロスの割合は 3.7% となっています。

※「世帯食」とは、家庭において、朝食、昼食、夕食及び間食のため、調理、飲食したものをいい、惣菜、弁当などを購入して家で食べた場合を含む。なお、外食、学校給食等により飲食したものは除く。



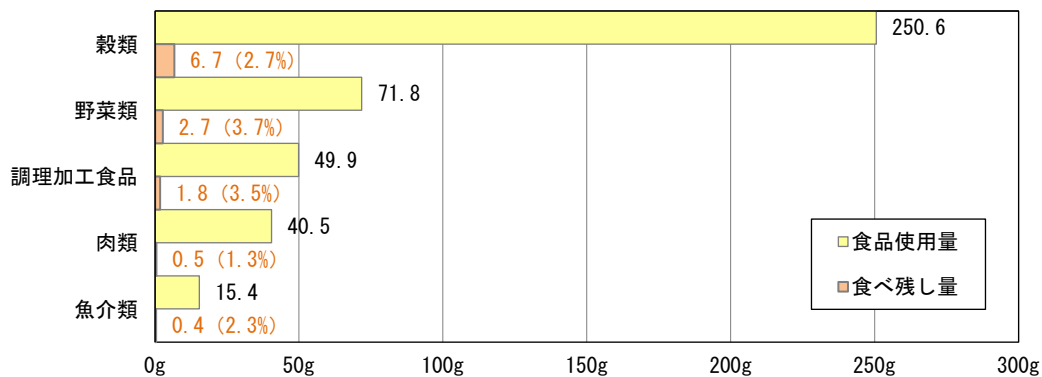
※「その他」とは、「でんぷん」、「豆類」、「きのこ類」、「卵類」、「生鮮海藻類」、「砂糖類」、「油脂類」、「調味料類」、「菓子類」及び「飲料類」を合計したものをいう。

資料：「食品ロス統計調査・世帯調査」（平成 26 年度）農林水産省

資図 3-16 主な食品別の食品使用量及び食品ロス量（世帯食 1 人 1 日当たり）

「食品ロス統計調査・外食調査（平成 27 年度）」の「食堂・レストラン」における 1 食当たりの食品使用量及び食べ残し量の割合を以下に示します。

1 食当たりの食品使用量及び食べ残し量のうち、最も食べ残し量が多いのが「穀類」となっており、食べ残し量の割合では「野菜類」が最も多くなっています。



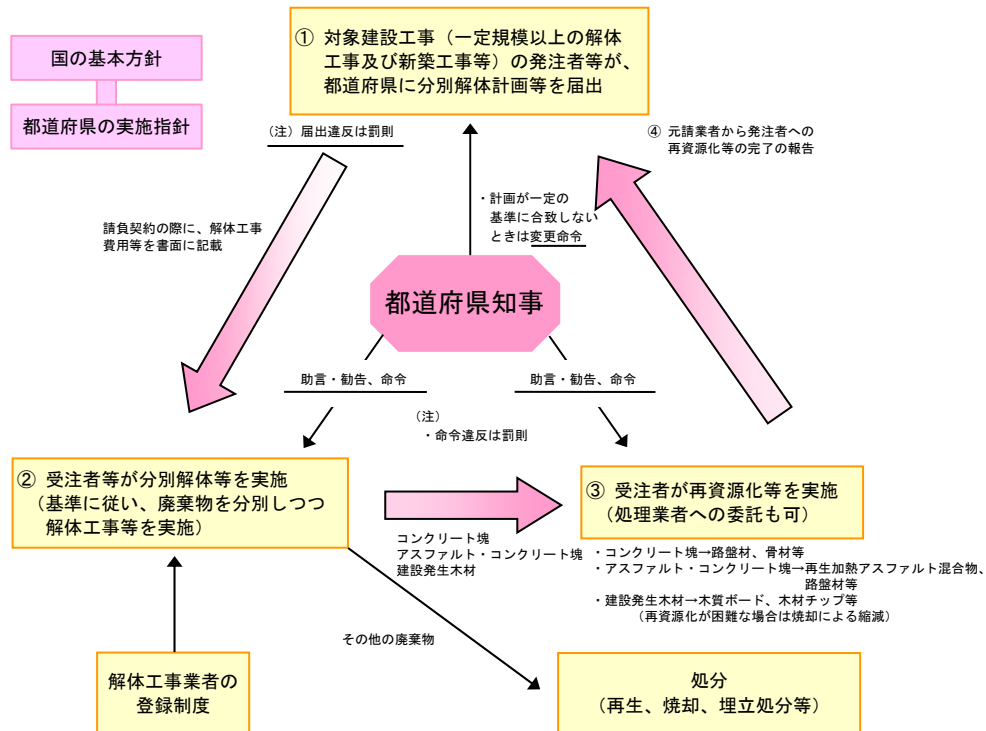
資料：「食品ロス統計調査・外食調査」（平成 27 年度）農林水産省

資図 3-17 主な食品別の 1 食当たりの食べ残し状況（食堂・レストラン）

## (10) 建設リサイクル法

正式な名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」といい、平成12年に成立した法律です。

この法律では、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務づけています。また、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けています。



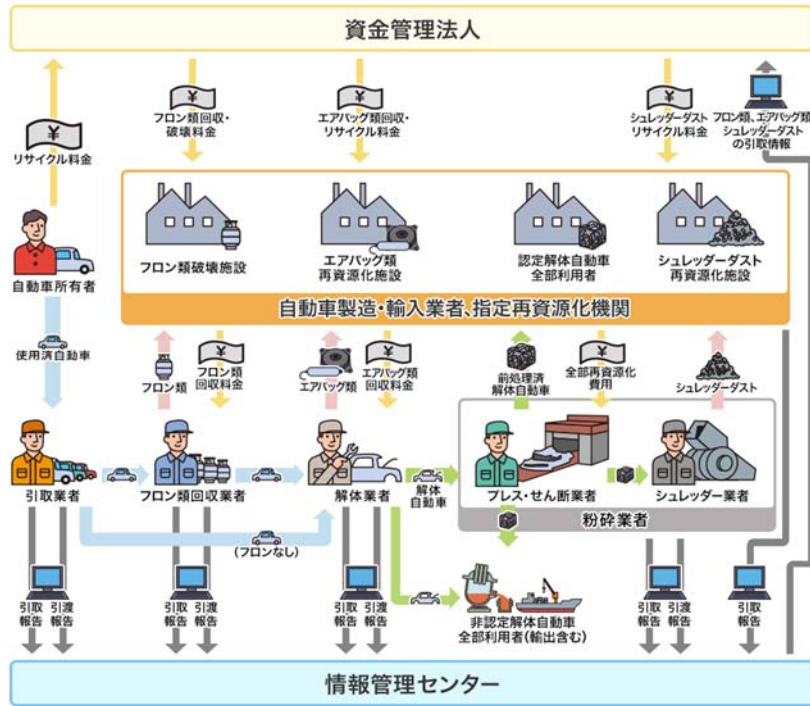
資料：「環境省ホームページ」(<https://www.env.go.jp>)

資図 3-18 建設リサイクル法の概要

(11) 自動車リサイクル法

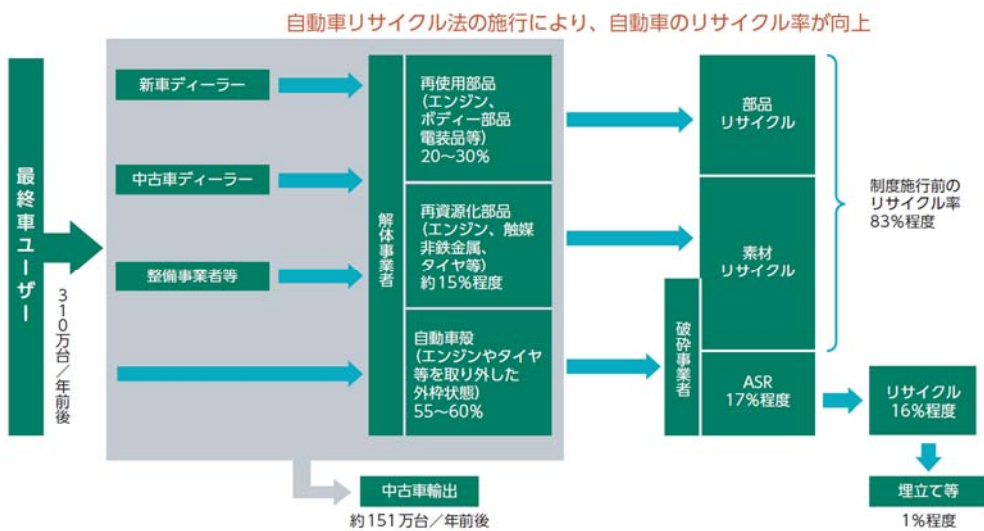
正式な名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」といい、平成 14 年に成立した法律です。

この法律では、自動車製造業者及び関連業者による使用済自動車の引取り、引渡し、再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じ、使用済自動車に係る廃棄物の適正処理、資源の有効利用の確保等を図るものとしています。



資料：「環境省ホームページ」(https://www.env.go.jp)

資図 3-19 自動車リサイクル法の仕組み



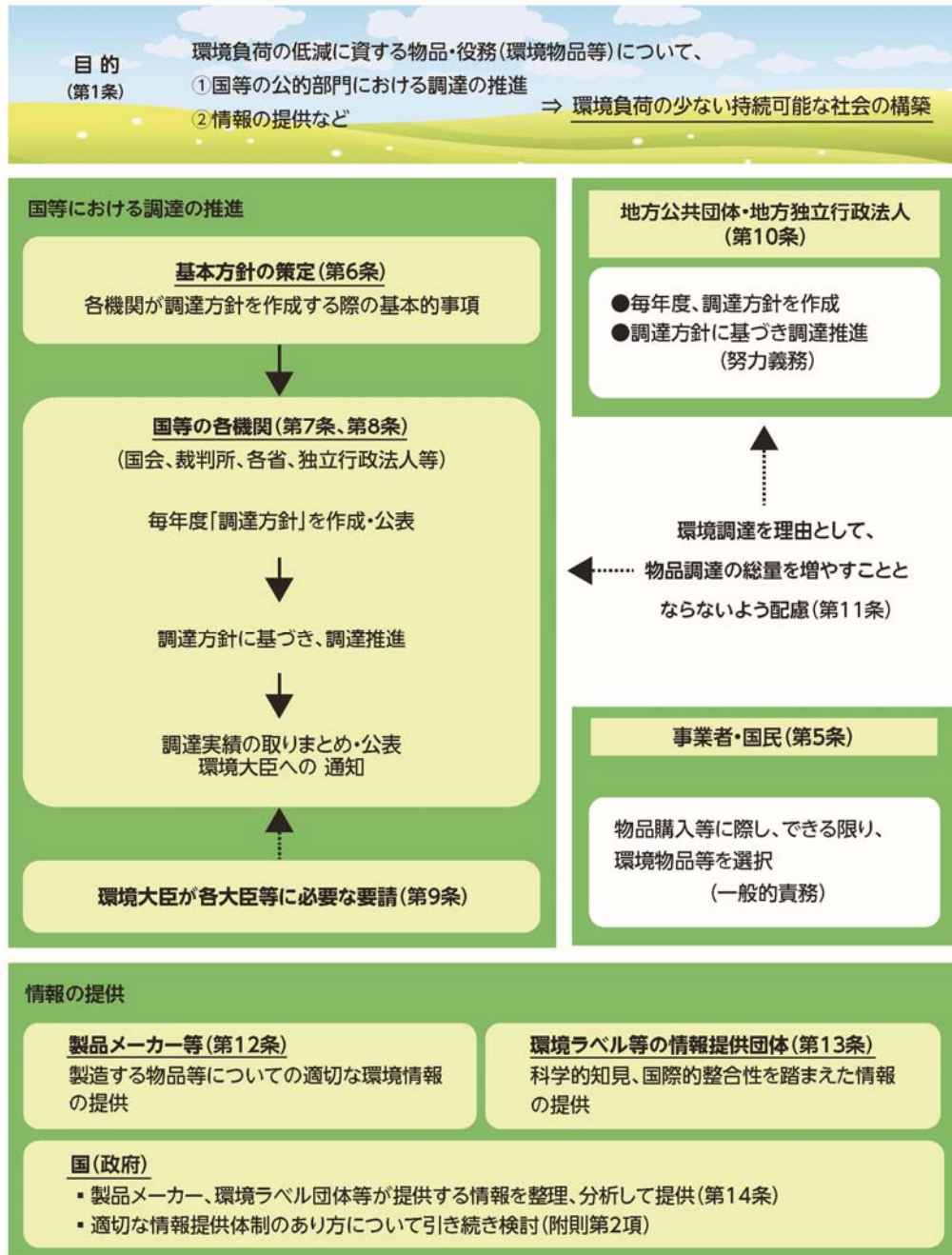
資料：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書」(平成 30 年版) 環境省

資図 3-20 使用済自動車処理のフロー

(12) グリーン購入法

正式な名称は「国等による環境物品等の調達に関する法律」といい、平成12年に成立した法律です。

この法律では、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としています。



資料：「グリーン購入法パンフレット」（平成 29 年 2 月）環境省

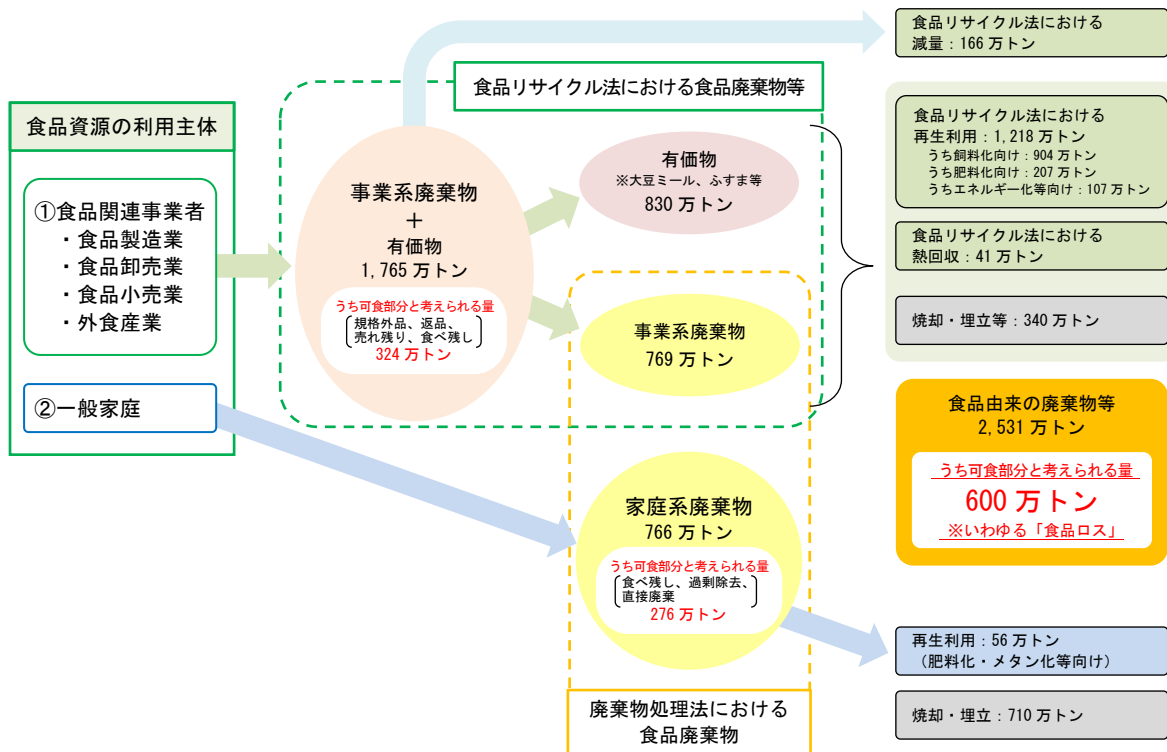
資図 3-21 グリーン購入法の仕組み

### (13) 食品ロス削減推進法

正式な名称は「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）といい、令和元年10月1日から施行されています。

この法律では、食品ロスの削減について、国や地方公共団体、事業者、消費者等が連携して取り組んでいくことを目的として制定された法律です。

食品ロスは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、国内では年間600万トン以上（平成30年度）、県内では6万トン以上（令和元年度）が発生しているといわれています。この量は1人1日あたりに換算すると約110～120グラムに相当し、お茶碗1杯分のごはんの量に近い量が捨てられていることになっています。



- 資料：・事業系食品ロスについては、食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果と農林水産省大臣官房統計部「食品循環資源の再生利用等実態調査結果（平成29年度）」等を基に、農林水産省食料産業局において推計。  
 ・家庭系食品ロスについては、「令和2年度食品循環資源の再生利用等の促進に関する実施状況調査等業務報告書」を基に、環境省環境再生・資源循環局において推計。  
 ・事業系廃棄物及び家庭系廃棄物の量は、「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況」（環境省）等を基に、環境省環境再生・資源循環局において推計。
- 注：・事業系廃棄物の「食品リサイクル法における再生利用」のうち「エネルギー化等」とは、食品リサイクル法で定めるメタン、エタノール、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品の製造である。  
 ・端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがある。

資図 3-22 食品廃棄物等の利用状況等（平成30年度推計）

## 2. 環境保全に係る関係法令

### (1) 大気汚染関係

大気汚染に係る環境基準については、昭和 44 年 2 月に硫黄酸化物、45 年 2 月に一酸化炭素、47 年 1 月に浮遊粒子状物質、48 年 5 月に二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準が設定されています。また、昭和 48 年 5 月には二酸化硫黄に係る環境基準が改正され、これまでに環境基準が設定されていた一酸化炭素等と併せて告示されています。近年では、平成 11 年 12 月にダイオキシン類に係る環境基準が設定され、平成 21 年 9 月には微小粒子状物質 (PM2.5) に係る環境基準が設定されています。

資表 3-12 大気汚染に係る環境基準

告示	物質	環境上の条件	達成期間
昭和 48・5・8 環告 25	二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること	維持され又は 5 年以内に達成
	一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること	維持され又は早期に達成
	浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること	維持され又は早期に達成
	光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること	維持され又は早期に達成
昭和 53・7・11 環告 38	二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	1 時間値の 1 日平均値が 0.06ppm を超える地域は、原則として 7 年以内 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内の地域は、現状を維持する
平成 9・2・4 環告 4	ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること	維持又は早期に達成
	トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること	維持又は早期に達成
	テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること	維持又は早期に達成
	ジクロロメタン (H13.4.20)	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること	維持又は早期に達成
平成 11・12・27 環告 68	ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること	達成されていない地域は可及的速やかに達成 現に達成されている地域又は達成された地域は、その維持に努める
平成 21・9・9 環告 33	微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること	維持又は早期に達成

#### 備考

1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
3. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
4. この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は、場所については、適用しない。
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

資料：「大気の汚染に係る環境基準について」(S48.5.8 環告25、H8.10.25 環告73最終改正)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(S53.7.11 環告38、H8.10.25 環告74 最終改正)

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(H9.2.4 環告4、H30.11.19 環告100 最終改正)

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準」(H11.12.27 環告68、H21.3.31 環告11 最終改正)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(H21.9.9 環告33)



## (2) 水質汚濁関係

### ①環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全に係るものに関し、以下のとおり定められています。生活環境の保全に係るものについては、河川、湖沼及び海域の別に環境基準が設定されていますが、湖沼について沖縄県では、環境基準が設定されていないため、省略しています。

資表 3-13 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格 K0102（以下、「規格」という。）55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格 38.1.2（規格 38 備考 11 を除く。以下同じ。）及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.02mg/L 以下	規格 65.2（規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の 1 から 3 までは掲げる場合にあつては、それぞれ 1 から 3 までは定めるところによる。） 1 規格 65.2.1 に定める方法による場合、原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合（規格 65.の備考 11 の b）による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 3 規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2 に定めるところによるほか、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a）又は b）に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	環境省告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	環境省告示付表 3 に掲げる方法
PCB	検出されないこと	環境省告示付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	環境省告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	環境省告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	環境省告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法

項目	基準値	測定方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1（規格 34 の備考 1 を除く。）若しくは 34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 34.1.1c）（注 <sup>(2)</sup> 第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び付表 7 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	環境省告示付表 8 に掲げる方法
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下	日本産業規格 K0312 に定める方法

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
5. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（S46.12.28 環告 59、R3.10.7 環告 62 最終改正）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準について」（H11.12.27 環告 68、H21.3.31 環告 11 最終改正）

資表 3-14 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 河川 ア）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下	第1の2 の(2) により水 域類型ご とに指定 する水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L以上	—	
	測定方法	規格 12.1 に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格 21 に定め る方法	付表 9 に掲げ る方法	規格 32 に定め る方法又は隔膜電 極若しくは光学 式センサを用い る水質自動監視 測定装置によ りこれと同程度 の計測結果の得 られる方法	付表 10 に掲げ る方法	

備考

1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
4. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
5. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
6. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（S46.12.28 環告 59、R3.10.7 環告 62 最終改正）

資表 3-15 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 河川 イ）

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値			該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第 1 の 2 の (2) によ り水域類型 ごとに指定 する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	
備 考					
1. 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。					

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（S46.12.28 環告 59、R3.10.7 環告 62 最終改正）

資表 3-16 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 海域 ア）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げ るもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されない こと。	第 1 の 2 の (2) に より水域 類型ごと に指定す る水域
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲げ るもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと。	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	
測定方法		規格 12.1 に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格 17 に定め る方法（た だし、B 類型の 工業用水及び 水産 2 級のう ちノリ養殖の 利水点におけ る測定方法は アルカリ性 法）	規格 32 に定め る方法又は隔 膜電極若しく は光学式セン サを用いる水 質自動監視測 定装置により これと同程度 の計測結果の 得られる方法	付表 10 に掲げ る方法	付表 14 に掲げ る方法	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。</li> <li>2. アルカリ性法とは次のものをいう。 試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液（10w/v%）1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液（2mmol/l）10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液（10w/v%）1ml とアジ化ナトリウム溶液（4w/v%）1 滴を加え、冷却後、硫酸（2+1）0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/l）ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。  <math display="block">\text{COD (O}_2\text{mg/l)} = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50</math>                     (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/l）の滴定値（ml）                      (b) : 蒸留水について行なった空試験値（ml）                      f Na<sub>2</sub>S<sub>2</sub>O<sub>3</sub> : チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/l）の力価</li> <li>3. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</li> </ol>							

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用  
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（S46.12.28 環告 59、R3.10.7 環告 62 最終改正）

資表 3-17 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 海域 イ）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	第 1 の 2 の (2) により 水域類型ご とに指定す る水域
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの （水産 1 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの （水産 3 種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	
測定方法		規格 45.4 又は 45.6 に定める方法	規格 46.3 に定める方法	
備考				
1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 水産 3 種：汚濁に強い特定の底生生物が主に漁獲される
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（S46.12.28 環告 59、R3.10.7 環告 62 最終改正）

資表 3-18 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 海域 ウ）

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	第 1 の 2 の (2) により 水域類型ご とに指定す る水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、 水生生物の産卵場（繁殖場） 又は幼稚子の生育場として特に 保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（S46.12.28 環告 59、R3.10.7 環告 62 最終改正）

資表 3-19 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 海域 工）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の 適応性	基準値	
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0 mg/L 以上	
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0 mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上	
測定方法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法	
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（S46.12.28 環告 59、R3.10.7 環告 62 最終改正）

②北中城村に関連する水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

本村に関連する環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況は以下に示すとおりです。

資表 3-20 北中城村に関連する水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

水域の名称	範囲	水域類型	達成期間
中城湾	勝連半島から南部知念半島に至る沿岸と沖合の離島 久高島、津軽島に囲まれた全域	A	直ちに達成

(注)

1. 該当類型の欄中は環境庁告示別表 2 に掲げる河川及び海域の表の類型を示す。

資料：「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」(S50.3.6 告示第 79 号) (H16.3.30 告示第 282 号最終改正)

③北中城村に関連する水域における上乗せ排水基準

本村に関連する水域における上乗せ排水基準の適用区域及び当該区域における上乗せ排水基準値は以下に示すとおりです。

資表 3-21 北中城村に関連する水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

水域の名称	範囲
中城湾海域	知念岬から久高島南端までを結んだ線、久高島陸岸、久高島北端から津軽島南端までを結んだ線、津軽島陸岸、津軽島北端から勝連崎までを結んだ線及び沖縄島陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域

資料：「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」(S50.7.9 条例第 37 号) (H20.12.26 条例第 44 号最終改正)



資表 3-22 中城湾海域に係る上乘せ排水基準

特定事業場の区分		項目及び許容限度				
		生物化学的酸素要求量 又は化学的酸素要求量		浮遊物質		
		日間平均	最大	日間平均	最大	
下水道処理区域内に所在する特定事業場	すべての特定事業場		20 以下	30 以下	70 以下	90 以下
下水道処理区域外に所在する特定事業場	養豚事業場	豚房の総面積が 1,000 平方メートル以上であって、排出水量が 50 立方メートル以上のもの	50 以下	70 以下	70 以下	90 以下
		排出水量が 50 立方メートル未満のもの	120 以下	160 以下	150 以下	200 以下
	令別表第 1 第 23 号に掲げる施設を設置する特定事業場であって、排出水量が 20 立方メートル以上のもの（以下「紙製造事業場」という。）		60 以下	80 以下	80 以下	120 以下
	令別表第 1 第 51 号に掲げる施設を設置する特定事業場であって、排出水量が 20 立方メートル以上のもの（以下「石油精製事業場」という。）		20 以下	30 以下	15 以下	20 以下
	令別表第 1 第 72 号に掲げる施設を設置する特定事業場（同号のし尿処理施設以外の特定施設を設置する特定事業場を除く。）であって、排出水量が 50 立方メートル以上のもの（以下「浄化槽設置事業場」という。）		20 以下	30 以下	70 以下	90 以下
	令別表第 1 第 73 号に掲げる施設を設置する特定事業場であって、排出水量が 50 立方メートル以上のもの（以下「下水道終末処理場」という。）		20 以下	30 以下	70 以下	90 以下
	豚房排水処理施設設置事業場	排出水量が 50 立方メートル以上のもの	50 以下	70 以下	70 以下	90 以下
		排出水量が 50 立方メートル未満のもの	120 以下	160 以下	150 以下	200 以下
	令別表第 1 各号に掲げる施設を設置する特定事業場のうち、養豚事業場、紙製造事業場、石油精製事業場、浄化槽設置事業場、下水道終末処理場又は豚房排水処理施設設置事業場以外のもの	排出水量が 200 立方メートル以上のもの	20 以下	30 以下	70 以下	90 以下
		排出水量が 50 立方メートル以上 200 立方メートル未満のもの	50 以下	70 以下	100 以下	130 以下
排出水量が 20 立方メートル以上 50 立方メートル未満のもの		120 以下	160 以下	150 以下	200 以下	

資料：「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」（S50.7.9 条例第 37 号）（H20.12.26 条例第 44 号最終改正）

(3) 騒音関係

①環境基本法に基づく環境基準

騒音に係る環境基準については、環境基本法に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）が定められています。

資表 3-23 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注)

1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。ただし、次表に掲げる地域に該当する地域については、その環境基準は上表によらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考  
車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考  
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

資料：「騒音に係る環境基準について」（H10.9.30 環告64、H24.3.30 環告54 最終改正）

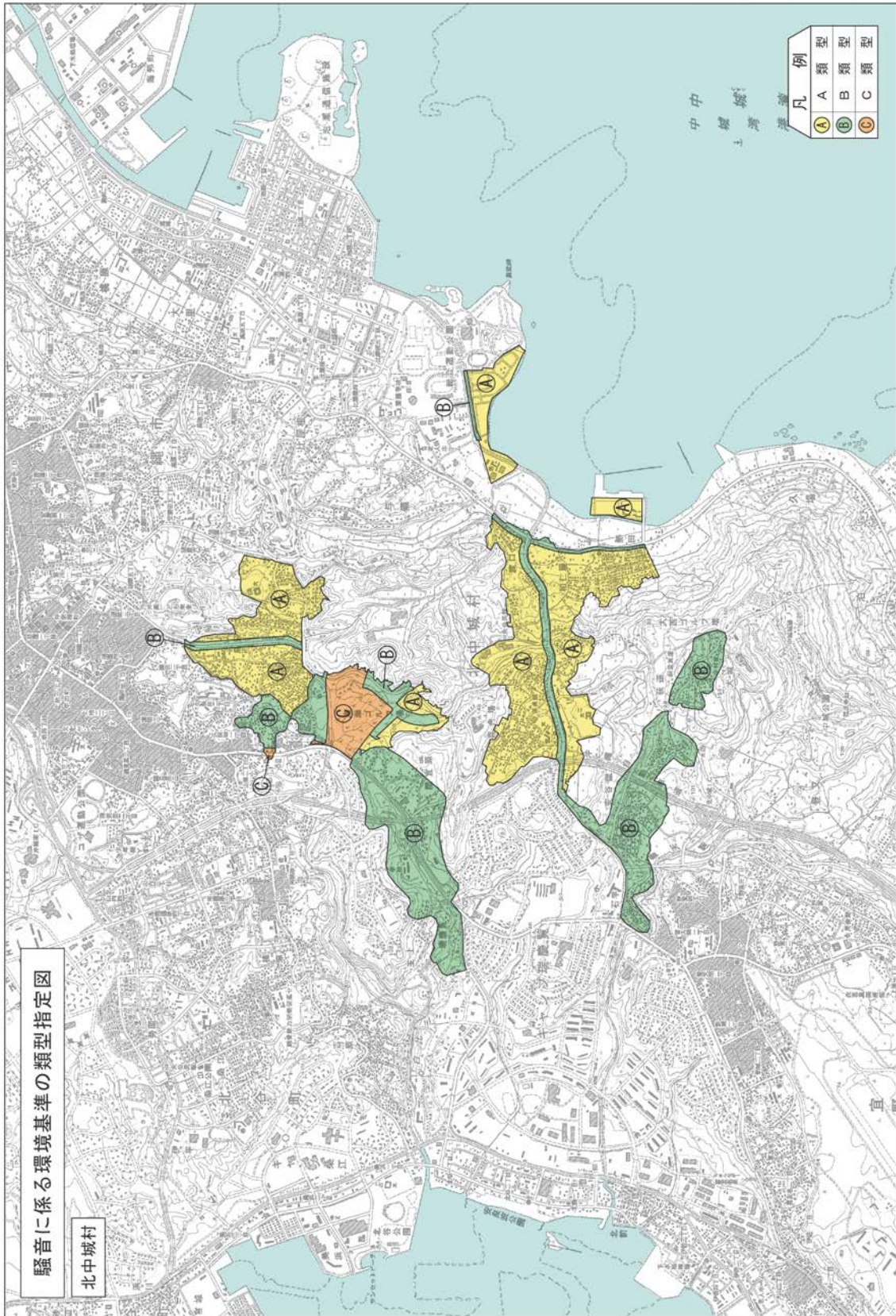
資表 3-24 北中城村における騒音に関する環境基準の地域類型の指定

地域	適用内容
A 類型	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 字島袋、字喜舎場、字渡口及び字熱田の各一部
B 類型	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 字屋宜原、字瑞慶覧、字安谷屋、字荻道、字大城の各一部
C 類型	商業地域 準工業地域

備考

1. A 類型、B 類型及び C 類型とは、騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）の第 1 の表に掲げる類型を示す。
2. この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号により定められた地域をいう。

資料：「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」（H11. 3. 30 沖縄県告示 293）（R3. 6. 15 沖縄県告示 326 最終改正）



資図 3-23 北中城村における騒音に係る環境基準の類型指定図

## ②騒音規制法に係る規制基準

騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準については、昭和 54 年沖縄県告示第 95 号「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」において指定及び設定されています。当該告示に係る規制基準及び本村における規制地域の指定状況を以下に示します。

資表 3-25 沖縄県における騒音に係る規制基準

区域の区分	時間の区分		
	昼 間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	朝 夕 (午前 6 時から午前 8 時まで 午後 7 時から午後 9 時まで)	夜 間 (午後 9 時から 翌日の午前 6 時まで)
第 1 種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

### 備考

1. 左欄の第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域および第 4 種区域とは、それぞれ資表 3-26 に掲げる区域をいう。
2. 第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域の区域内に所在する第 3 項第 2 号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

資料：「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」(S54.3.8 沖縄県告示 95)  
(R3.3.23 沖縄県告示 119 最終改正)

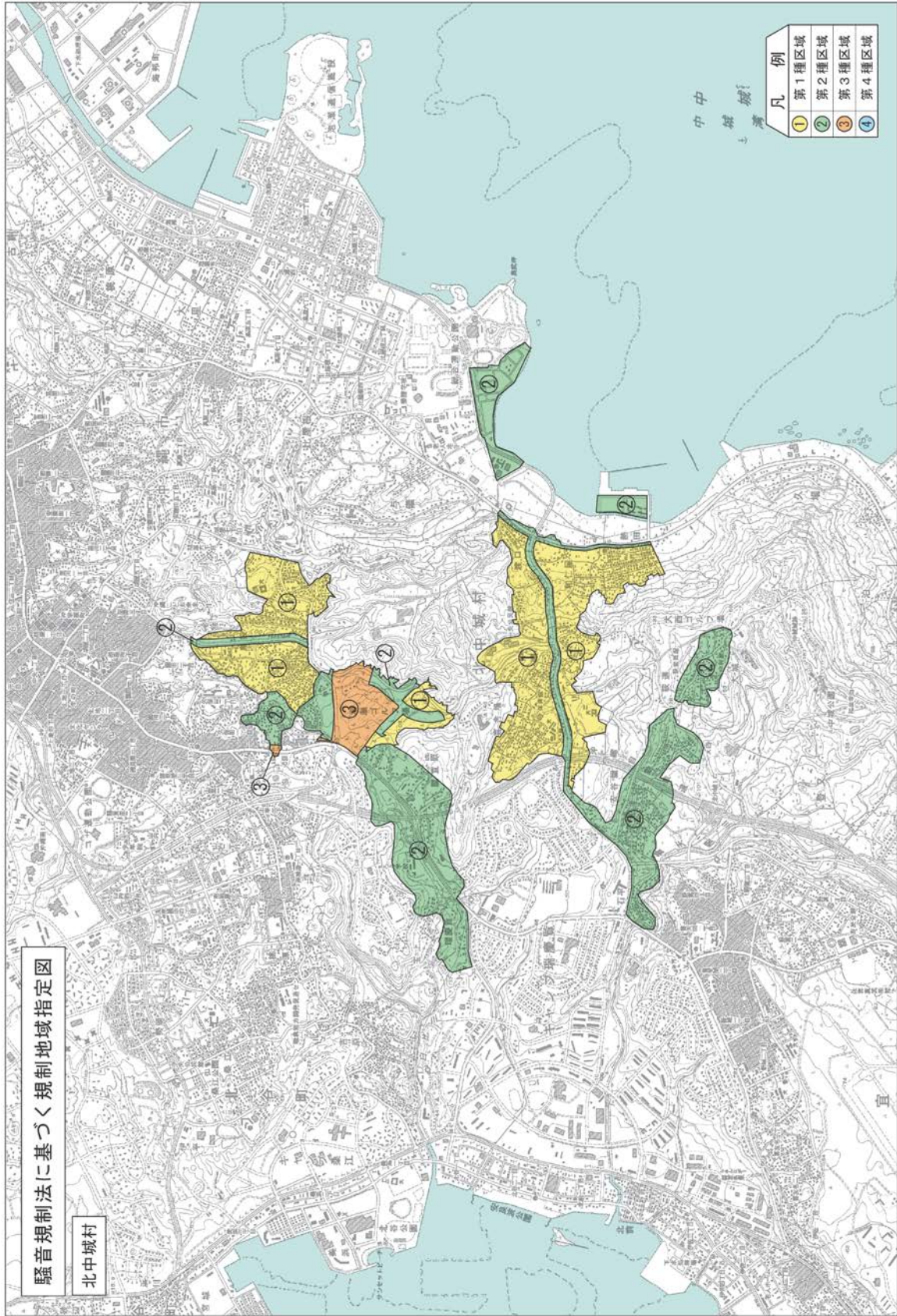
資表 3-26 北中城村における騒音規制法に基づく規制地域

区域の区分	適用内容
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 字島袋及び字喜舎場の各一部
第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 字屋宜原、字瑞慶覧、字安谷屋、字荻道、字大城、字渡口及び字熱田の各一部
第 3 種区域	商業地域 準工業地域
第 4 種区域	—

### 備考

1. この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた地域をいう。

資料：「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」(S54.3.8 沖縄県告示 95)  
(R3.3.23 沖縄県告示 119 最終改正)



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、国土地理院の電子地図版(2000)を使用した。(承認番号 平21(地保、第5号))

資図 3-24 北中城村における騒音規制法に基づく規制地域指定図

#### (4) 振動関係

##### ①振動規制法に関する規制基準

振動規制法に基づく規制地域及び規制基準については、昭和 54 年沖縄県告示第 96 号「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」において指定及び設定されています。当該告示に係る規制基準及び本村における規制地域の指定状況を以下に示します。

資表 3-27 沖縄県における振動に係る規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	夜 間 (午後 7 時から翌日の午前 8 時まで)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

##### 備考

1. 左欄の第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ資表 3-28 に掲げる区域をいう。
2. 第 1 種区域及び第 2 種区域の区域内に所在する第 3 項第 2 号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

資料：「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」(S54.3.8 沖縄県告示 96)  
(R3.3.23 沖縄県告示 120 最終改正)

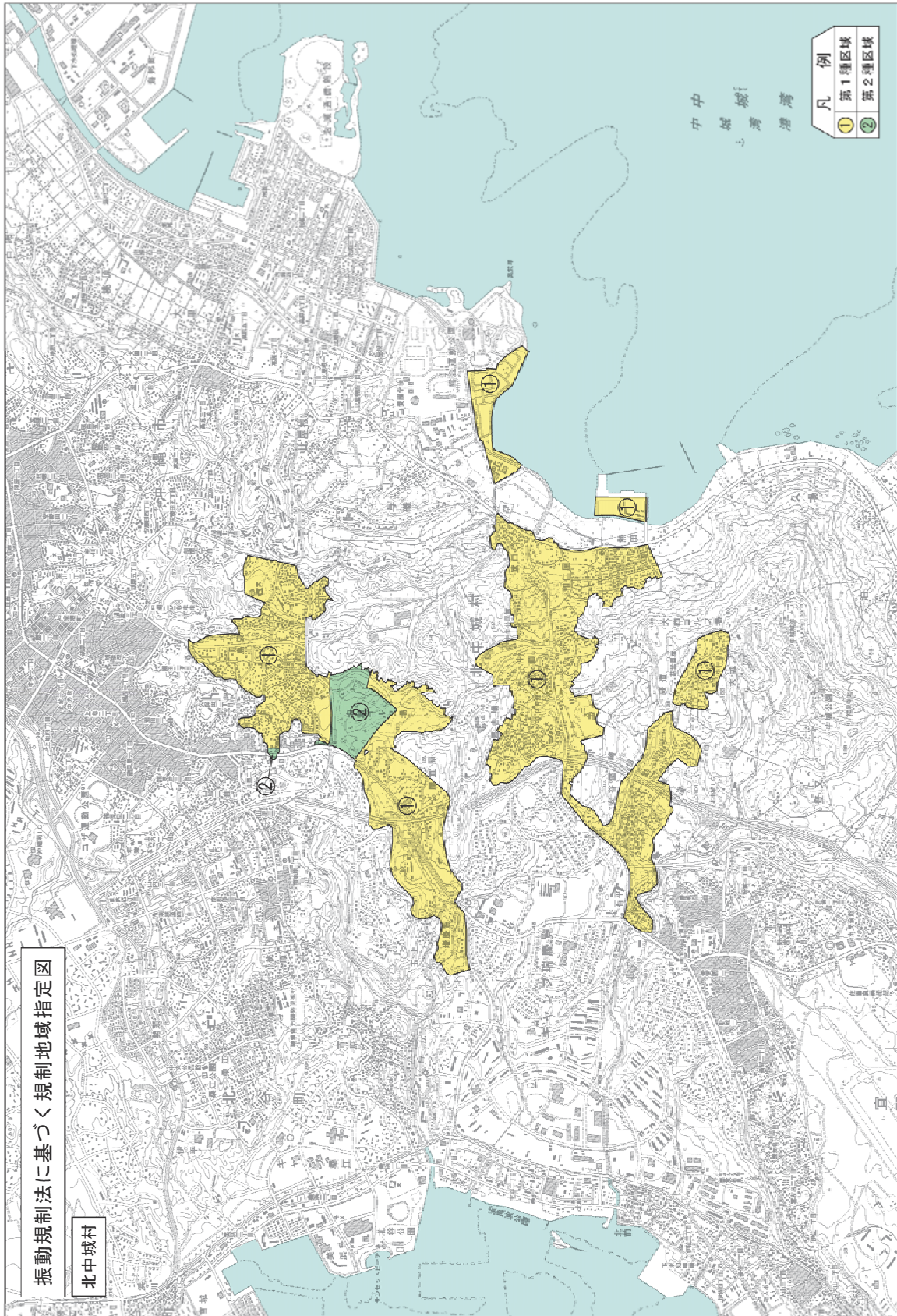
資表 3-28 北中城村における振動規制法に基づく規制地域

区域の区分	適用内容
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 字島袋、字喜舎場、字屋宜原、字瑞慶覧、字安谷屋、字荻道、字大城、 字渡口及び字熱田の各一部
第 2 種区域	商業地域 準工業地域

##### 備考

1. この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた地域をいう。

資料：「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」(S54.3.8 沖縄県告示 96)  
(R3.3.23 沖縄県告示 120 最終改正)



資図 3-25 北中城村における振動規制法に基づく規制地域指定図



(5) 悪臭関係

①悪臭防止法に関する規制基準

悪臭防止法による規制地域としては、住民の生活環境を保全するために悪臭を防止する必要があると認められる、①住居が集合している地域、②学校・保育所・病院・図書館・老人ホーム等多数の人が利用する施設のある地域を指定することになっており、特定悪臭物質規制と臭気指数規制の2種類の規制があります。なお、本村は特定悪臭物質規制地域となっています。

以下に沖縄県内の悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の設定を示します。

資表 3-29 特定悪臭物質の規制基準（本村適用）

単位：ppm

区域の区分 特定悪臭物質	悪臭防止法施行規則で 定める規制基準の範囲	A区域	B区域	C区域
アンモニア	1以上5以下	1	1	2
メチルメルカプタン	0.002以上0.01以下	0.002	0.002	0.004
硫化水素	0.02以上0.2以下	0.02	0.02	0.06
硫化メチル	0.01以上0.2以下	0.01	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009以上0.1以下	0.009	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005以上0.07以下	0.005	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05以上0.5以下	0.05	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05以上0.5以下	0.05	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009以上0.08以下	0.009	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02以上0.2以下	0.02	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009以上0.05以下	0.009	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003以上0.01以下	0.003	0.003	0.006
イソブタノール	0.9以上20以下	0.9	0.9	4
酢酸エチル	3以上20以下	3	3	7
メチルイソブチルケトン	1以上6以下	1	1	3
トルエン	10以上60以下	10	10	30
スチレン	0.4以上2以下	0.4	0.4	0.8
キシレン	1以上5以下	1	1	2
プロピオン酸	0.03以上0.2以下	0.03	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.001以上0.006以下	0.001	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009以上0.004以下	0.0009	0.002	0.002
イソ吉草酸	0.001以上0.01以下	0.001	0.004	0.004

資料：「悪臭防止法施行規則」(S47.5.30 総理府令第39、R3.3.25 環境省令第3 最終改正)

資料：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」(H18.3.28 沖縄県告示246)  
(R3.3.23 沖縄県告示122 最終改正)

資表 3-30 臭気指数の規制基準（本村適用外）

区 分	許容限度（臭気指数）		
	A区域	B区域	C区域
許容限度（臭気指数）	15	18	21

資料：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」(H18.3.28 沖縄県告示246)  
(R3.3.23 沖縄県告示122 最終改正)

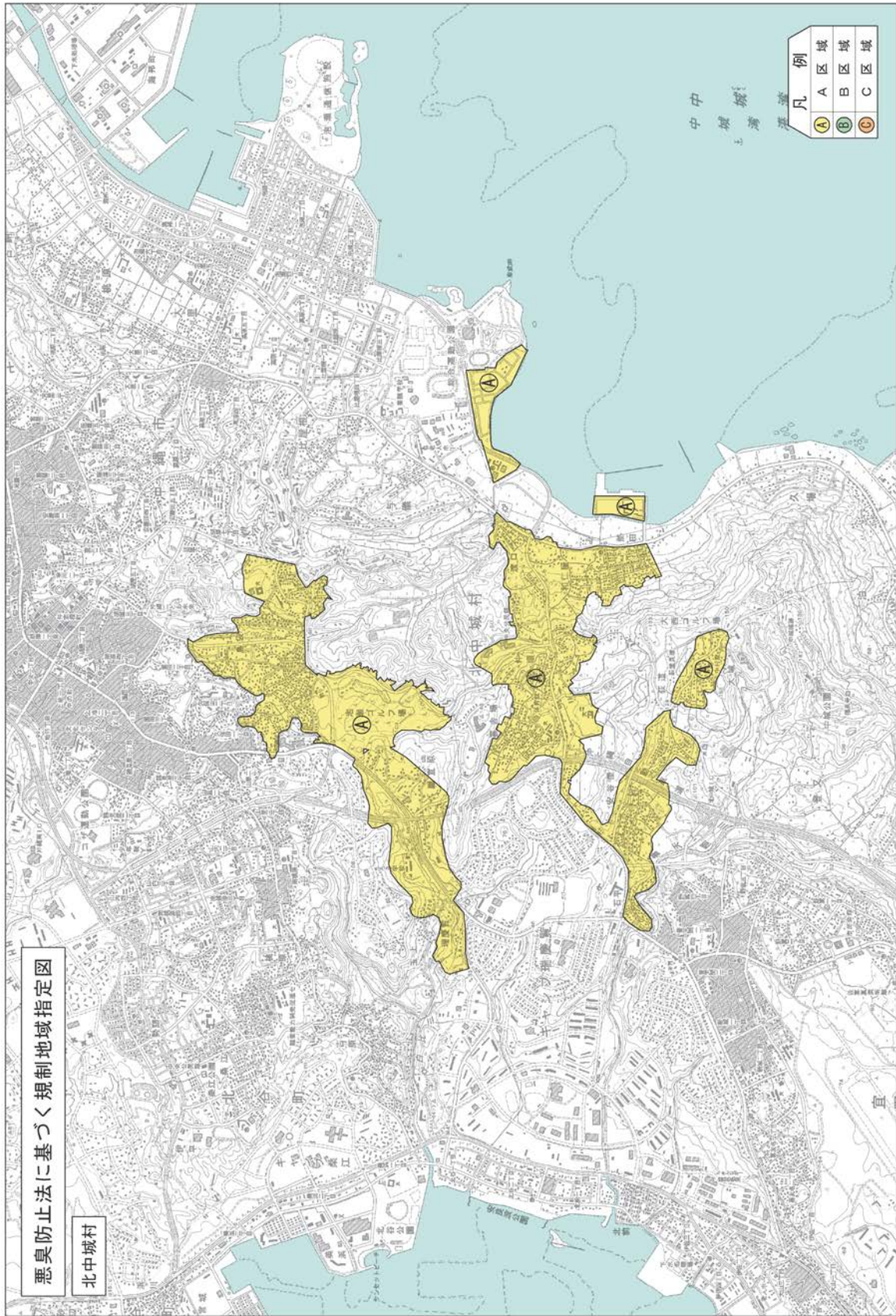
資表 3-31 北中城村における悪臭防止法に基づく規制地域（特定悪臭物質）

区域の区分	適用内容
A 区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 字島袋、字喜舎場、字瑞慶覧、字屋宜原、字安谷屋、字渡口、字熱田、 字菰道及び字大城の各一部
B 区域	—
C 区域	—

備考

- この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた地域をいう。

資料：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」（H18. 3. 28 沖縄県告示 246）  
 （R3. 3. 23 沖縄県告示 122 最終改正）



資図 3-26 北中城村における悪臭防止法に基づく規制地域指定図

### 3. 廃棄物処理施設設置等に係る関係法令

ごみ処理施設等の建設に当たっては、廃棄物処理法をはじめ、施設の設置場所、規模、構造、能力等を定めるために、その地域の土地利用に関する規制や、設備等に関する法令を遵守しなければなりません。

以下に係る主な法令を示します。

資表 3-32 廃棄物処理施設設置等に係る関係法令

法律名	適用範囲等
都市計画法	都市計画区域内に本法で定めるごみ処理施設を設置する場合、都市施設として計画決定が必要。
河川法	河川区域内の土地において工作物を新築、改築、又は除却する場合は河川管理者の許可が必要。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域における、急傾斜地崩壊防止施設以外の施設、又は工作物の設置・改造の制限。
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内にごみ処理施設を建設する場合。
海岸法	海岸保全区域において、海岸保全施設以外の施設、又は工作物を設ける場合。
道路法	電柱、電線、水道管、ガス管等、継続して道路を使用する場合。
都市緑地法	緑地保全地域内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築をする場合。
首都圏近郊緑地保全区	保全区域（緑地保全地域を除く）内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築をする場合。
自然公園法	国立公園又は国定公園の特別地域において工作物を新築、改築、又は増築する場合、国立公園又は国定公園の普通地域において、一定の基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築する場合。
鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区内において工作物を設置する場合。
農地法	工場を建設するために農地を転用する場合。
港湾法	港湾区域又は、港湾隣接地域内の指定地域において、指定重量を超える構築物の建設、又は改築をする場合。 臨港地区内において、廃棄物処理施設の建設、又は改良をする場合。
都市再開発法	市街地再開発事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。
土地区画整理法	土地区画整理事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。
文化財保護法	土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合。
工業用水法	指定地域内の井戸（吐出口の断面積の合計が $6\text{cm}^2$ を超えるもの）により地下水を採取してこれを工業の用に供する場合。
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域内の揚水設備（吐出口の断面積の合計が $6\text{cm}^2$ を超えるもの）により冷暖房設備、水洗便所、洗車設備の用に供する地下水を採取する場合。
建築基準法	51条で都市計画決定がなければ建築できないとされている。同上ただし書きではその敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合及び増築する場合はこの限りでない。 建築物を建築しようとする場合、建築主事の確認が必要。なお、用途地域別の建築物の制限有。
消防法	建築主事は、建築物の防火に関して、消防長又は消防署長の同意を得なければ、建築確認等は不可。重油タンク等は危険物貯蔵所として本法により規制。

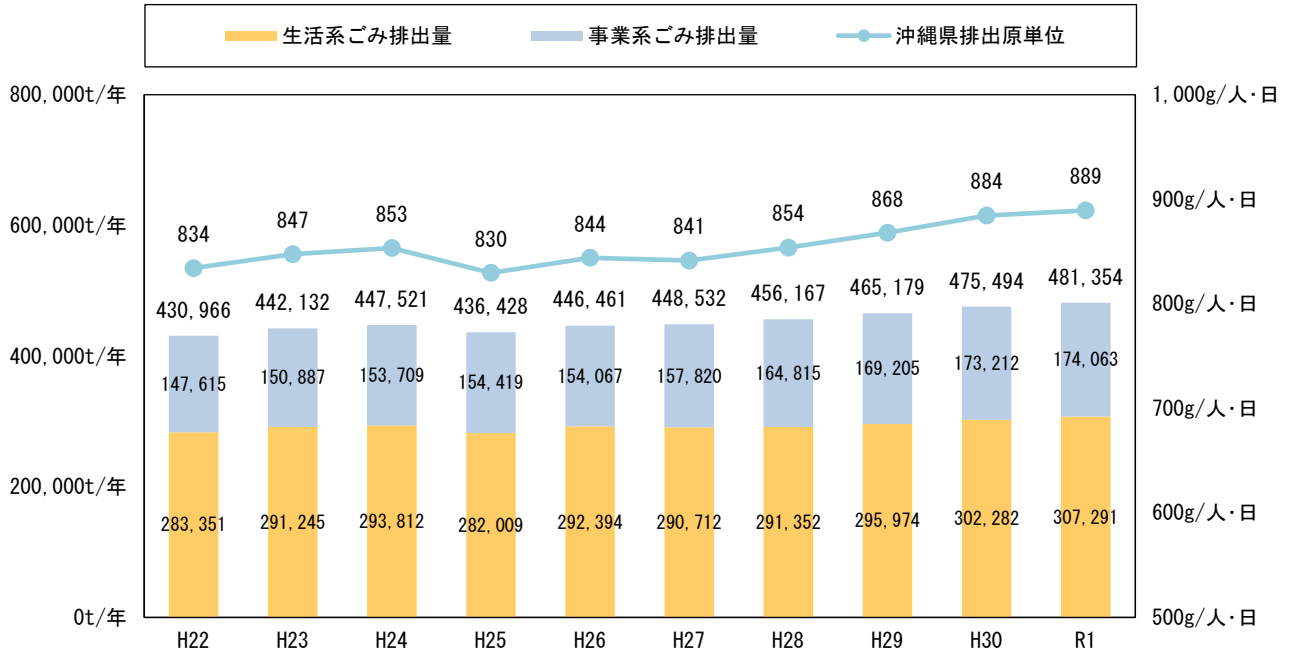
法律名	適用範囲等
航空法	進入表面、転移表面又は、平表面の上に出る高さの建造物の設置に制限。 地表又は水面から 60m 以上の高さの物件及び省令で定められた物件には、航空障害灯が必要。 昼間において航空機から視認が困難であると認められる煙突、鉄塔等で地表又は水面から 60m 以上の高さのものには昼間障害標識が必要。
電波法	伝搬障害防止区域内において、その最高部の地表からの高さが 31m を超える建築物その他の工作物の新築、増築等の場合。
有線電気通信法	有線電気通信設備を設置する場合。
有線テレビジョン放送法	有線テレビジョン放送施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行う場合。
高圧ガス保安法	高圧ガスの製造、貯蔵等を行う場合。
電気事業法	特別高圧（7,000V を超える）で受電する場合。 高圧受電で受電電力の容量が 50kW 以上の場合。 自家発電設備を設置する場合及び非常用予備発電装置を設置する場合。
労働安全衛生法	事業場の安全衛生管理体制等ごみ処理施設運営に関連記述が存在。
自然環境保全法	原生自然環境保全地域内に建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。
森林法	保安林等にごみ処理施設を建設する場合。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等にごみ処理施設を建設する場合。
砂防法	砂防指定地内で制限された行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要。
地すべり等防止法	地すべり防止区域にごみ処理施設を建設する場合。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内に建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。
景観法	景観計画区域内において建築等を行う場合は、届出の必要性や、建築物の形態意匠の制限がかかることがある。
土地収用法	用地取得に際し、地権者への税優遇制度の適用根拠（要、税務署協議）

資料：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」（公益社団法人 全国都市清掃会議）

## 資料 4 沖縄県内の一般廃棄物処理状況

### 1. ごみ処理状況

沖縄県全域で排出されるごみの量は、令和元年度実績では、ごみ総排出量が 481,354 トン/年、1人1日当たりのごみ排出量は 889 グラム/人・日となっています。



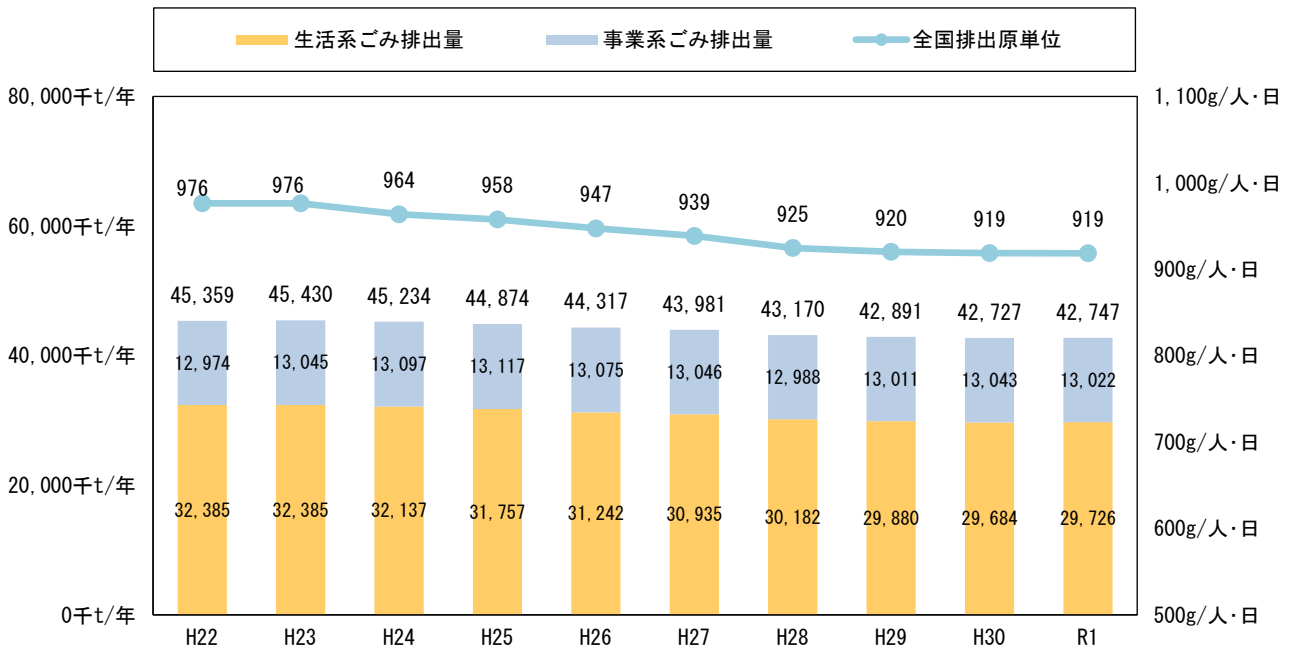
資図 4-1 沖縄県のごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

資表 4-1 沖縄県のごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

年度	項目	総人口 (人)	ごみ総排出量 (t/年)	生活系ごみ排出量 (t/年)	事業系ごみ排出量 (t/年)	排出原単位 (g/人・日)
平成 22 年度		1,415,596	430,966	283,351	147,615	834
平成 23 年度		1,425,622	442,132	291,245	150,887	847
平成 24 年度		1,436,911	447,521	293,812	153,709	853
平成 25 年度		1,441,361	436,428	282,009	154,419	830
平成 26 年度		1,449,332	446,461	292,394	154,067	844
平成 27 年度		1,456,739	448,532	290,712	157,820	841
平成 28 年度		1,464,056	456,167	291,352	164,815	854
平成 29 年度		1,468,395	465,179	295,974	169,205	868
平成 30 年度		1,473,076	475,494	302,282	173,212	884
令和元年度		1,478,957	481,354	307,291	174,063	889

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

全国で排出されるごみの量は、令和元年度実績では、ごみ総排出量が 4,275 万トン/年、1 人 1 日当たりのごみ排出量は 919 グラム/人・日となっています。



資図 4-2 全国のごみ総排出量及び 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移

資表 4-2 全国のごみ総排出量及び 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移

年度	項目	総人口 (千人)	ごみ総排出量 (千t/年)	生活系ごみ排出量 (千t/年)	事業系ごみ排出量 (千t/年)	排出原単位 (g/人・日)
平成 22 年度		127,302	45,359	32,385	12,974	976
平成 23 年度		127,147	45,430	32,385	13,045	976
平成 24 年度		128,622	45,234	32,137	13,097	964
平成 25 年度		128,394	44,874	31,757	13,117	958
平成 26 年度		128,181	44,317	31,242	13,075	947
平成 27 年度		128,039	43,981	30,935	13,046	939
平成 28 年度		127,924	43,170	30,182	12,988	925
平成 29 年度		127,718	42,891	29,880	13,011	920
平成 30 年度		127,438	42,727	29,684	13,043	919
令和元年度		127,156	42,747	29,726	13,022	919

(注)

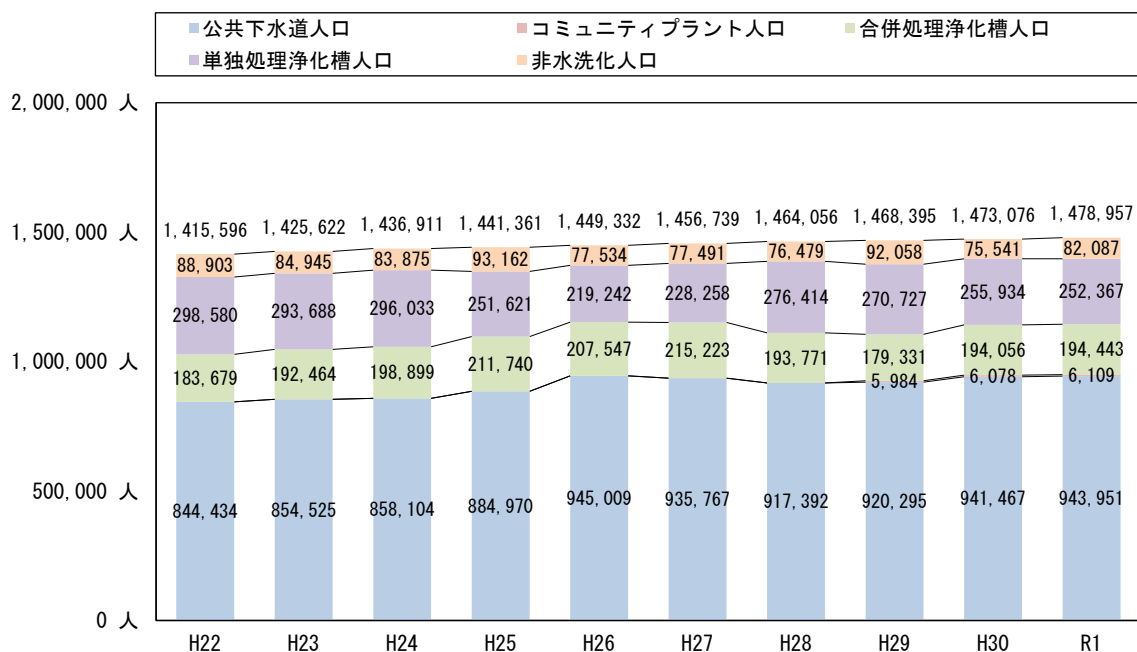
1. 四捨五入によりごみ総排出量の値と生活系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の合計が一致しない場合があります。
2. 平成 24 年度以降の総人口には、外国人人口を含んでいます。
3. 「日本の廃棄物処理」と「一般廃棄物処理実態調査」との整合を図るため、一部修正を行っています。

資料：「日本の廃棄物処理」（令和元年度版）環境省、「一般廃棄物処理実態調査」環境省

## 2. し尿及び浄化槽汚泥処理状況

### (1) 生活排水処理人口の推移

沖縄県の生活排水処理人口は、令和元年度において、公共下水道人口が 943,951 人、コミュニティプラント人口が 6,109 人、合併処理浄化槽人口が 194,443 人、単独処理浄化槽人口が 252,367 人、非水洗化人口が 82,087 人となっています。



資図 4-3 沖縄県の生活排水処理人口の推移

資表 4-3 沖縄県の生活排水処理人口の推移

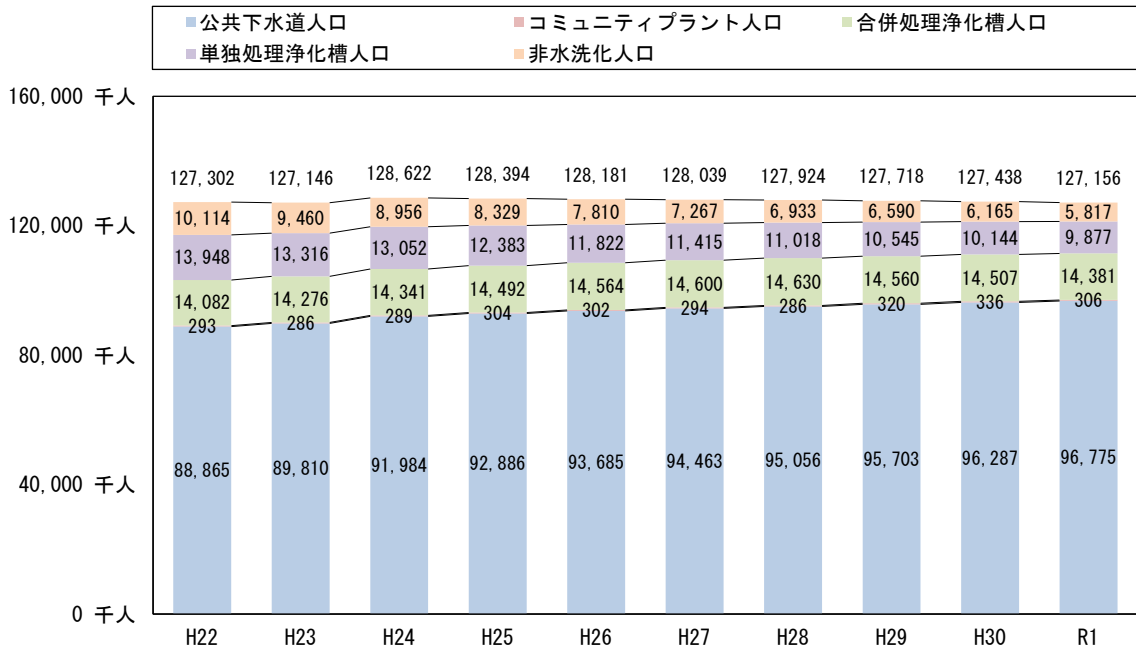
単位：人

項目 年度	総人口	公共下水道人口	コミュニティプラント人口	合併処理浄化槽人口	単独処理浄化槽人口	非水洗化人口
平成 22 年度	1,415,596	844,434	0	183,679	298,580	88,903
平成 23 年度	1,425,622	854,525	0	192,464	293,688	84,945
平成 24 年度	1,436,911	858,104	0	198,899	296,033	83,875
平成 25 年度	1,441,361	884,970	0	211,740	251,621	93,162
平成 26 年度	1,449,332	945,009	0	207,547	219,242	77,534
平成 27 年度	1,456,739	935,767	0	215,223	228,258	77,491
平成 28 年度	1,464,056	917,392	0	193,771	276,414	76,479
平成 29 年度	1,468,395	920,295	5,984	179,331	270,727	92,058
平成 30 年度	1,473,076	941,467	6,078	194,056	255,934	75,541
令和元年度	1,478,957	943,951	6,109	194,443	252,367	82,087

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省



全国の生活排水処理人口は、令和元年度において、公共下水道人口が 9,678 万人、コミュニティプラント人口が 31 万人、合併処理浄化槽人口が 1,438 万人、単独処理浄化槽人口が 988 万人、非水洗化人口が 582 万人となっています。



図表 4-4 全国の生活排水処理人口の推移

資表 4-4 全国の生活排水処理人口の推移

単位：千人

項目 年度	総人口	公共下水道人口	コミュニティプラント人口	合併処理浄化槽人口	単独処理浄化槽人口	非水洗化人口
平成 22 年度	127,302	88,865	293	14,082	13,948	10,114
平成 23 年度	127,146	89,810	286	14,276	13,316	9,460
平成 24 年度	128,622	91,984	289	14,341	13,052	8,956
平成 25 年度	128,394	92,886	304	14,492	12,383	8,329
平成 26 年度	128,181	93,685	302	14,564	11,822	7,810
平成 27 年度	128,039	94,463	294	14,600	11,415	7,267
平成 28 年度	127,924	95,056	286	14,630	11,018	6,933
平成 29 年度	127,718	95,703	320	14,560	10,545	6,590
平成 30 年度	127,438	96,287	336	14,507	10,144	6,165
令和元年度	127,156	96,775	306	14,381	9,877	5,817

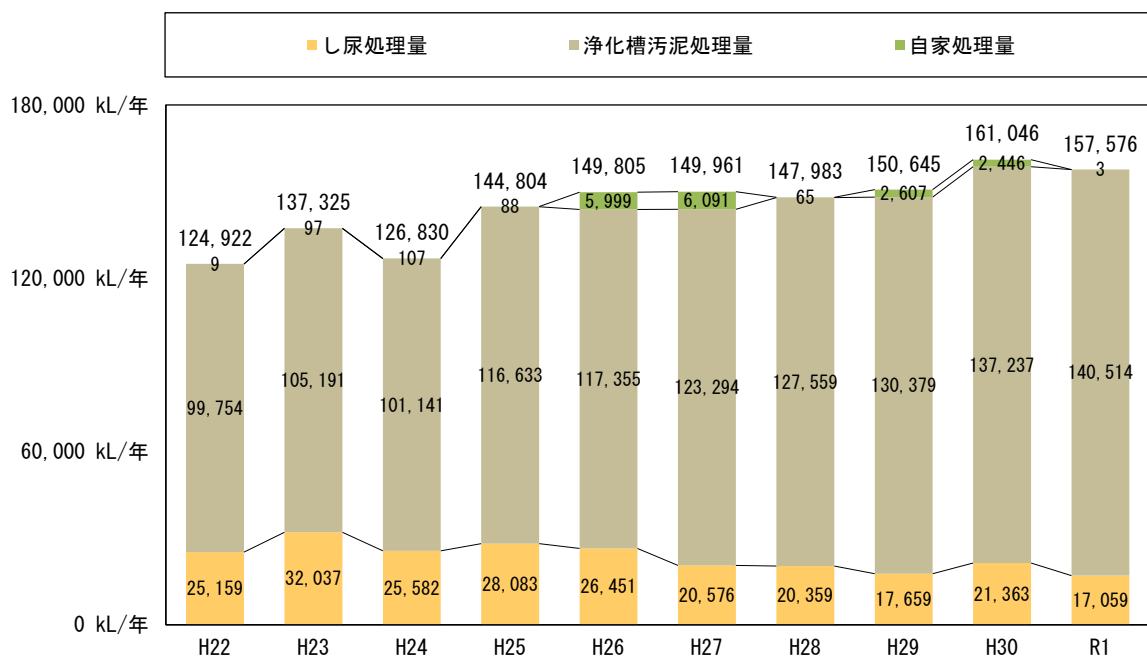
(注)

1. 四捨五入により総人口の値とそれぞれ生活排水処理人口の合計が一致しない場合があります。
2. 合併処理浄化槽人口及び単独処理浄化槽人口には、農業集落排水施設人口が含まれます。
3. 「日本の廃棄物処理」と「一般廃棄物処理実態調査」との整合を図るため、一部修正を行っています。

資料：「日本の廃棄物処理」（令和元年度版）環境省、「一般廃棄物処理実態調査」環境省

## (2) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥の処理量は、令和元年度において、し尿処理量が 17,059 キロリットル/年、浄化槽汚泥処理量が 140,514 キロリットル/年、自家処理量が 3 キロリットル/年となっています。



資図 4-5 沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

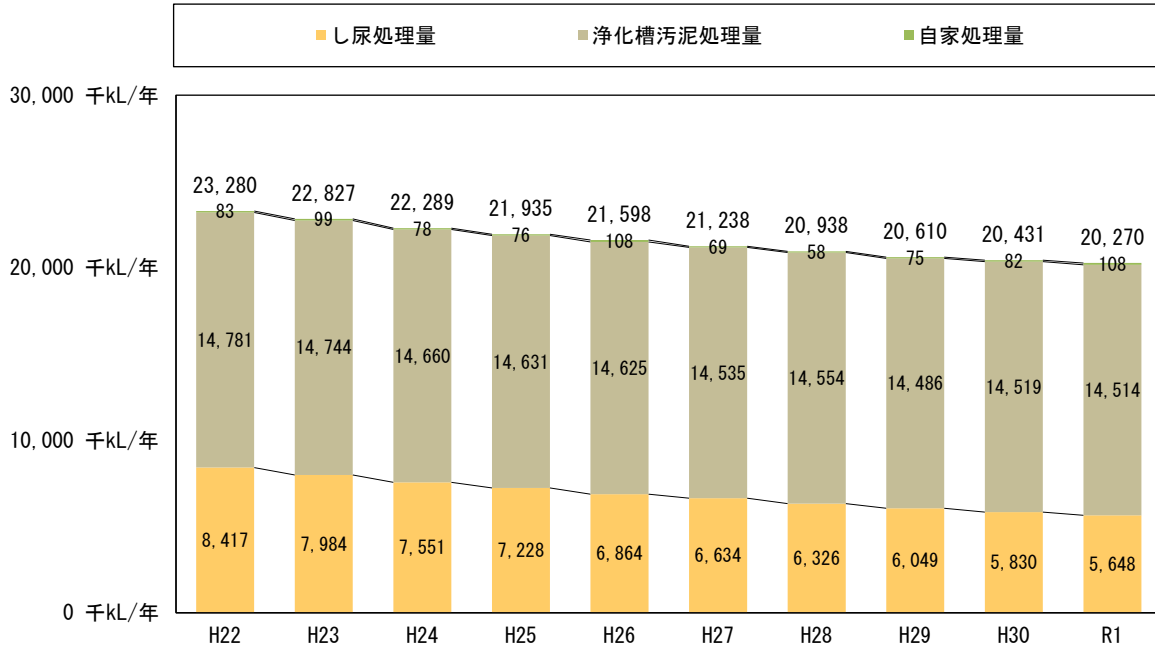
資表 4-5 沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

単位：kL/年

年度 \ 項目	し尿処理量	浄化槽汚泥処理量	自家処理量	合計
平成 22 年度	25,159	99,754	9	124,922
平成 23 年度	32,037	105,191	97	137,325
平成 24 年度	25,582	101,141	107	126,830
平成 25 年度	28,083	116,633	88	144,804
平成 26 年度	26,451	117,355	5,999	149,805
平成 27 年度	20,576	123,294	6,091	149,961
平成 28 年度	20,359	127,559	65	147,983
平成 29 年度	17,659	130,379	2,607	150,645
平成 30 年度	21,363	137,237	2,446	161,046
令和元年度	17,059	140,514	3	157,576

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

全国のし尿及び浄化槽汚泥の処理量は、令和元年度において、し尿処理量が 565 万キロリットル/年、浄化槽汚泥処理量が 1,451 万キロリットル/年、自家処理量が 11 万キロリットル/年となっています。



資図 4-6 全国のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

資表 4-6 全国のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移 単位：千 kL/年

年度	し尿処理量	浄化槽汚泥処理量	自家処理量	合計
平成 22 年度	8,417	14,781	83	23,280
平成 23 年度	7,984	14,744	99	22,827
平成 24 年度	7,551	14,660	78	22,289
平成 25 年度	7,228	14,631	76	21,935
平成 26 年度	6,864	14,625	108	21,598
平成 27 年度	6,634	14,535	69	21,238
平成 28 年度	6,326	14,554	58	20,938
平成 29 年度	6,049	14,486	75	20,610
平成 30 年度	5,830	14,519	82	20,431
令和元年度	5,648	14,514	108	20,270

(注)

- 四捨五入により合計欄の値と内訳の合計が一致しない場合があります。
- 「日本の廃棄物処理」と「一般廃棄物処理実態調査」との整合を図るため、一部修正を行っています。

資料：「日本の廃棄物処理」（令和元年度版）環境省、「一般廃棄物処理実態調査」環境省

### 3. 沖縄県内の一般廃棄物等処理施設整備状況

#### (1) ごみ焼却施設

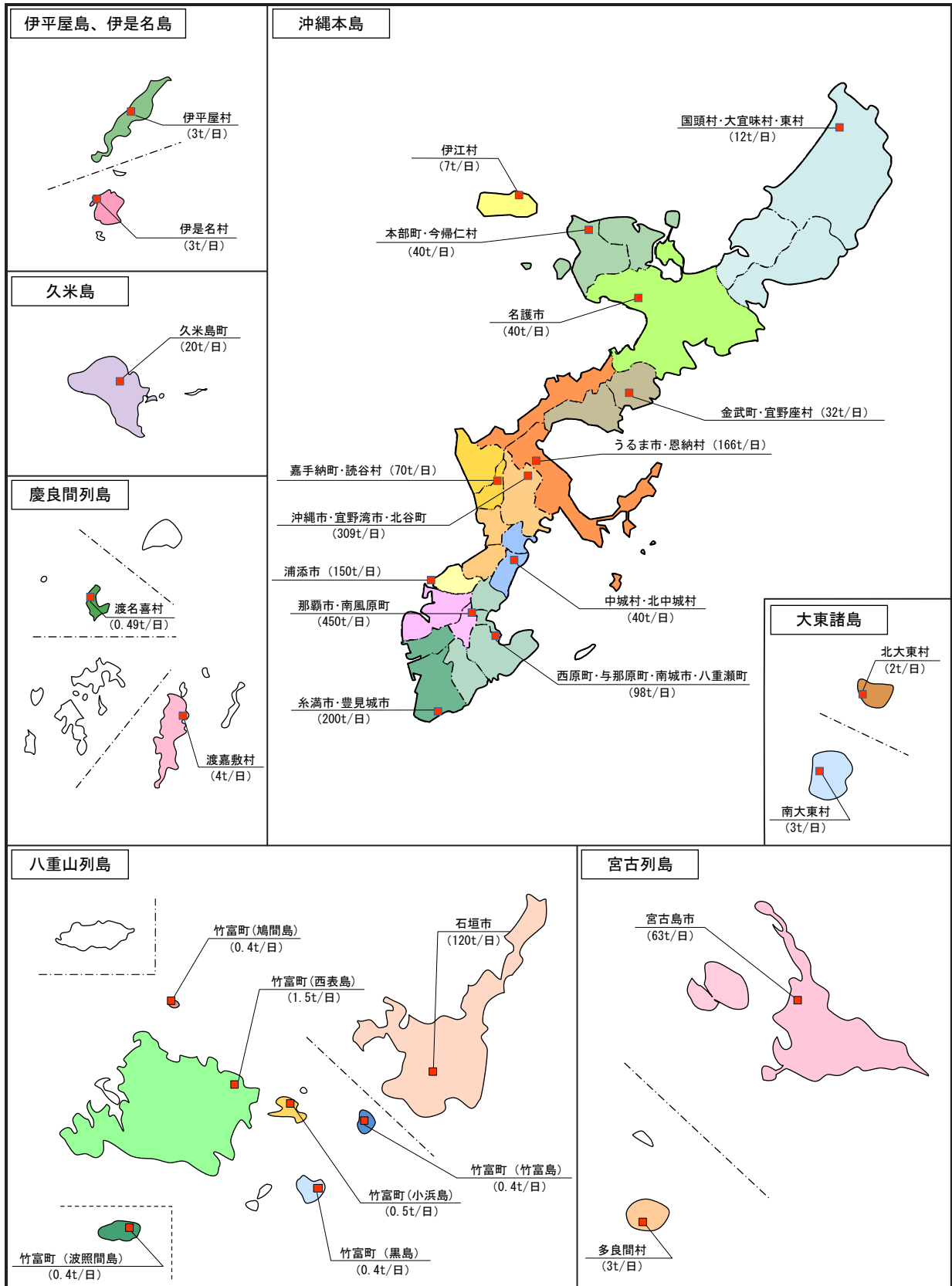
沖縄県内のごみ焼却施設は以下のとおりとなっています。

資表 4-7 沖縄県内のごみ焼却施設整備状況 (令和2年3月末現在)

	実施主体 施設名称	構成市町村	規模 (t/日)	運転方式	着工年月	備考
		所在地	炉の形態		竣工年月	
本 島	1 名護市 名護市環境センター	名護市	40	機械化バッチ式	S51.12	
		名護市字宇茂佐 1710-3	20 t / 8 h × 2 基		S52.12	
	2 国頭地区行政事務組合 やんばる環境センター	国頭村・大宜味村・東村	12	機械化バッチ式	H26.6	
		国頭村字宇嘉 1179-416	6 t / 8 h × 2 基		H28.6	
	3 本部町今帰仁村清掃施設組合 環境美化センター	本部町・今帰仁村	40	機械化バッチ式	H7.9	
		本部町字北里 182	20 t / 8 h × 2 炉		H10.3	
	4 中部北環境施設組合 美島環境クリーンセンター	うるま市・恩納村	166	全連続式	H14.2	
		うるま市具志川字栄野比 1211-6	83 t / 24 h × 2 基		H16.9	
	5 金武地区消防衛生組合 金武地区清掃センター	金武町・宜野座村	32	機械化バッチ式	H29.3	
		宜野座村字惣慶 1988-332	16 t / 8 h × 2 基		R2.8	
	6 比謝川行政事務組合 環境美化センター	嘉手納町・読谷村	70	准連続式	H7.2	
		嘉手納町字久得 242-1	35 t / 16 h × 2 炉		H10.3	
7 倉浜衛生施設組合 エコトピア池原	沖縄市・宜野湾市・北谷町	309	全連続式	H19.3		
	沖縄市字池原 3394 番地	103 t / 24 h × 3 炉		H22.3		
8 中城村北中城村清掃事務組合 中城青葉苑	中城村・北中城村	40	全連続式	H12.12	防衛施設庁予算 (当初) 灰溶融設備 のみ稼働休止	
	中城村字伊舎堂池武当原 787 外	20 t / 24 h × 2 基		H15.5		
9 那覇市・南風原町環境施設組合 那覇・南風原クリーンセンター	那覇市・南風原町	450	全連続式	H14.8		
	南風原町字新川 650	150 t / 24 h × 3 基		H18.3		
10 浦添市 浦添市クリーンセンター	浦添市	150	全連続式	S55.10		
	浦添市伊奈武瀬 1-8-1	75 t / 24 h × 2 基		S57.12		
11 南部広域行政組合 東部清掃施設組合清掃工場	西原町・与那原町・南城市・八重瀬町	98	准連続式	H18.10		
	与那原町字板良敷 1612	49 t / 24 h × 2 炉		H20.3		
12 南部広域行政組合 糸豊環境美化センター	糸満市・豊見城市	200	全連続式	H7.12		
	糸満市字東里 74-1	100 t / 24 h × 2 炉		H10.3		
13 伊江村 伊江村 E&C センター	伊江村	7	機械化バッチ式	H14.10	防衛施設庁予算 (当初)	
	伊江村字東江上 2788	7 t / 8 h × 1 炉		H16.2		
14 久米島町 久米島クリーンセンター	久米島町	20	機械化バッチ式	S63.10		
	久米島町字阿嘉 297-133	10 t / 8 h × 2 基		H2.1		
15 渡嘉敷村 渡嘉敷グリーンセンター	渡嘉敷村	4	機械化バッチ式	H10.9		
	渡嘉敷村字渡嘉敷 1845	4 t / 8 h × 1 炉		H11.7		
16 渡名喜村 渡名喜村ごみ焼却施設	渡名喜村	0.49	固定バッチ式	H25.11		
	渡名喜村高田地内	0.49 t / 8 h × 1 炉		H25.11		
17 南大東村 南大東村クリーンセンター	南大東村	3	機械化バッチ式	H10.12		
	南大東村字池之沢 1-1	3 t / 8 h × 1 炉		H12.5		
18 北大東村 うふあがりクリーンセンター	北大東村	2	機械化バッチ式	H12.12		
	北大東村字南 211-1	2 t / 8 h × 1 炉		H14.3		
19 宮古島市 宮古島市クリーンセンター	宮古島市	63	准連続式	H25.3		
	宮古島市平良字西仲宗根 565-6	31.5 t / 16 h × 2 基		H28.3		
20 多良間村 クリーンセンターたらま	多良間村	3	機械化バッチ式	H11.9		
	多良間村字仲筋 1624-2	3 t / 8 h × 1 炉		H12.5		
21 石垣市 石垣市クリーンセンター	石垣市	120	全連続式	H7.3		
	石垣市字平得大俣 1273-439	60 t / 24 h × 2 炉		H9.10		
22 伊平屋村 伊平屋村クリーンセンター	伊平屋村	3	機械化バッチ式	H16.1		
	伊平屋村字田名 3225	3 t / 8 h × 1 炉		H17.5		
23 竹富町 波照間小型焼却炉施設	竹富町(波照間島)	0.4	固定バッチ式	H17.11		
	竹富町字波照間 4969-1	0.4 t / 8 h × 1 炉		H18.5		
24 竹富町 黒島小型焼却炉施設	竹富町(黒島)	0.4	固定バッチ式	H17.11		
	竹富町字黒島 2601	0.4 t / 8 h × 1 炉		H18.5		
25 竹富町 竹富小型焼却炉施設	竹富町(竹富島)	0.4	固定バッチ式	H18.9		
	竹富町字竹富 878	0.4 t / 8 h × 1 炉		H19.3		
26 竹富町 小浜小型焼却炉施設	竹富町(小浜島)	0.5	固定バッチ式	H18.9		
	竹富町字小浜 3400-1	0.5 t / 8 h × 1 炉		H19.3		
27 竹富町 鳩間小型焼却炉施設	竹富町(鳩間島)	0.4	固定バッチ式	H20.11		
	竹富町字鳩間 377-1	0.4 t / 8 h × 1 炉		H21.5		
28 竹富町 西表小型焼却炉施設	竹富町(西表島)	1.5	固定バッチ式	H21.12		
	竹富町字高那 443-1	1.5 t / 8 h × 1 炉		H23.1		
29 伊是名村 伊是名村ごみ処理施設	伊是名村	3	機械化バッチ式	H22.7		
	伊是名村字勢理客 3630	3 t / 8 h × 1 炉		H24.1		

※資料を基に一部変更を行っています。

資料：「廃棄物対策の概要」(令和2年12月) 沖縄県環境整備課



※資料を基に一部変更を行っています。  
 資料：「廃棄物対策の概要」（令和2年12月）沖縄県環境整備課

資図 4-7 沖縄県内のごみ焼却施設整備状況

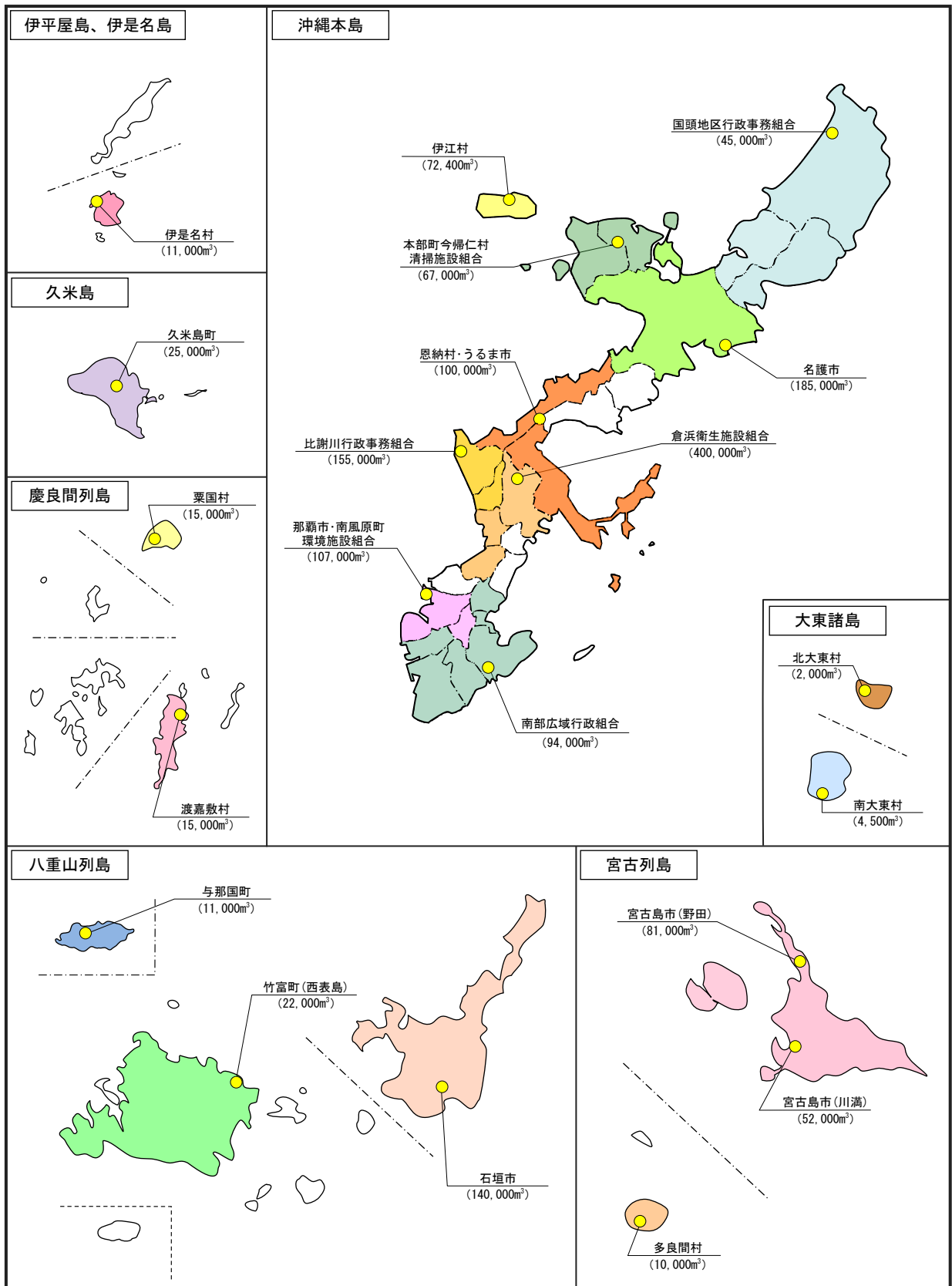
(2) 一般廃棄物最終処分場

沖縄県内の一般廃棄物最終処分場は以下のとおりとなっています。

資表 4-8 沖縄県内の一般廃棄物最終処分場整備状況 (令和2年3月末現在)

	実施主体 施設名称	埋立 場所	対象廃棄物	埋立 開始年	埋立地面積 (m <sup>2</sup> )	全体容量 (m <sup>3</sup> )
1	比謝川行政事務組合 一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰)	H20	15,650	155,000
2	恩納村 恩納村一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣(主灰) 溶融飛灰 粗大ごみ 不燃ごみ	H3	12,300	100,000
3	伊江村 伊江村E&Cセンター	平地	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰) 不燃ごみ	H3	25,382	72,400
4	宮古島市 一般廃棄物最終処分場(野田処分場)	平地	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残渣 粗大ごみ	H6	10,600	81,000
5	宮古島市 一般廃棄物最終処分場(川満処分場)	平地	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残渣	H9	7,000	52,000
6	名護市 名護市一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣(主灰) 破碎ごみ・処理残渣 粗大ごみ 不燃ごみ	H7	20,000	185,000
7	倉浜衛生施設組合 一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残渣	H9	38,000	400,000
8	石垣市 石垣市一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 破碎ごみ・処理残渣 粗大ごみ 不燃ごみ	H11	15,200	140,000
9	粟国村 粟国村一般廃棄物処理施設	平地	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残渣 粗大ごみ 不燃ごみ	H11	6,000	15,000
10	渡嘉敷村 渡嘉敷村一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰)・破碎ごみ	H14	3,000	15,000
11	多良間村 多良間村一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残渣	H14	3,000	10,000
12	久米島町 久米島町一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残渣 粗大ごみ その他	H16	5,000	25,000
13	国頭地区行政事務組合 やんばる美化センター	山間	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残渣	H18	7,200	45,000
14	竹富町 竹富町リサイクルセンター	山間	焼却残渣(主灰) 可燃ごみ 破碎ごみ・処理残渣 粗大ごみ その他	H18	4,300	22,000
15	伊是名村 伊是名村環境美化センター	平地	可燃ごみ 粗大ごみ 不燃ごみ	H18	2,500	11,000
16	与那国町 一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰) その他 焼却残渣(飛灰) 粗大ごみ 不燃ごみ	H19	3,000	11,000
17	那覇市・南風原町環境施設組合 那覇エコアイランド	海面	焼却残渣(飛灰) 選別残渣 溶融不適物	H19	13,000	107,000
18	本部町今帰仁村清掃施設組合 一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ その他	H21	8,800	67,000
19	北大東村 北大東村一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ	H21	900	2,000
20	南大東村 南大東村エコ・センター	平地	焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ	H22	1,406	4,500
21	南部広域行政組合 美らグリーン南城	山間	焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ	H30	10,870	94,000

資料：「廃棄物対策の概要」(令和2年12月) 沖縄県環境整備課



資料：「廃棄物対策の概要」（令和2年12月）沖縄県環境整備課

資図 4-8 沖縄県内の一般廃棄物最終処分場整備状況

### (3) し尿処理施設

沖縄県内のし尿処理施設は以下のとおりとなっています。

資表 4-9 沖縄県内のし尿処理施設整備状況 (令和2年3月末現在)

実施主体		構成市町村	規模 (kL/日)	処理方式	着工年月	竣工年月
1	石垣市	石垣市	25	嫌気	S46.6	S47.6
2	名護市	名護市・国頭村(委託)・東村(委託)・大宜味村(委託)	40	好気	S47.8	S48.3
3	本部町今帰仁村 清掃施設組合	本部町・今帰仁村	35	嫌気	S49.9	S50.6
4	倉浜衛生施設組合	沖縄市・宜野湾市・北谷町	130	嫌気 好気等	S51.3	S52.2
5	中部衛生施設組合	うるま市・嘉手納町・読谷村・恩納村(事業所分)	80	標脱	S53.3	S55.6
6	南部広域行政組合 (旧糸満市豊見城市清掃施設組合)	糸満市・豊見城市	65	好二段 標脱	S55.12	S57.3
7	南部広域行政組合 (旧島尻消防清掃組合)	八重瀬町 ※H26.12から八重瀬町のみ	30	好二段	S61.2	S62.9
8	南部広域行政組合 (旧東部清掃施設組合)	与那原町・西原町・南城市・南風原町・中城村・北中城村	107	下水投入	H24.12	H26.12
9	多良間村	多良間村	3	好二段	S57.11	S58.3
10	北大東村	北大東村	1	好気	H27.7	H28.9

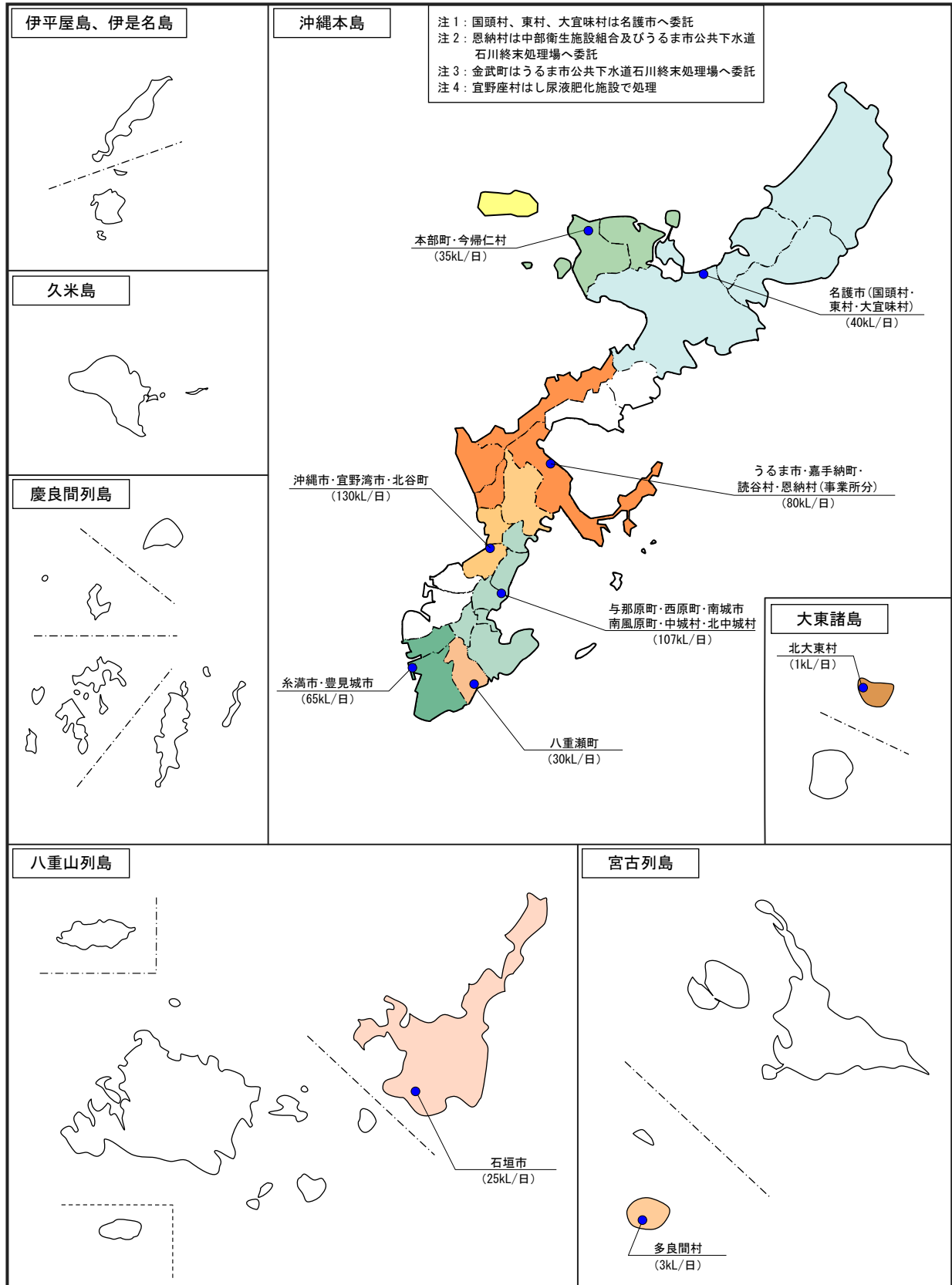
※資料を基に一部変更を行っています。

※処理方式の略称は次のとおり

嫌気：嫌気性消化・活性汚泥処理方式      好二段：好気性処理のうち二段活性汚泥処理方式  
好気：好気性消化・活性汚泥処理方式      下水投入：下水投入方式  
標脱：標準脱窒素処理方式(旧低二段)

資料：「廃棄物対策の概要」(令和2年12月) 沖縄県環境整備課





※資料を基に一部変更を行っています。  
 資料：「廃棄物対策の概要」（令和2年12月）沖縄県環境整備課

資図 4-9 沖縄県内のし尿処理施設整備状況

## 資料5 一般廃棄物の種類と処理基準

### 1. 一般廃棄物の種類

一般廃棄物とは、法律上は、「廃棄物処理法第2条第2項」により、「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されています。

その一般廃棄物は、「ごみ」と「生活排水」に分けられ、さらに「ごみ」は、その排出形態により、一般家庭から人の日常生活に伴って発生する生活系一般廃棄物とオフィス等から排出される紙ごみ等の事業系一般廃棄物があります。

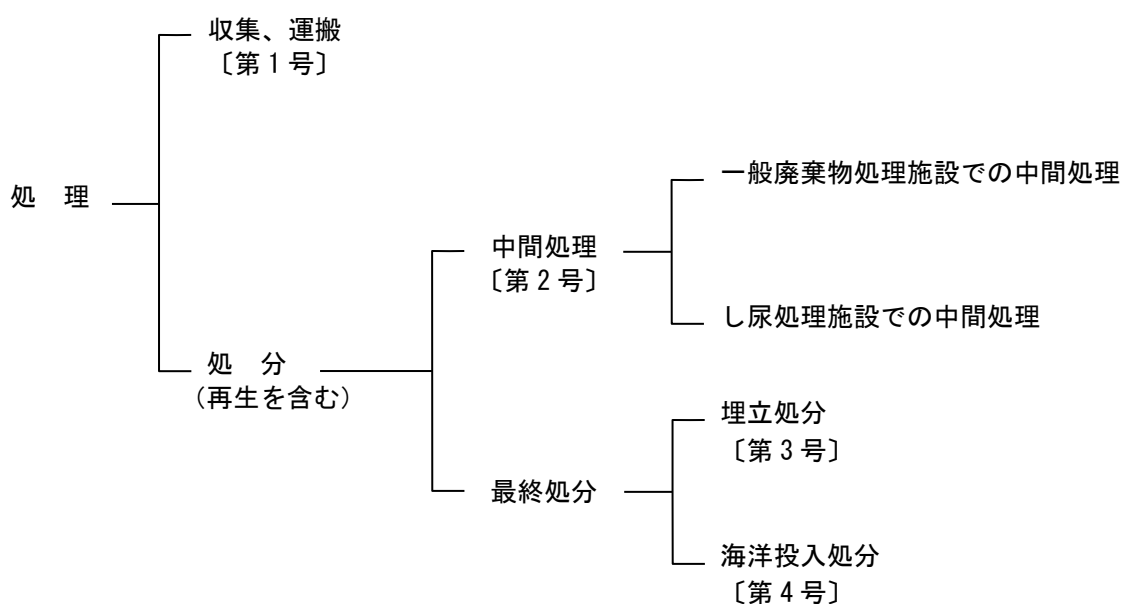
「生活排水」は、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの生活雑排水に分けられます。

### 2. 一般廃棄物の処理基準

#### (1) 処理基準

一般廃棄物の収集、運搬、中間処理、再生及び最終処分については、「廃棄物処理法施行令第3条」により遵守すべき基準（以下、一般廃棄物処理基準という。）が定められています。

以下に一般廃棄物の処理基準の構成及び基準の詳細を示します。



※〔 〕は廃棄物処理法施行令第3条における号数を示します

資図5-1 一般廃棄物の処理基準の構成

資表 5-1 一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む）の基準

収集または運搬の基準
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 収集または運搬は、次のように行うこと。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。</li> <li>(2) 収集または運搬に伴う悪臭、騒音または振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</li> </ol> </li> <li>2. 一般廃棄物の収集または運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。</li> <li>3. 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。</li> <li>4. 船舶を用いて一般廃棄物の収集または運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、一般廃棄物の収集または運搬の用に供する船舶である旨その他の事項をその船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。</li> <li>5. 石綿が含まれている一般廃棄物であって環境省令で定めるもの（以下「石綿含有一般廃棄物」という。）の収集または運搬を行う場合には、石綿含有一般廃棄物が、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、または運搬すること。</li> <li>6. 一般廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。</li> <li>(2) 積替えの場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。</li> <li>(3) 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</li> </ol> </li> <li>7. 石綿含有一般廃棄物の積替えを行う場合には、積替えの場所には、石綿含有一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。</li> <li>8. 一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。</li> <li>9. 一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保管は次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。                   <ol style="list-style-type: none"> <li>イ. 周囲に囲い（保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。</li> <li>ロ. 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。</li> </ol> </li> <li>(2) 保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。                   <ol style="list-style-type: none"> <li>イ. 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。</li> <li>ロ. 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。</li> <li>ハ. その他必要な措置</li> </ol> </li> <li>(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</li> </ol> </li> <li>10. 石綿含有一般廃棄物の保管を行う場合には、7. の規定の例によること。</li> <li>11. 「一般廃棄物処理計画」に基づき分別して収集するものとされる一般廃棄物の収集または運搬を行う場合には、その一般廃棄物の分別の区分に従って収集し、または運搬すること。</li> </ol>
処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）または再生の基準
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。</li> <li>2. 一般廃棄物の熱分解を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。</li> </ol>

3. 一般廃棄物の保管を行う場合には「収集または運搬の基準」の9.の規定の例によること。
4. 「一般廃棄物処理計画」に基づき再生するために分別し、収集した一般廃棄物は、適正に再生するようにすること。
5. し尿処理施設に係る汚泥を再生する場合には、環境大臣が定める方法により再生すること。
6. 特定家庭用機器一般廃棄物の再生または処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。
7. 石綿含有一般廃棄物の処分または再生を行う場合には、次により行うこと。
  - (1) 石綿含有一般廃棄物の保管を行う場合には「収集または運搬の基準」の7.の規定の例によること。
  - (2) 石綿含有一般廃棄物による人の健康または生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。ただし、収集または運搬のため必要な破砕または切断であって環境大臣が定める方法により行うものについては、この限りでない。

#### 埋立処分の基準

1. 埋立処分は次のように行うこと。
  - (1) 地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと。
  - (2) 周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の処分の場所であることの表示がされている場所で行うこと。
2. 一般廃棄物（水銀処理物を除く。）の埋立処分を行う場合には、埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な環境省令で定める設備の設置、その他の環境省令で定める措置を講ずること。ただし、公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないものとして環境省令で定める場合は、この限りではない。
3. 埋め立てる一般廃棄物（熱しやく減量15%以下に焼却したものを除く。）の一層の厚さは、おおむね3m以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね50cm覆うこと。ただし、「小規模埋立処分」<sup>※1</sup>を行う場合は、この限りではない。
4. 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
5. 埋立処分を終了する場合には3.によるほか、生活環境の保全上支障が生じないように当該埋立地の表面を土砂で覆うこと。
6. 浄化槽に係る汚泥及びし尿の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、次のいずれかによること。
  - (1) し尿処理施設において焼却し、または熱分解を行うこと。
  - (2) し尿処理施設において処理（焼却すること及び熱分解を行うことを除く。（3）において同じ。）し、当該処理により生じた汚泥を含水率85%以下にすること。
  - (3) し尿処理施設において処理し、当該処理により生じた汚泥を焼却設備を用いて焼却し、または熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。
7. 特定家庭用機器一般廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法により再生し、または処分すること。
8. 石綿含有一般廃棄物の埋立処分を行う場合には、次によること。
  - (1) 最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有一般廃棄物が分散しないように行うこと。
  - (2) 埋め立てる石綿含有一般廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。
9. 石綿含有一般廃棄物を「処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）または再生の基準」の7.の規定により処分し、または再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものによること。
10. 水銀処理物の埋立処分を行う場合には、次によること。
  - (1) 水面埋立処分を行ってはならないこと。
  - (2) 水銀処理物（水銀の溶出についての基準であって環境省令で定めるものに適合しないものに限る。）の埋立処分を行う場合には、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。
  - (3) 水銀処理物（（2）に規定するものを除く。）の埋立処分を行う場合には、2.によるほか、人の健康の保持または生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置を講ずること。
11. 第1条第二号又は第三号に掲げる廃棄物を第4条の2第二号2.の規定により処分し、または再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものによること。

12. 感染性一般廃棄物を第4条の2第二号3.の規定により処分し、または再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものによること。
13. ばいじん（集じん施設によって集められたものに限る。）若しくは燃え殻またはばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの（「ばいじん等」という。）の埋立処分を行う場合には、1. から5. までによるほか、次によること。
- (1) ばいじん等が大気中に飛散しないように、あらかじめ、水分を添加し、固型化し、こん包する等必要な措置を講ずること。
  - (2) 運搬車に付着したばいじん等が飛散しないように、当該運搬車を洗浄する等必要な措置を講ずること。
  - (3) 埋め立てるばいじん等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

#### 海洋投入処分の基準

1. 一般廃棄物は、海洋投入処分を行ってはならないこと。

※1 小規模埋立処分とは、埋立地の面積が $1\text{万 m}^2$ 以下または埋立容量が $5\text{万 m}^3$ 以下の埋立処分をいう。

※2 条文については、平易な表現にするため、一部省略、変更等を行っている箇所がある。

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条」

## (2) 処理の委託

一般廃棄物の処理は、市町村の責任で行うものとされていますが、市町村は、市町村の責任で、市町村職員以外のものに収集、運搬、処分等を委託することができます。

その際に満たすべき基準を示します。

資表 5-2 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>一 受託者が受託業務（非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。</li><li>二 受託者が法第7条第5項第四号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。</li><li>三 受託者が自ら、または非常災害時において環境省令で定める基準に従って他人に委託して受託業務を実施する者であること。</li><li>四 一般廃棄物の収集、運搬、処分または再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。</li><li>五 委託料が受託業務を遂行するに足る額であること。</li><li>六 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。</li><li>七 一般廃棄物の処分または再生を委託するときは、市町村において処分または再生の場所及び方法を指定すること。</li><li>八 委託契約には、受託者が第一号から第三号までに定める基準に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。</li><li>九 第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分または再生の場所（広域臨海環境整備センター法第2条第1項に規定する広域処理場を除く。）が当該処分または再生を受託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。<ul style="list-style-type: none"><li>イ 当該処分または再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 処分または再生の場所の所在地（埋立処分を委託する場合にあっては、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量）</li><li>(2) 受託者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</li><li>(3) 処分または再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分または再生の方法</li><li>(4) 処分または再生を開始する年月日</li></ul></li><li>ロ 一般廃棄物の処分または再生を1年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分または再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。</li></ul></li></ul> |
|--|

※条文については、平易な表現にするため、一部省略、変更等を行っている箇所がある。

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条」

### 3. 適正処理困難物等の種類と処理基準

適正処理困難物は本来、事業者がその処理・処分に深く係わるべきものであるとの認識が高まっており、その意味からも、廃棄物処理法は、事業者の処理・処分に対する協力について第6条の3の規定を設けています。

廃棄物処理法第6条の3の規定は、市町村では適正な処理を行うことが困難な廃棄物のうち、①現に市町村が処理を行い、②市町村の処理設備、技術に照らし全国各地で適正な処理が困難である、という要件を満たすものについて、環境大臣が指定を行い、市町村は指定された一般廃棄物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得て適正な処理の実施を確保しようとするものであり、平成6年に、廃タイヤ、廃大型冷蔵庫（250L以上）、廃大型テレビ（25インチ以上）、廃スプリングマットレスの4品目が指定されました。

これら4品目についてその適正な処理が困難な市町村にあつては、事業者に対し処理に当たって必要な協力を要請することができます。

#### (1) 特別管理一般廃棄物

特別管理廃棄物は、爆発性、毒性、感染性等の性状を有し、その処理等に伴い人体や環境に悪影響を与える恐れがある一般廃棄物及び産業廃棄物であり、それぞれ、「特別管理一般廃棄物」「特別管理産業廃棄物」と区分されています。

### ①特別管理一般廃棄物の種類

特別管理一般廃棄物の種類を以下に示します。

特別管理廃棄物は、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物であり、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っています。

資表 5-3 特別管理一般廃棄物一覧表

特別管理一般廃棄物の種類	施設等	基準等
PCBを使用する部品 (施行令第1条第1号)	—	廃エアコンディショナー 廃テレビジョン受信機 廃電子レンジ
廃水銀 (施行令第1条第1の2号)	—	人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるものに限る。
上記の廃水銀を処分するために処理したもの (施行令第1条第1の3号)	—	環境省令で定める基準に適合しないものに限る。
ばいじん (施行令第1条第2号)	1日当たりの処理能力が5トン以上(焼却施設にあっては、1時間当たりの処理能力が200kg以上または火格子面積が2㎡以上)のごみ処理施設	「ばいじん」は、集じん施設によって集められたものに限る。以下この表について同じ。施行令第2条の4第6号、第7号及び第9号に掲げるものを除く。
上記のばいじんを処分するために処理したもの (施行令第1条第3号)	—	環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、施行令第2条の4第6号、第7号及び第9号に掲げるものを除く。
ばいじんまたは燃え殻 (施行令第1条第4号)	廃棄物焼却炉であって、火床面積が0.5㎡以上または焼却能力が1時間当たり50kg以上のもの	施行令第1条第2号並びに第2条の4第5号リ(6)、第6号、第7号、第9号及び第10号に掲げるものを除く。 ダイオキシン類の量がダイオキシン類対策特別措置法第24条第1項の環境省令で定める基準を超えるものに限る。
上記のばいじんまたは燃え殻を処分するために処理したもの (施行令第1条第5号)	—	環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、施行令第1条第3号並びに第2条の4第5号リ(6)、第6号、第7号、第9号及び第10号に掲げるものを除く。
汚泥であって、ダイオキシン類を含むもの (施行令第1条第6号)	下記施設を有する工場または事業場 廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの ①排ガス洗浄施設 ②湿式集じん施設	環境省令で定める基準に適合しないものに限る。 施行令第2条の4第5号ル(25)、第8号及び第11号に掲げるものを除く。
上記の汚泥を処分するために処理したもの (施行令第1条第7号)	—	環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、施行令第2条の4第5号ル(25)、第8号及び第11号に掲げるものを除く。
感染性一般廃棄物 (施行令第1条第8号)	・病院 ・診療所 ・衛生検査所 ・介護老人保健施設 ・感染性病原体を取り扱う施設であって、環境省令で定めるもの	感染性廃棄物(感染性病原体が含まれもしくは付着し、またはこれらのおそれのある廃棄物)であって、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、または施行令第2条第13号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたもの)以外のもの

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第1条」



## ②特別管理一般廃棄物の処理基準

特別管理一般廃棄物の処理に当たっては、政令で定める特別管理一般廃棄物処理基準に従わなければなりません。

以下に特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準を示します。

資表 5-4 特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準

収集または運搬の基準
<p>1. 収集または運搬は、次のように行うこと。</p> <p>(1) 特別管理一般廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。</p> <p>(2) 特別管理一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、または運搬すること。ただし、人の健康の保持または生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2. 運搬車及び運搬容器は、特別管理一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。</p> <p>3. 運搬用パイプラインは、特別管理一般廃棄物の収集または運搬に用いてはならないこと。ただし、人の健康の保持または生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>4. 収集または運搬を行う者は、その収集または運搬に係る特別管理一般廃棄物の種類その他の環境省令で定める事項を文書に記載し、及び当該文書を携帯すること。ただし、特別管理一般廃棄物を収納した運搬容器に当該事項が表示されている場合は、この限りでない。</p> <p>5. PCBを使用する部品若しくは廃水銀または感染性一般廃棄物の収集または運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、または運搬すること。</p> <p>6. PCBを使用する部品若しくは廃水銀または感染性一般廃棄物を収納する運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有するものであること。</p> <p>7. 特別管理一般廃棄物の積替えを行う場合には、一般廃棄物の「収集または運搬の基準」の6. (2) 及び (3) の規定の例によるほか、次によること。</p> <p>(1) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に特別管理一般廃棄物の積替えの場所であることその他の環境省令で定める事項の表示がされている場所で行うこと。</p> <p>(2) 積替えの場所には、特別管理一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。ただし、人の健康の保持または生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>(3) (1) 及び (2) に定めるもののほか、当該特別管理一般廃棄物の種類に応じ、環境省令で定める措置を講ずること。</p> <p>8. 特別管理一般廃棄物の保管は、特別管理一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。ただし、PCBを使用する部品に掲げる廃棄物については、この限りでない。</p> <p>9. 特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には、7. (2) 及び (3) 並びに一般廃棄物の「収集または運搬の基準」の9. の規定の例によること。</p>
処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）または再生の基準
<p>1. 特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には、「収集または運搬の基準」の7. (2) 及び (3) 並びに一般廃棄物の「収集または運搬の基準」の9. の規定の例によること。</p> <p>2. 廃水銀、廃水銀を処分するために処理したもの、ごみ処理施設において生じたばいじん、ばいじんを処分するために処理したものの処分または再生を行う場合には、当該廃棄物による人の健康または生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。</p> <p>3. 感染性一般廃棄物の処分または再生を行う場合には、感染性一般廃棄物の感染性を失わせる方法として環境大臣が定める方法により行うこと。</p>
埋立処分の基準
<p>1. 特別管理一般廃棄物は、埋立処分を行ってはならないこと。</p>
海洋投入処分の基準
<p>1. 特別管理一般廃棄物は、海洋投入処分を行ってはならないこと。</p>

※条文については、平易な表現にするため、一部省略、変更等を行っている箇所がある。

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の2」

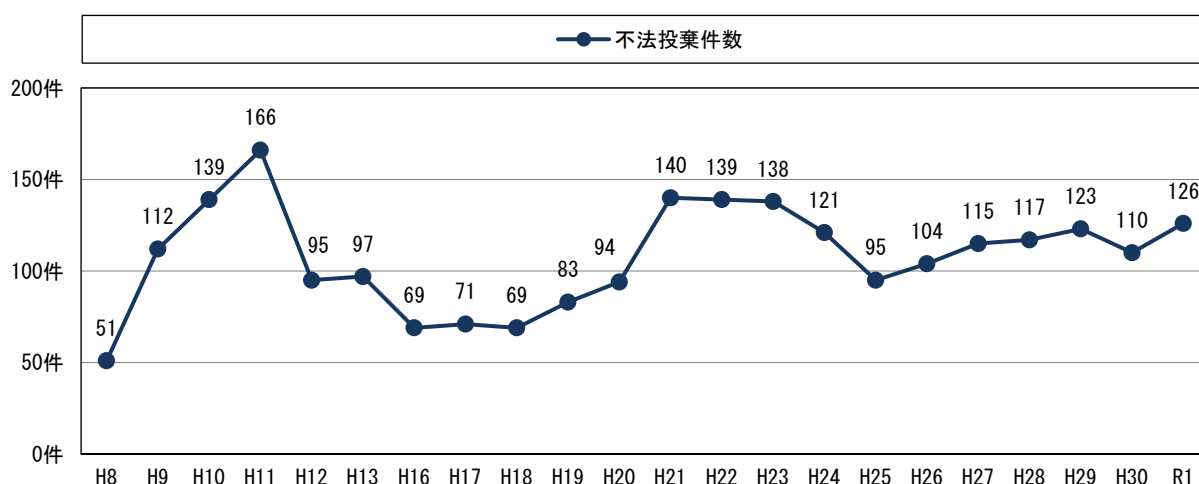
## 資料6 不法投棄の現状と取組

### 1. 不法投棄の現状

#### (1) 沖縄県内における不法投棄

沖縄県では平成8年度から平成13年度までの「産業廃棄物不法投棄実態調査」の調査手法を基本とし、県内における産業廃棄物及び一般廃棄物の不法投棄事案について調査を実施しています。

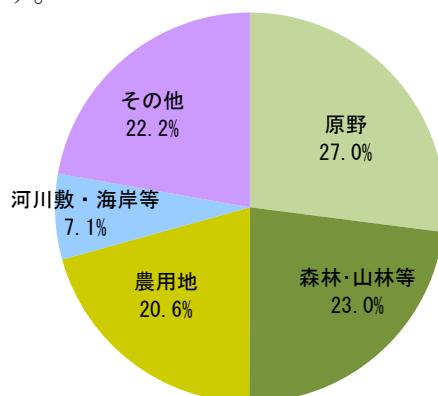
平成8年度以降の不法投棄件数は、平成11年度まで増加し166件と最も多くなっており、その後、減少と増加を繰り返し、平成25年度以降は増加傾向を示しています。



(注) H8～H13の不法投棄件数は「産業廃棄物不法投棄実態調査(沖縄県)」による件数。  
資料:「令和元年度 不法投棄実態調査報告書」(令和2年10月) 沖縄県環境整備課

資図6-1 沖縄県内における不法投棄件数の推移

また、沖縄県が令和元年度に把握した126件の不法投棄場所の内訳については、原野が27.0%、森林・山林等が23.0%、農用地が20.6%、河川敷・海岸等が7.1%、その他が22.2%となっています。



資料:「令和元年度 不法投棄実態調査報告書」(令和2年10月) 沖縄県環境整備課

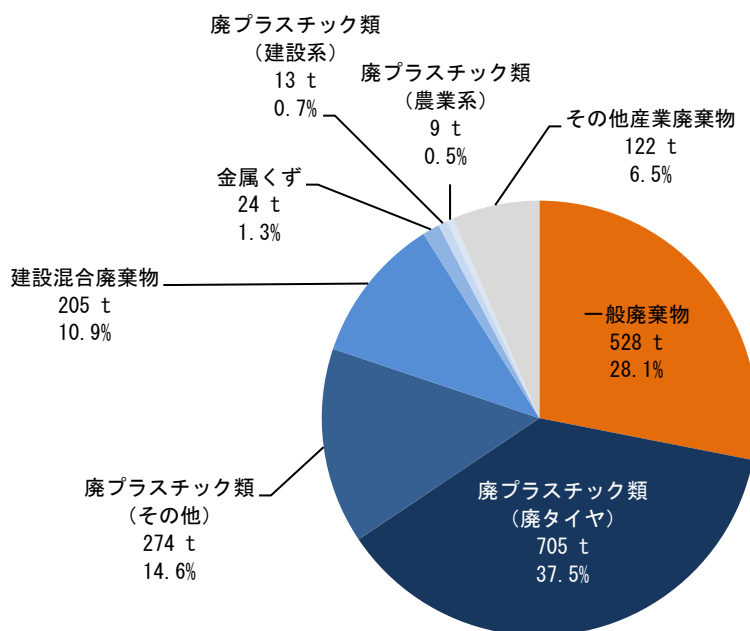
資図6-2 沖縄県内の不法投棄場所の内訳

沖縄県の令和元年度における不法投棄物の内訳（重量）は、一般廃棄物が 528 トン、産業廃棄物が 1,352 トンとなっており、一般廃棄物と産業廃棄物を合わせた不法投棄の総重量は 1,880 トンとなっています。

資表 6-1 沖縄県内の不法投棄物の内訳

廃棄物の種類	重量（トン）	割合
一般廃棄物	528	28.1%
産業廃棄物	1,352	71.9%
廃プラスチック類	1,001	53.3%
廃タイヤ	705	37.5%
その他（ペットボトルや漁網等）	274	14.6%
農業系	9	0.5%
建設系	13	0.7%
建設混合廃棄物	205	10.9%
金属くず	24	1.3%
その他産業廃棄物	122	6.5%
合計	1,880	100%

資料：「令和元年度 不法投棄実態調査報告書」（令和 2 年 10 月）沖縄県環境整備課



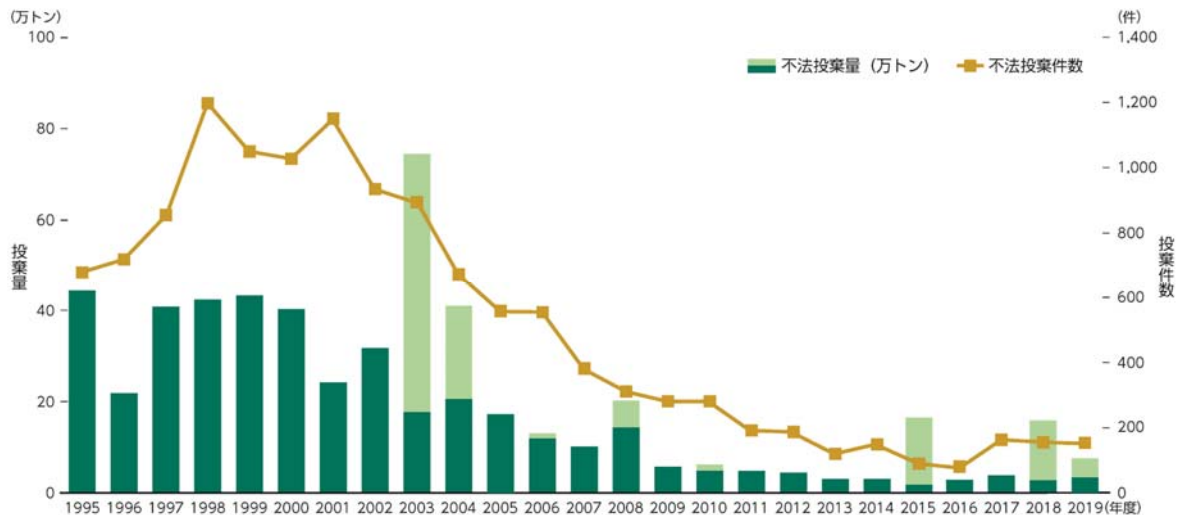
資料：「令和元年度 不法投棄実態調査報告書」（令和 2 年 10 月）沖縄県環境整備課

資図 6-3 沖縄県内の不法投棄物の内訳

## (2) 全国における不法投棄及び不適正処理（産業廃棄物）

産業廃棄物の不法投棄件数は、2001（平成 13）年度以降、おおむね減少傾向となっており、近年は 200 件以下の一定値で推移しています。2019（令和元）年度における不法投棄件数は 151 件となっています。

また、不法投棄量（棒グラフ薄緑部分除く）については、2008（平成 20）年度以降に大幅な減少が見られ、その後わずかな増減はあるものの、おおむね一定値で推移しています。



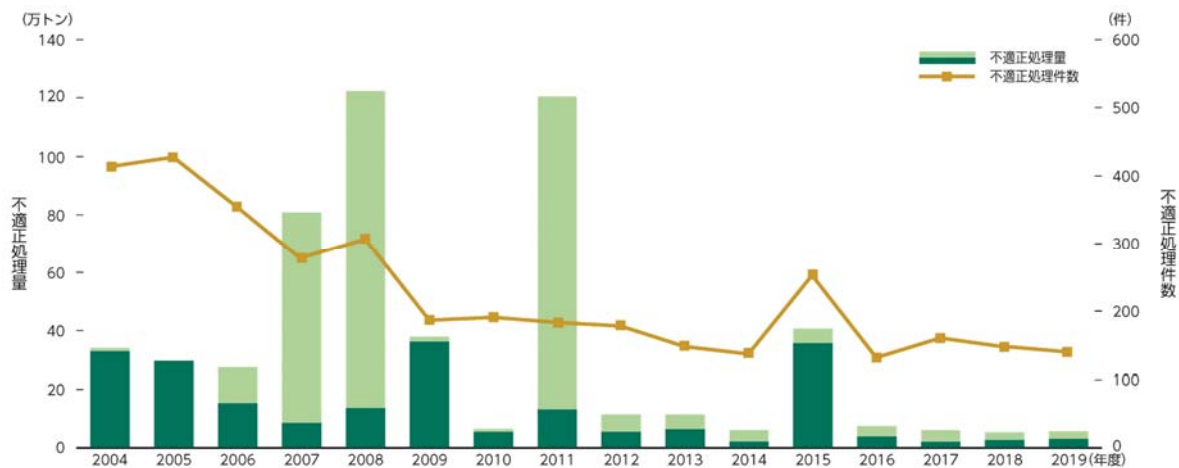
- 注1：都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄事案のうち、1件あたりの投棄量が10t以上の事案（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）を集計対象とした。
- 2：上記棒グラフ薄緑色部分については、次のとおり。  
 2003年度：大規模事案として報告された岐阜市事案（56.7万トン）  
 2004年度：大規模事案として報告された沼津市事案（20.4万トン）  
 2006年度：1998年度に判明していた千葉市事案（1.1万トン）  
 2008年度：2006年度に判明していた桑名市多度町事案（5.8万トン）  
 2010年度：2009年度に判明していた滋賀県白野町事案（1.4万トン）  
 2015年度：大規模事案として報告された滋賀県甲賀市事案、山口県宇部市事案及び岩手県久慈市事案（14.7万トン）  
 2018年度：大規模事案として報告された奈良県天理市事案、2016年度に判明していた横須賀市事案、2017年度に判明していた千葉県芝山町事案（2件）（13.1万トン）  
 2019年度：2014年度に判明していた山口県山口市事案、2016年度に判明していた倉敷市事案（4.2万トン）
- 3：硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案は本調査の対象から除外している。  
 なお、フェロシルトは埋立用資材として、2001年8月から約72万tが販売・使用されたが、その後、製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、不法投棄事案であったことが判明した。既に、不法投棄が確認された1府3県の45か所において、撤去・最終処分が完了している。

資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書」（令和3年版）環境省

資図 6-4 全国の不法投棄件数及び投棄量の推移（産業廃棄物）

産業廃棄物の不適正処理件数については、おおむね減少する傾向が見られますが、不適正処理量（棒グラフ薄緑部分除く）については、不規則な増減を繰り返しています。

2019（令和元）年度の不適正処理件数は140件となっており、不適正処理量は5.2万トンとなっています。



注1：都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不適正処理事案のうち、1件あたりの不適正処理量が10t以上の事案（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）を集計対象とした。

2：上記棒グラフ薄緑色部分は、報告された年度前から不適正処理が行われていた事案（2011年度以降は、開始年度が不明な事案も含む）。

3：大規模事案については、次のとおり。

2007年度：滋賀県栗東市事案71.4万トン

2008年度：奈良県宇陀市事案85.7万トン等

2009年度：福島県川俣町事案23.4万トン等

2011年度：愛知県豊田市事案30.0万トン、愛媛県松山市事案36.3万トン、沖縄県沖縄市事案38.3万トン等

2015年度：群馬県渋川市事案29.4万トン等

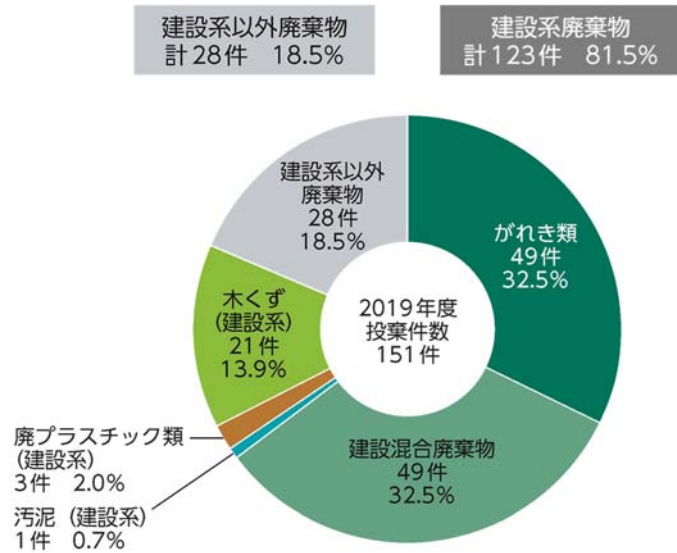
4：硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案は本調査の対象から除外している。

なお、フェロシルトは埋立用資材として、2001年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、不法投棄事案であったことが判明した。既に、不法投棄が確認された1府3県の45か所において、撤去・最終処分が完了している。

資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書」（令和3年版）環境省

資図 6-5 全国の不適正処理件数及び不適正処理量の推移（産業廃棄物）

全国の不法投棄された産業廃棄物の種類を 2019（令和元）年度について見ると、がれき類が 32.5%、建設混合廃棄物も同数で 32.5%となっており、両者合わせて 65.0%を占めています。その他、木くず（建設系）13.9%、廃プラスチック類（建設系）2.0%、汚泥（建設系）0.7%と不法投棄された産業廃棄物の約 8 割が建設系廃棄物となっています。



資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書」（令和3年版）環境省

資図 6-6 全国の不法投棄された産業廃棄物の種類

## 2. 不法投棄防止への取組

### (1) 法制度の整備

国においては、不法投棄問題が年々深刻化、悪質化、巧妙化していくことに対応し、廃棄物処理法の改正を行っています。

以下に不法投棄に係る廃棄物処理法の規制強化の変遷を示します。

資表 6-2 不法投棄等の行為者や排出業者等に対する規制強化の変遷

	昭和 45 年 制定時	昭和 51 年改正	平成 3 年改正	平成 9 年改正	平成 12 年改正	平成 15 年改正	平成 16 年改正
不法投棄等	不法投棄の禁止	5万円以下の罰金	3月以下の懲役又は20万円以下の罰金 (有害な産業廃棄物は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (特別管理廃棄物は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)	(産業廃棄物) 3月以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科(法人に対しては1億円以下の罰金) (一般廃棄物) 1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科(産業廃棄物・法人に対しては1億円以下の罰金)  未遂罪の創設(罰則は既遂と同じ)	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科(産業廃棄物・法人に対しては1億円以下の罰金)  準備罪の創設 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科
	不法焼却の禁止					(直罰化) 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科	未遂罪の創設(罰則は既遂と同じ)  準備罪の創設 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科
指定有害廃棄物の処理の禁止							5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科(法人に対しては1億円以下の罰金)
委託違反		産業廃棄物委託基準の創設(認可業者等への委託)	委託基準の強化(書面による契約等を追加)	(契約書に処理料金等を追加)	(契約書に最終処分地等を追加)	一般廃棄物委託基準の創設	
		6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	1年以下の懲役又は300万円以下の罰金	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科		
受託違反				受託禁止違反(産業廃棄物)の創設(1年以下の懲役又は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科		
排出事業者責任の強化			マニフェスト制度の創設(特別管理産業廃棄物に限定)	・マニフェスト制度を全ての産業廃棄物に拡大 ・電子マニフェスト制度の導入 ・虚偽マニフェスト交付を直罰化(30万円以下の罰金)	・最終処分まで確認することを義務化(注意義務) ・マニフェスト不交付を直罰化(50万円以下の罰金)	廃棄物である疑いのあるものについての都道府県等の調査権限拡充、未遂罪の創設により不法投棄等の罰則強化、緊急時における国の調査権限の拡充	廃棄物の収集運搬における目的罪の創設と環境大臣の指示権限の創設
廃棄物処理業に係る欠格要件等		欠格要件の創設(廃棄物処理法違反により罰金以上の刑に処せられ2年を経過しない者、許可を取り消され2年を経過しない者等)	要件の追加(禁固以上の刑に処せられ5年を経過しない者、廃棄物処理法・環境保全法令の違反又は刑法等の罪により罰金以上の刑に処せられ5年を経過しない者、役員・使用人等が欠格要件に該当する法人等)	要件の追加(暴対法違反により罰金以上の刑に処せられ5年を経過しない者、許可取消法人の役員又は実質的に法人に対し支配力を有する者(黒幕規定))	要件の追加[産業廃棄物のみ](暴力団でなくなつてから5年を経過しない者、暴力団等がその事業活動を支配する法人)	要件の追加(聴聞通知後に廃業した者)  特に悪質な業者の許可取消を義務化	
支障除去等の措置命令		措置命令の創設(対象者:処分者及び委託基準に違反した排出事業者)	発行要件の拡大(「重大な」を削除)	対象者の追加(マニフェスト不交付及び虚偽マニフェストを交付した者等)	対象者の追加(注意義務違反や適正な対価を負担していない排出事業者、不適正処分に関与した者等)	対象者の追加(一般廃棄物委託基準の違反者)	
		1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又は併科	3年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金又は併科	5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金又は併科		
その他					組織犯罪による不法収益の没収		

資料:「循環型社会白書」(平成16年版)環境省

## (2) 全国における代表的な取組

国においては、平成 19 年度から不法投棄等を発生させない環境づくりをさらに強化していくための取組として、5 月 30 日（ごみゼロの日）から 6 月 5 日（環境の日）までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、都道府県及び市民等が連携して、監視活動や啓発活動を一齐に実施しています。

以下に全国一斉の陸海空パトロールの代表事例を示します。

資表 6-3 全国一斉の陸海空パトロール代表事例（平成 30 年度）

地域	陸/海/空	事業名	実施エリア	実施期日	実施主体等	概要
東北	陸	不法投棄監視パトロール	各県・市	5～6 月	各県・市、東北地方環境事務所	各県及び市等で実施する監視パトロール活動と合同で啓発、監視活動を強化する。
	空	不法投棄監視合同スカイパトロール	山形県内	6 月 5 日	山形県、県警、東北地方環境事務所	山形県、県警本部等と連携し、ヘリコプターによる上空からの不法投棄監視パトロールを実施する。
関東	陸	不法投棄防止監視パトロール	富士山麓を中心とする静岡県内全域	5 月 30 日	富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議（静岡県、関係市町、警察、関東地方環境事務所等の関係機関、民間団体により構成）等	富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議、産業廃棄物不法投棄監視員及び住民監視組織等が不法投棄の発見及び防止等のため、富士山麓を中心とするパトロールを県内全域で実施する。
近畿	空	スカイパトロール	奈良県内	6 月 5 日	奈良県、県警、近畿地方環境事務所	奈良県と連携し、県警ヘリコプターによる上空からの不法投棄監視パトロールを実施する。
中国	海	不法投棄監視合同海上パトロール	岡山県内	6 月 1 日	岡山県、岡山市、倉敷市、玉野市、玉野海上保安部、中国四国地方環境事務所	岡山県及び海洋環境保全に関係する行政機関と連携し、海上保安部の船舶を活用して、海上や離島等での不法投棄等や漂流漂着ごみの監視パトロールを実施する。
四国	陸	不法投棄監視パトロール	高松市内	5 月 30 日	高松市、中国四国地方環境事務所（四国事務所）等	関係機関等の協力を得て、地元パトロール隊とともに不法投棄防止に関する啓発及び不適正行為の防止のためのパトロールを実施する。
	海	海岸線及び島嶼部監視パトロール事業	高松市内	6 月 5 日	高松市、中国四国地方環境事務所（四国事務所）等	海上保安部の協力を得て、不法投棄の未然防止及び早期発見のための海上パトロールを実施する。
九州	陸	監視パトロール	沖縄県内	5～6 月	沖縄県、九州地方環境事務所（那覇自然環境事務所）	沖縄県と連携し、不法投棄現場のパトロール等の監視活動を実施する。

資料：「平成 30 年度全国ごみ不法投棄監視ウィーク等における取組について」環境省



### (3) 沖縄県における取組

「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の期間内を中心に、都道府県、国の関係機関及び市民等が連携した監視活動や清掃活動、全国一斉の陸海空パトロール等の事業が行われており、沖縄県においても以下のような取組が実施されています。

資表 6-4 沖縄県における取組内容（平成 30 年度）

市町村	実施主体	事業名	実施期日等	事業概要
粟国村	粟国村（民生課）	不法投棄対策事業	通年	不法投棄が発生している場所へ監視カメラ及びダミーカメラを設置し啓発を図る。
	粟国村観光協会	環境美化活動	4/27、5/8、5/22、6/12、6/26	道路沿いや公園のごみ拾い
	ダイビングショップ（シーベース）	ビーチクリーン&バーベキュー	平成 29 年 4 月 16 日（日）	海岸漂着ごみの回収及び清掃作業
	粟国村	不法投棄監視パトロール	通年（毎週金曜日）	不法投棄を未然に防ぐために、パトロールを実施。
伊江村	伊江村（総務課）	広報誌による啓発	月 1 回	「広報イーハッチャー」による普及・啓発活動を実施する。
	伊江村	チューパンジャまつり	12 月	村の産業広報及びパネル展示を行う。
	伊江村（建設課）	不法投棄監視パトロール	週 2 回程度	不法投棄を未然に防ぐため、監視パトロール車による巡回を行う。
	伊江村漁協協同組合	クリーン作戦	ハーリー前	ハーリー会場浜辺周辺の海岸清掃を実施する。
	伊江村青年会	530 クリーン作戦	5 月 30 日	伊江村全体のごみ拾い・草刈などを実施する。
	伊江村老人クラブ	老人社会奉仕作業	9 月（老人の日）	ごみ拾い・草刈などを実施する。
	E&Cセンター	E&Cセンター見学会	通年	E&Cセンター見学(小学4年生、婦人会対象)を実施する。
タマレント企画	いちやりば伊江島民間体験泊協会	8 月、12 月	ビーチのごみ拾いや海岸清掃を実施する。	
石垣市	石垣市	不法投棄撲滅強化月間	検討中	チラシや広報誌等により不法投棄未然防止やポイ捨て禁止の普及・啓発を実施する。
	石垣市	春の大掃除	平成30年5月21日～5月27日まで	大掃除の実施期間を市民へ周知し、協力団体の協力を得ながら市職員で戸別訪問し、大掃除の実施の有無を確認する。
	石垣市	秋の大掃除	10 月中旬	大掃除の実施期間を市民へ周知し、協力団体の協力を得ながら市職員で戸別訪問し、大掃除の実施の有無を確認する。
伊是名村	伊是名村	環境美化活動	年 5 回（4・6・7・9・12 月）	村内の一斉清掃（草刈、ごみ拾い）を実施する。
	伊是名村環境プロジェクト（伊是名村、教育委員会、商工会、農協、漁協、NPO）	環境美化活動	4 月 21 日	環境協力税導入を記念して、毎年 4 月 25 日を伊是名村環境の日と定め、この日を含む 1 週間を環境ウィークとし、村民の環境美化に対する意識向上を図るとともに観光産業の発展に資する目的で、期間中に環境美化活動を実施する（H30 年度は花植え）。
糸満市	糸満市	海岸クリーン作戦	通年	米須・大度・喜屋武海岸一円のごみ拾いや海岸清掃を実施する。
	糸満市	環境美化活動	通年	チラシや広報誌等により、不法投棄未然防止やポイ捨て禁止の普及・啓発を実施する。
	糸満市	市民ボランティア清掃	毎月（第 2 土曜日）	市主催で、自治会や企業団体へ呼びかけて清掃を実施する。
	糸満市	不法投棄監視パトロール	通年	監視員による不法投棄監視パトロールを実施する。
伊平屋村	伊平屋村	不法投棄監視パトロール	ウィーク期間中	不法投棄を未然に防ぐために、パトロールを実施する。
浦添市	浦添市	2018 クリーンデーIN うらそえ清掃	5 月 20 日	市内の道路や公園等の清掃を実施する。
	浦添市	クリーン・グリーン・グレイシャス（CGG）運動	12 月 16 日	空き缶（ビン）拾い、草刈作業、公民館（公園）美化運動等
うるま市	うるま市	環境月間	6 月	環境月間である 6 月に広報にて一斉清掃の呼びかけを行う。
	うるま市	環境月間パネル展	6 月	ごみ処理・分別・不法投棄に関するパネル展示及びパンフ配布を行う。リサイクル成形品及びごみ溶融施設資源化品の展示を行う。各種団体のボランティア活動写真の展示を行う。
	うるま市	不法投棄監視パトロール	通年	クリーン指導員等による不法投棄場所の監視パトロールを実施する。
	うるま市各自治会	環境美化活動	通年	市内各自治会による草刈及びごみ拾い活動等を実施する。
	天願川デー実行委員会	天願川デー	2 月	川の清掃を通して河川に対する市民の意識を高めるとともに、環境問題を考える機会とする。
大宜味村	大宜味村	不法投棄監視パトロール	月 5～6 回程度	職員による不法投棄パトロールを実施する。
沖縄市	沖縄市	クリーンデーin 沖縄市	11 月	各自治会を主体に市内全域の道路・公園等の清掃活動を実施する。
	沖縄市	不法投棄監視パトロール	通年	監視員による、不法投棄場所の監視パトロールを実施する。

市町村	実施主体	事業名	実施期日等	事業概要
恩納村	恩納村	環境美化活動	6月	村内各自治会による草刈及びごみ拾い活動等を実施する。
	恩納村	環境美化活動	9月24日～10月31日	村内各自治会による草刈及びごみ拾い活動等を実施する。
	恩納村	不法投棄監視パトロール	通年	職員による不法投棄パトロールを実施する。
北大東村	北大東村		6月中旬頃	草刈り及び空き缶、ごみ拾い
	北大東村	地域部落美化活動	6月	村内ごみ拾い及び草刈り清掃
北中城村	北中城村	秋の一斉清掃	9月	ごみ拾いや草刈りを実施する。
	北中城村	美ら島清掃週間	12月	ごみ拾いや草刈りを実施する。
	北中城村	春の一斉清掃	5月	ごみ拾いや草刈りを実施する。
	北中城村	不法投棄監視パトロール	通年	村職員によるパトロールを実施する。
宜野座村	宜野座村	環境美化活動	5月27日	村内各自治体・各種団体による草刈り及びごみ拾い活動等を実施する。
	宜野座村	広報誌・チラシによる啓発	ウィーク期間中	村広報やチラシの配布による啓発を行う。
	宜野座村	不法投棄監視パトロール	通年	宜野座村環境監視員による監視パトロールを実施する。
	宜野座村	不法投棄監視パトロール	4月以降	職員2名により、週3～4回程度パトロールを実施する。
宜野湾市	宜野湾市	ごみのポイ捨て防止公開パトロール	5月30日	各自治会クリーンリーダーによる、ごみ拾い活動の実施、及びチラシ配布による啓発を行う。また、役所ロビーにてパネル展示を1週間行うことにより、更なる普及・啓発に努める。
	宜野湾市	不法投棄監視パトロール	通年	清掃指導員による、不法投棄場所の監視パトロールを実施する。
	宜野湾市	環境美化活動	7月・12月	市内各自治会による草刈及びごみ拾い活動等を実施する。
金武町	金武町	秋の各班清掃	9月30日	ごみ拾いや草刈り清掃を実施する。
	金武町	海浜清掃	7月8日	ごみ拾いを実施する。
	金武町	春の各班清掃	6月3日	ごみ拾いや草刈り清掃を実施する。
	金武町	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄監視パトロールやごみ回収、注意看板の設置等を行う（委託職員で実施）。
	金武町	沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業	7月	漂着物やごみ拾いの海岸清掃を実施する。
国頭村	国頭村	海浜清掃	7月20日	ごみ拾いを実施する。
	国頭村	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄・散乱ごみ等監視パトロールを職員が行う。
久米島町	久米島町	集落内外清掃	4月・12月	町内各自治体による草刈り及びごみ拾い活動を実施する。
	久米島町	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄を未然に防ぐため、パトロールを実施。
竹富町	竹富町	春の清掃	4月～5月	町民による清掃・不法投棄点検を行う。
	竹富町	不法投棄監視パトロール	通年	職員による不法投棄パトロールを実施する。
多良間村	多良間村	不法投棄監視パトロール	通年	関係機関による不法投棄監視パトロールを実施する。
北谷町	北谷町	清掃工場見学会	11月頃	清掃工場見学会（北谷クリーン指導員）を開催する。
	北谷町	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄防止のため、町内全域においてパトロールを実施する。
	北谷町	ちゅら島環境美化町内一斉清掃	年2回（8、12月）	町主催で、自治会や町民、環境関係機関等へ呼びかけて清掃を実施している。
	北谷町	ポイ捨て禁止のぼり旗の設置	ウィーク期間内	自治会や公共施設等へのぼり旗を設置し、不法投棄未然防止やポイ捨て禁止の普及・啓発を実施する。
渡嘉敷村	渡嘉敷村	ちゅら島環境美化清掃	年3回	村内のごみ拾いや海岸清掃を実施する。
	渡嘉敷村	環境美化の日	毎月0のつく日（10日・20日・30日）	村内のごみ拾いや草刈りを実施する。
渡名喜村	渡名喜村	不法投棄監視パトロール	5～6月	職員による不法投棄パトロールを実施する。
豊見城市	豊見城市		通年	不法投棄防止のためのポスターやチラシ、広報誌、ホームページ等による普及・啓発をおこなう。
	豊見城市 国場川水あしび実行委員会	国場川水あしび	11月末 11月3日	清掃活動を実施する。
中城村	中城村	秋の一斉清掃	10月21日	集落周辺のごみ拾いや草刈りを実施する。
	中城村	春の一斉清掃	5月20日	集落周辺のごみ拾いや草刈りを実施する。
	中城村	不法投棄監視パトロール	通年	村職員によるパトロールを実施する。
今帰仁村	今帰仁村	海岸漂着物対策事業	4月～3月	漂着物やごみ拾いの海岸清掃を実施する。
	今帰仁村	不法投棄監視パトロール	通年	監視員による不法投棄パトロール活動、ごみの回収や看板設置による不法投棄防止を行う。

市町村	実施主体	事業名	実施期日等	事業概要
名護市	名護市	広告活動	通年	ホームページ・看板設置・広報誌等による不法投棄防止の啓発活動や、職員による市内パトロールでの不法投棄監視活動を実施する。
南城市	南城市	不法投棄監視パトロール	通年（随時）	不法投棄パトロール隊・クリーン指導員・市職員・委託業者による不法投棄監視パトロールを実施する。
西原町	西原町	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄監視パトロールやごみの回収、注意看板の設置等を行う。
南風原町	南風原町	ちゅら島環境美化町内一斉清掃	12月	草刈り、ごみ拾い、町内にある不法投棄物の撤去作業を実施する。
	南風原町	道路ふれあい清掃	8月	町道を中心に草刈りやごみ拾いを行う。また、町内にある不法投棄物の撤去作業を実施する。
	南風原町、那覇市	不法投棄監視及び公害防止パトロール	毎月	一般廃棄物処理施設周辺のパトロールを実施する。
東村	東村（建設環境課）	ホームページによる啓発及び不法投棄監視パトロール	6月（普及啓発）、 通年（パトロール）	ホームページ等による不法投棄未然防止及びポイ捨て禁止の普及啓発活動を実施する。また、職員及び清掃員による不法投棄監視パトロール等を実施する。
	東村	クリーンやんばる	1月	村内の幹線道路の清掃を行う。
	東村	地域部落美化活動	年2回	地区周辺のごみ拾い・草刈などを実施する。
南大東村	南大東村	地域部落美化活動	20～21日	平成30年4月22日（日本丸寄港）に伴う地域美化活動及び全体清掃
	南大東村	地域部落美化活動	8月	地区周辺のごみ拾い・草刈などを実施する。
	南大東村	不法投棄撲滅活動	通年	不法投棄現場（重点地）のパトロールを実施する。
宮古島市	宮古島市	不法投棄監視パトロール	通年	クリーン指導員・不法投棄監視員による不法投棄監視パトロールを実施する。また、不法投棄禁止の看板設置・啓発活動を行う。
	宮古島市	宮古島市美化清掃の日	5月・10月 （第4日曜日）	協議会・市民による不法投棄物の撤去清掃活動を実施する。
本部町	本部町	一斉清掃	6月3日	町内の一斉清掃を実施する。
	本部町	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄監視パトロールやごみの回収、注意看板の設置等の不法投棄防止活動を行う。
八重瀬町	八重瀬町	不法投棄監視パトロール	5月～6月	町内の不法投棄・散乱ごみ多発地域を中心にパトロールを実施する。また、ごみの回収や看板設置による不法投棄防止等を行う。
	八重瀬町	八重瀬町「心豊かできれいな町」大作戦	11月23日	町出身の偉人が残した「負けじ魂」や教訓歌「汗水節」の心を普及啓発するとともに、町と町民の協働で美しい環境作りを推進する「八重瀬町心豊かできれいなまちづくり」活動を実施する。
与那国町	与那国町	不法投棄監視パトロール	5月～6月	町職員による不法投棄パトロールを実施する。
与那原町	与那原町	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄・散乱ごみ等監視パトロールを職員が行う。
	与那原町まちづくり推進協議会	第1回奉仕作業	平成30年6月	加盟団体による草刈り及びごみ拾い及び、プランターへ花の植え付け作業を実施。
	与那原町まちづくり推進協議会	第2回奉仕作業	平成31年3月	加盟団体による草刈り及びごみ拾いを実施。
読谷村	読谷村	ちゅら浜クリーンアップ作戦 in 読谷	6月10日	読谷村内海岸全域のごみ拾い・清掃を実施する。

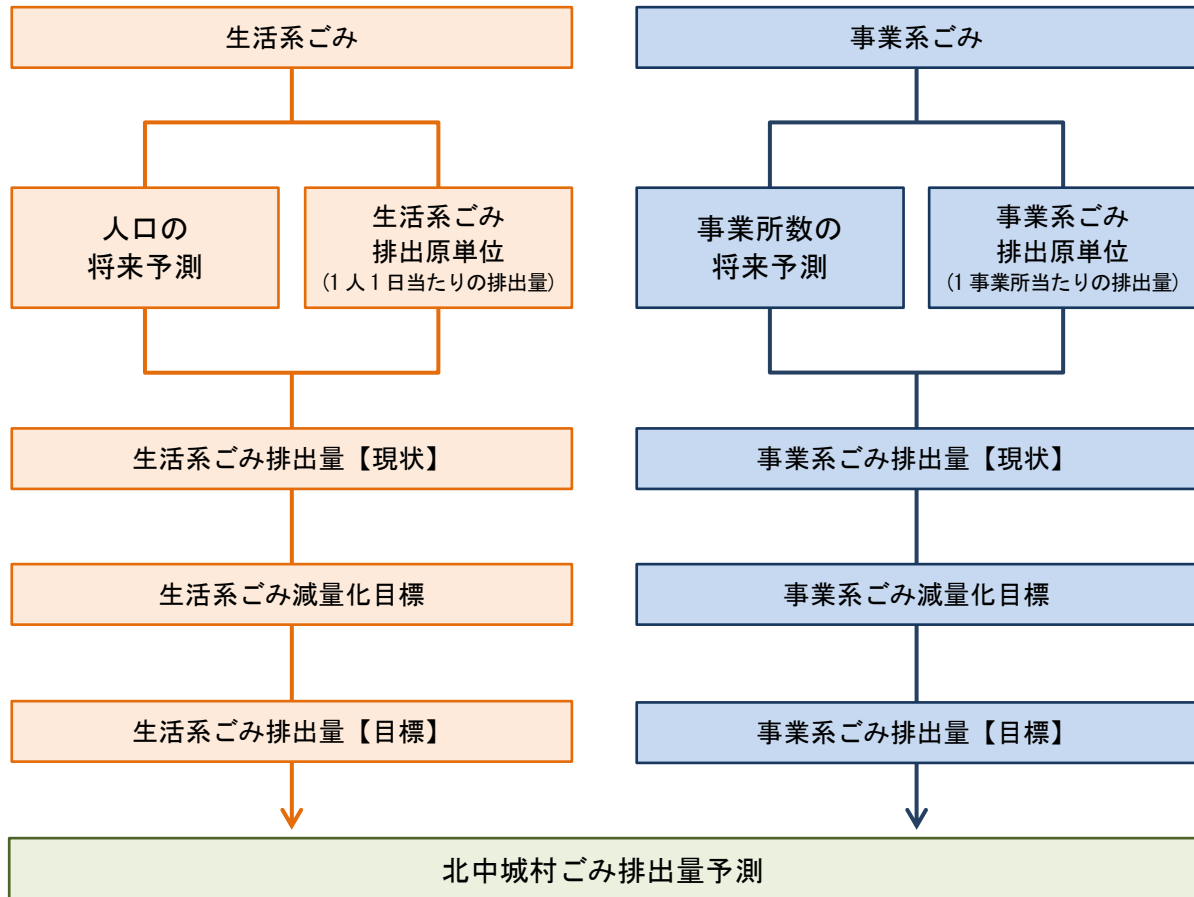
資料：「平成30年度全国ごみ不法投棄監視ウィーク等における取組について」環境省

## 資料 7 北中城村のごみ排出量の予測

### 1. ごみ排出量の予測手法

#### (1) 予測フロー

本村の将来ごみ量については、生活系ごみと事業系ごみについて、時系列分析により推計を行います。



資図 7-1 ごみ排出量の予測フロー

## (2) 予測式

将来ごみ量の予測は、時系列分析により行うものとし、予測式としては、「ごみ処理施設構造指針解説」（旧厚生省水道環境部監修）に示されている一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線及びロジスティック曲線を使用します。

なお、予測には過去 10 年間の実績値を用い、各予測式による推計結果の中から、本村の特性、実績値の推移等、最も適合していると思われる結果を予測値として採用するものとします。

① 一次傾向線	$Y = a + b t$
② 二次傾向線	$Y = a + b t + c t^2$
③ 一次指数曲線	$Y = a \times b^t$
④ べき曲線	$Y = Y_0 + A t^a$
⑤ ロジスティック曲線	$Y = \frac{K}{1 + e^{b-at}}$

ここに  $Y$  : 計画年における人口等

$Y_0$  : 基準年における人口等

$t$  : 計画年数（年）

$e$  : 自然対数の底

$K$  : 飽和人口等

$A, a, b, c$  : 実績値から求められる定数

※一次傾向線、二次傾向線等の各予測式の定数の決定方法は、最小二乗法により、実績値と各予測式との距離の二乗の和が最小となるように決定する。

各予測式の特徴は、一次傾向線は直線の式、二次傾向線は放物線、一次指数曲線は一定比率で増加または減少する式、べき曲線は徐々に増加させる式、ロジスティック曲線は無限年前にゼロで時の経過とともに漸増し、中間で増加率が最も大きく、その後は増加率が減少し、無限年後に飽和に達するような曲線の式です。

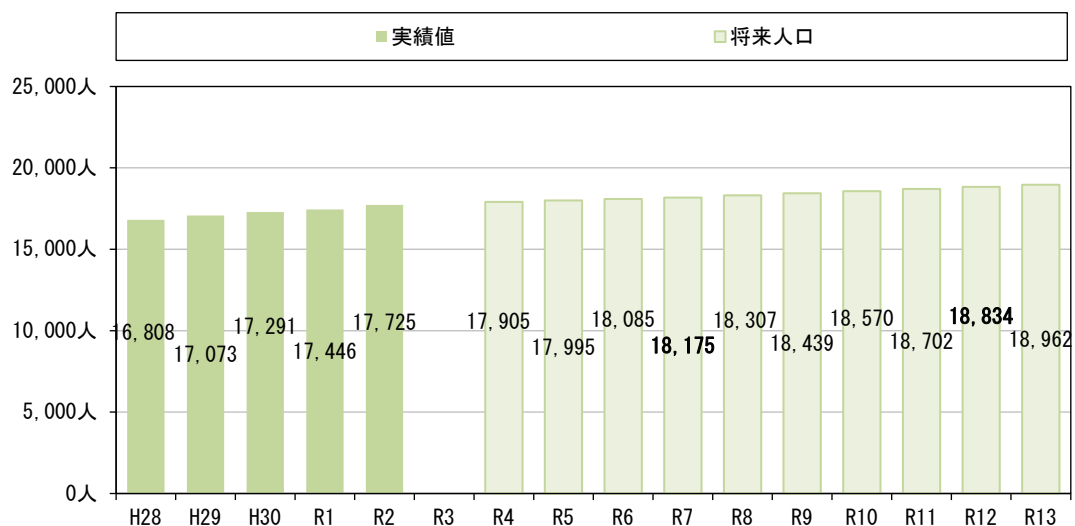
## 2. 生活系ごみの将来予測

### (1) 将来人口

本村の将来人口は、「北中城村第四次総合計画 基本構想・後期基本計画」（令和2年3月）（以下、「総合計画」という。）に基づき設定します。

総合計画では、5年ごとに人口を示されていますが、本計画ではその間の年度は直線的に人口が推移するものと仮定して、補間値を設定します。

設定した将来人口を以下に示します。



資図 7-2 将来人口の推移

資表 7-1 将来人口の推移

単位：人

年度	実績値	将来人口	備考
平成28年度	16,808	—	
平成29年度	17,073	—	
平成30年度	17,291	—	
令和元年度	17,446	—	
令和2年度	17,725	—	
令和3年度	—	—	
令和4年度	—	17,905	補間値
令和5年度	—	17,995	〃
令和6年度	—	18,085	〃
令和7年度	—	<b>18,175</b>	総合計画 目標人口
令和8年度	—	18,307	補間値
令和9年度	—	18,439	〃
令和10年度	—	18,570	〃
令和11年度	—	18,702	〃
令和12年度	—	<b>18,834</b>	総合計画 目標人口
令和13年度	—	18,962	補間値

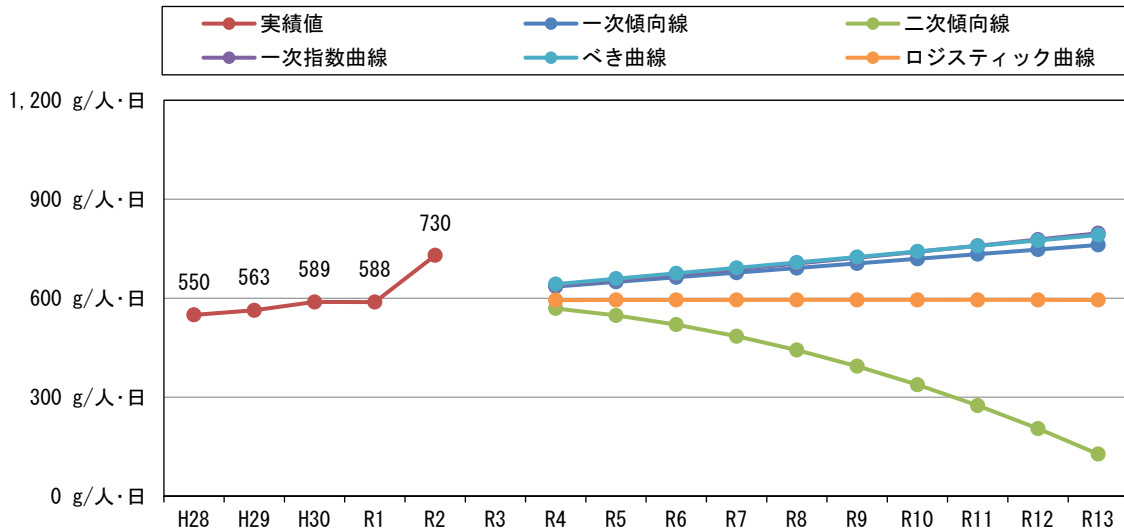
資料：「北中城村第四次総合計画 基本構想・後期基本計画」（令和2年3月）

(2) 1人1日当たり生活系ごみ排出量

1人1日当たり生活系ごみ排出量は、微増傾向を示していましたが、令和2年度に大幅な増加を示しています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛などにより、家庭から排出されるごみが例年よりも大きく増加したことが主な原因と考えられます。

予測計算では、令和2年度実績値については例年と比較して大きく変動していることから除外し、平成28年度から令和元年度までの4年間の実績値を用いて予測します。

1人1日当たり生活系ごみ排出量の予測計算結果を以下に示します。



資図 7-3 1人1日当たり生活系ごみ排出量の予測計算結果

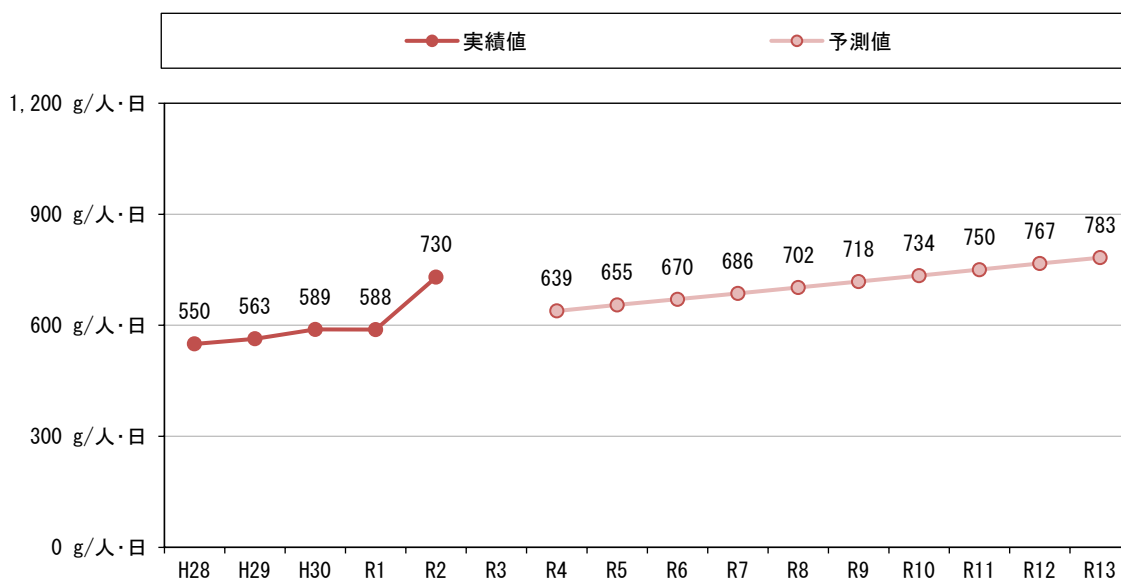
資表 7-2 1人1日当たり生活系ごみ排出量の予測計算結果

単位：g/人・日

年度	実績値	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線
平成28年度	550	—	—	—	—	—
平成29年度	563	—	—	—	—	—
平成30年度	589	—	—	—	—	—
令和元年度	588	—	—	—	—	—
令和2年度	730	—	—	—	—	—
令和3年度	—	—	—	—	—	—
令和4年度	—	636	569	639	643	594
令和5年度	—	650	548	655	659	595
令和6年度	—	664	520	671	676	595
令和7年度	—	678	485	688	692	595
令和8年度	—	692	443	705	708	595
令和9年度	—	706	394	723	725	595
令和10年度	—	720	338	741	742	595
令和11年度	—	734	275	759	758	595
令和12年度	—	748	205	778	775	595
令和13年度	—	762	128	797	792	595

※令和2年度の実績値は、予測計算の対象から除外しています。

1人1日当たり生活系ごみ排出量の予測計算結果に基づき、将来ごみ量の予測を行います。予測では、大幅な減少を示す二次傾向線、ほぼ一定値を示すロジスティック曲線を除外し、一次傾向線、一次指数曲線及びべき曲線の3式の平均値を予測値とします。



資図 7-4 1人1日当たり生活系ごみ排出量の予測結果

資表 7-3 1人1日当たり生活系ごみ排出量の予測結果

単位：g/人・日

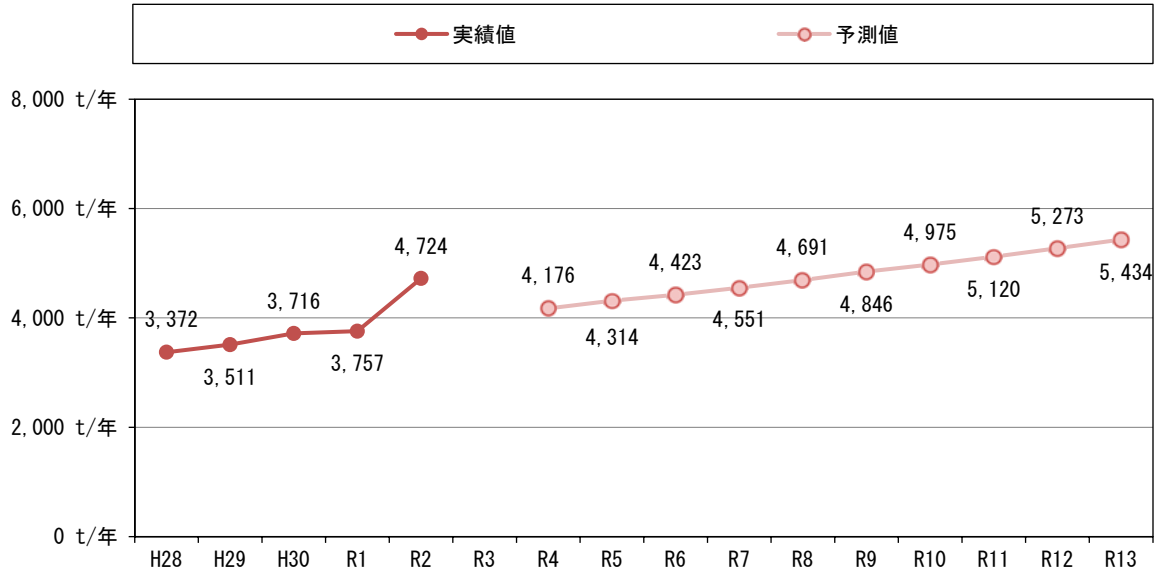
年度	実績値	一次傾向線	一次指数曲線	べき曲線	予測値 (平均値)
平成 28 年度	550	—	—	—	—
平成 29 年度	563	—	—	—	—
平成 30 年度	589	—	—	—	—
令和元年度	588	—	—	—	—
令和 2 年度	730	—	—	—	—
令和 3 年度	—	—	—	—	—
令和 4 年度	—	636	639	643	639
令和 5 年度	—	650	655	659	655
令和 6 年度	—	664	671	676	670
令和 7 年度	—	678	688	692	686
令和 8 年度	—	692	705	708	702
令和 9 年度	—	706	723	725	718
令和 10 年度	—	720	741	742	734
令和 11 年度	—	734	759	758	750
令和 12 年度	—	748	778	775	767
令和 13 年度	—	762	797	792	783

※令和 2 年度の実績値は、予測計算の対象から除外しています。



(3) 生活系ごみ排出量

生活系ごみ排出量の予測値は、設定した将来人口及び1人1日当たり生活系ごみ排出量より、以下のとおりとなります。



資図 7-5 生活系ごみ排出量の予測結果

資表 7-4 生活系ごみ排出量の予測結果

年度	人口 (人)	1人1日当たり生活系ごみ排出量 (g/人・日)	生活系ごみ排出量 (t/年)
平成 28 年度	16,808	550	3,372
平成 29 年度	17,073	563	3,511
平成 30 年度	17,291	589	3,716
令和元年度	17,446	588	3,757
令和 2 年度	17,725	730	4,724
令和 3 年度	—	—	—
令和 4 年度	17,905	639	4,176
令和 5 年度	17,995	655	4,314
令和 6 年度	18,085	670	4,423
令和 7 年度	18,175	686	4,551
令和 8 年度	18,307	702	4,691
令和 9 年度	18,439	718	4,846
令和 10 年度	18,570	734	4,975
令和 11 年度	18,702	750	5,120
令和 12 年度	18,834	767	5,273
令和 13 年度	18,962	783	5,434

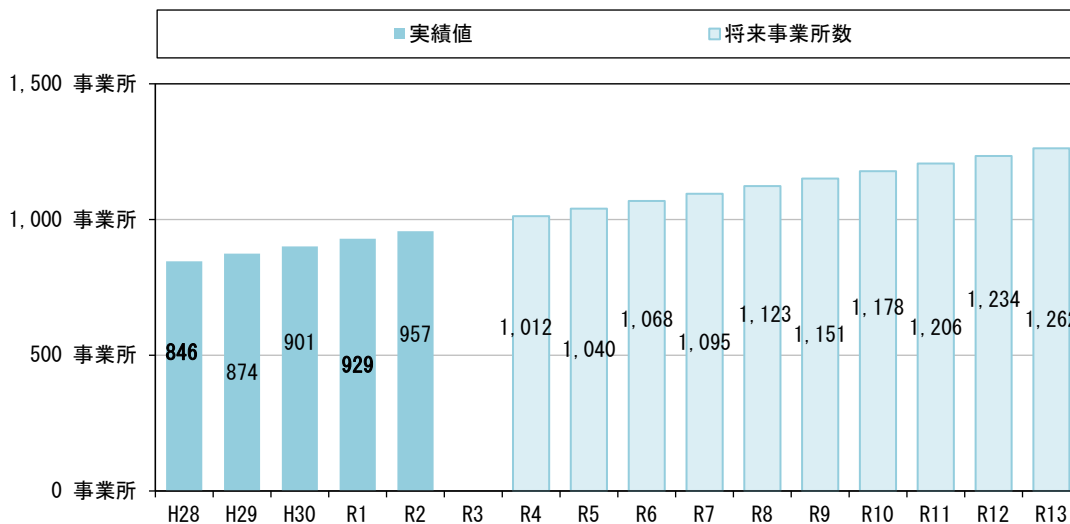
※令和 2 年度の実績値は、予測計算の対象から除外しています。

### 3. 事業系ごみの将来予測

#### (1) 事業所数

事業所数の実績値は、経済センサスに基づく平成 28 年度及び令和元年度が把握されています。把握されていない年度の事業所数は、把握されている年度の実績値を基に均等に増減するように補間（推計）しています。

当該実績値に基づき将来の事業所数を予測した結果を以下に示します。



資図 7-6 事業所数の推移

資表 7-5 事業所数の推移

単位：事業所

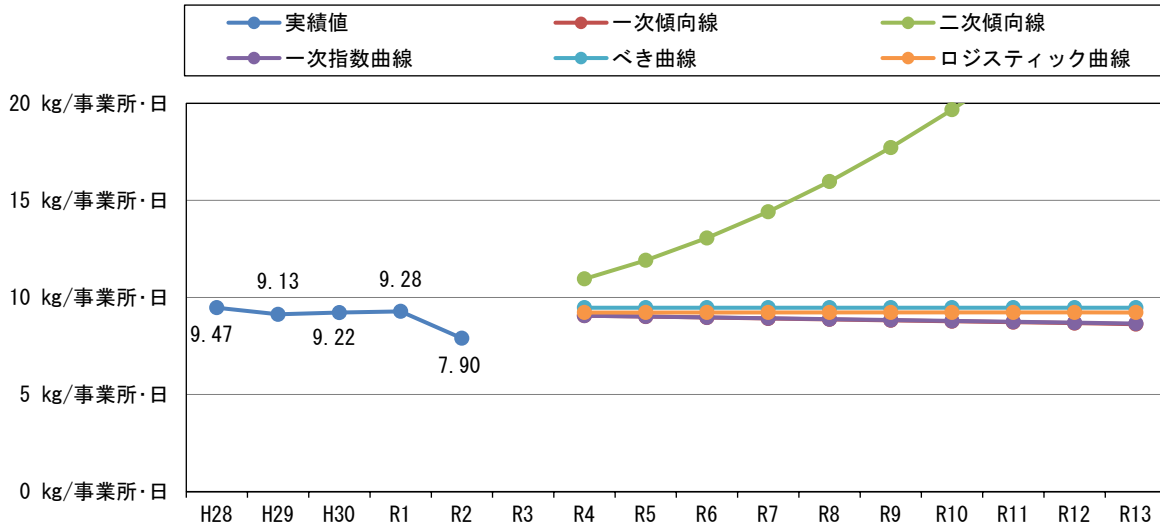
年度	実績値	将来事業所数	備考
平成 28 年度	<u>846</u>	—	H28 経済センサス活動調査
平成 29 年度	874	—	補間値
平成 30 年度	901	—	〃
令和元年度	<u>929</u>	—	R1 経済センサス基礎調査
令和 2 年度	957	—	補間値
令和 3 年度	—	—	
令和 4 年度	—	1,012	
令和 5 年度	—	1,040	
令和 6 年度	—	1,068	
令和 7 年度	—	1,095	
令和 8 年度	—	1,123	
令和 9 年度	—	1,151	
令和 10 年度	—	1,178	
令和 11 年度	—	1,206	
令和 12 年度	—	1,234	
令和 13 年度	—	1,262	

資料：「経済センサス」（総務省統計局）

(2) 1事業所1日当たり事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、平成29年度から令和元年度までわずかに増加する傾向にあり1日当たり9kg台で推移していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による飲食店等の営業時間短縮が行われたこともあり、飲食店を中心とした事業系ごみが例年よりも大きく減少し、7.9kg/事業所・日となっています。

予測計算では、生活系ごみの予測と同様に、例年と比較して大きく変動している令和2年度実績値を除外し、平成28年度から令和元年度までの4年間の実績値を用いて予測します。



資図 7-7 1事業所1日当たり事業系ごみ排出量の予測計算結果

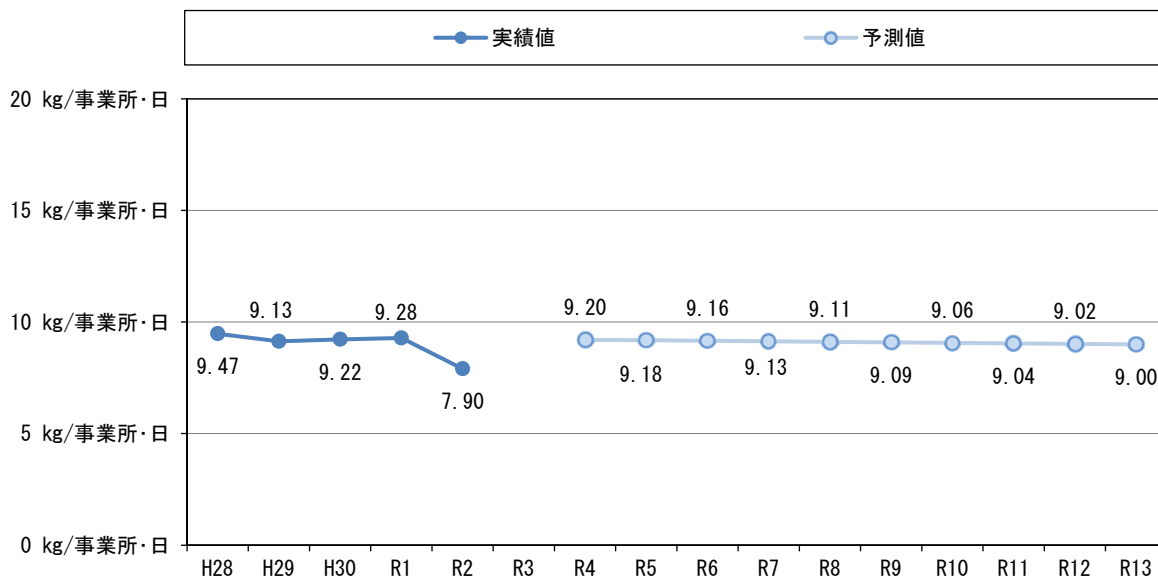
資表 7-6 1事業所1日当たり事業系ごみ排出量の予測計算結果 単位：kg/事業所・日

年度	実績値	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線
平成28年度	9.47	—	—	—	—	—
平成29年度	9.13	—	—	—	—	—
平成30年度	9.22	—	—	—	—	—
令和元年度	9.28	—	—	—	—	—
令和2年度	7.90	—	—	—	—	—
令和3年度	—	—	—	—	—	—
令和4年度	—	9.06	10.96	9.06	9.47	9.22
令和5年度	—	9.01	11.91	9.02	9.47	9.22
令和6年度	—	8.96	13.06	8.97	9.47	9.22
令和7年度	—	8.91	14.42	8.93	9.47	9.23
令和8年度	—	8.87	15.97	8.88	9.47	9.23
令和9年度	—	8.82	17.72	8.84	9.47	9.23
令和10年度	—	8.77	19.67	8.79	9.47	9.23
令和11年度	—	8.72	21.82	8.75	9.47	9.23
令和12年度	—	8.67	24.18	8.70	9.47	9.23
令和13年度	—	8.63	26.73	8.66	9.47	9.23

※令和2年度の実績値は、予測計算の対象から除外しています。

事業系ごみ排出量の予測計算結果に基づき、将来ごみ量の予測を行います。

予測では、大幅な増加を示す二次傾向線を除外し、それ以外の一次傾向線、一次指数曲線、べき曲線及びロジスティック曲線の4式の平均値を予測値とします。



資図 7-8 1事業所1日当たり事業系ごみ排出量の予測結果

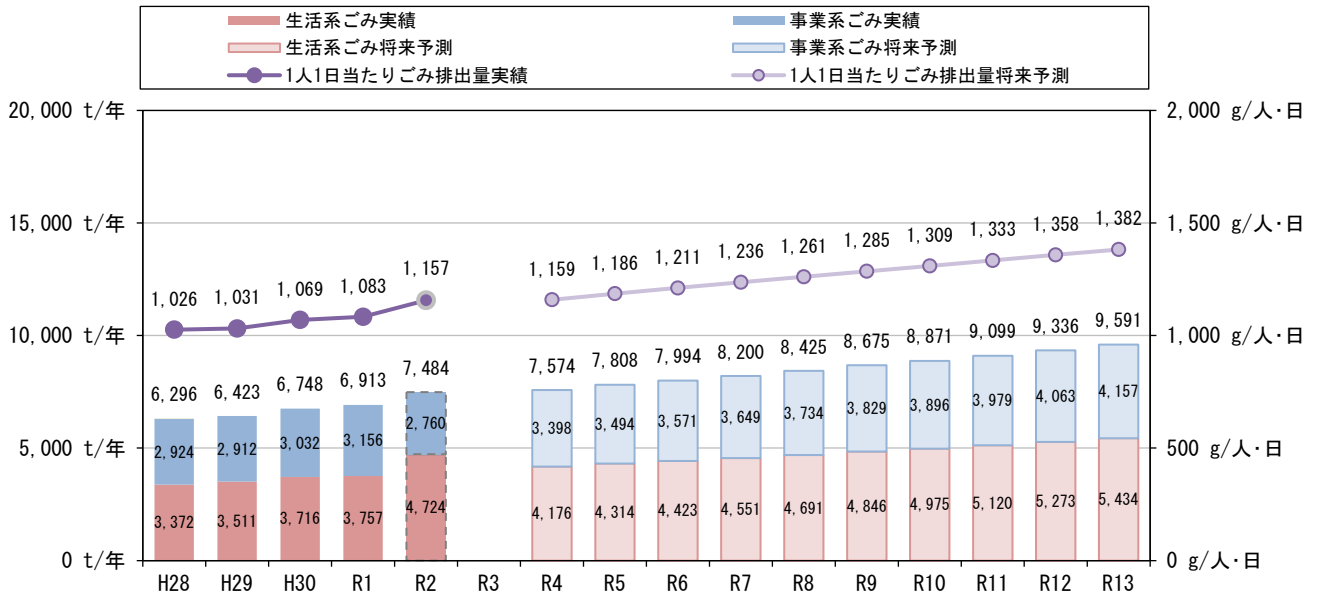
資表 7-7 1事業所1日当たり事業系ごみ排出量の予測結果 単位：kg/事業所・日

年度	実績値	一次傾向線	一次指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線	予測値 (平均値)
平成28年度	9.47	—	—	—	—	—
平成29年度	9.13	—	—	—	—	—
平成30年度	9.22	—	—	—	—	—
令和元年度	9.28	—	—	—	—	—
令和2年度	7.90	—	—	—	—	—
令和3年度	—	—	—	—	—	—
令和4年度	—	9.06	9.06	9.47	9.22	9.20
令和5年度	—	9.01	9.02	9.47	9.22	9.18
令和6年度	—	8.96	8.97	9.47	9.22	9.16
令和7年度	—	8.91	8.93	9.47	9.23	9.13
令和8年度	—	8.87	8.88	9.47	9.23	9.11
令和9年度	—	8.82	8.84	9.47	9.23	9.09
令和10年度	—	8.77	8.79	9.47	9.23	9.06
令和11年度	—	8.72	8.75	9.47	9.23	9.04
令和12年度	—	8.67	8.70	9.47	9.23	9.02
令和13年度	—	8.63	8.66	9.47	9.23	9.00

※令和2年度の実績値は、予測計算の対象から除外しています。

#### 4. 北中城村の将来ごみ排出量（現状対策時）

本村の将来ごみ排出量の予測結果を以下に示します。



資図 7-9 北中城村の将来ごみ排出量の予測結果

資表 7-8 北中城村の将来ごみ排出量の予測結果

年度	人口 (人)	ごみ排出量 (t/年)			1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	1人1日当たり生活系ごみ排出量 (g/人・日)
		生活系ごみ	事業系ごみ	総排出量		
実績	H28	3,372 (53.6%)	2,924 (46.4%)	6,296	1,026	550
	H29	3,511 (54.7%)	2,912 (45.3%)	6,423	1,031	563
	H30	3,716 (55.1%)	3,032 (44.9%)	6,748	1,069	589
	R1	3,757 (54.3%)	3,156 (45.7%)	6,913	1,083	588
	R2	4,724 (63.1%)	2,760 (36.9%)	7,484	1,157	730
将来予測	R3	—	—	—	—	—
	R4	4,176 (55.1%)	3,398 (44.9%)	7,574	1,159	639
	R5	4,314 (55.3%)	3,494 (44.7%)	7,808	1,186	655
	R6	4,423 (55.3%)	3,571 (44.7%)	7,994	1,211	670
	R7	4,551 (55.5%)	3,649 (44.5%)	8,200	1,236	686
	R8	4,691 (55.7%)	3,734 (44.3%)	8,425	1,261	702
	R9	4,846 (55.9%)	3,829 (44.1%)	8,675	1,285	718
	R10	4,975 (56.1%)	3,896 (43.9%)	8,871	1,309	734
	R11	5,120 (56.3%)	3,979 (43.7%)	9,099	1,333	750
	R12	5,273 (56.5%)	4,063 (43.5%)	9,336	1,358	767
R13	5,434 (56.7%)	4,157 (43.3%)	9,591	1,382	783	

※ ( ) 内の構成割合は、四捨五入しているため合計が 100% にならないことがあります。

※令和 2 年度の実績値は、予測計算の対象から除外しています。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省、北中城村）

ごみ排出量の将来推計結果（現状対策時）

資表 7-9 種類別ごみ排出量

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
燃やすごみ (t/年)	5,648	5,692	5,921	6,020	5,848	—	6,552	6,753	6,914	7,093	7,287	7,504	7,673	7,870	8,076	8,297
燃やさないごみ (t/年)	95	102	113	122	148	—	121	125	128	131	135	139	142	146	149	153
有害・危険ごみ (t/年)	96	126	128	127	628	—	136	141	144	148	152	156	160	164	168	173
粗大ごみ (t/年)	101	115	166	184	259	—	159	164	168	172	177	182	186	191	196	201
資源ごみ (t/年)	356	388	420	460	601	—	606	625	640	656	674	694	710	728	747	767
合計 (t/年)	6,296	6,423	6,748	6,913	7,484	—	7,574	7,808	7,994	8,200	8,425	8,675	8,871	9,099	9,336	9,591
(内直接搬入量) (t/年)	108	156	201	170	670	—	182	187	192	197	202	208	213	218	224	230

資表 7-10 排出形態別ごみ排出量

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
生活系ごみ (t/年)	3,372	3,511	3,716	3,757	4,724	—	4,176	4,314	4,423	4,551	4,691	4,846	4,975	5,120	5,273	5,434
事業系ごみ (t/年)	2,924	2,912	3,032	3,156	2,760	—	3,398	3,494	3,571	3,649	3,734	3,829	3,896	3,979	4,063	4,157

資表 7-11 ごみ処理量

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
直接焼却量 (t/年)	5,749	5,807	6,087	6,204	6,107	—	6,362	6,559	6,715	6,888	7,077	7,287	7,452	7,643	7,842	8,057
焼却以外の中間処理量 (t/年)	408	436	457	468	978	—	992	1,023	1,047	1,074	1,104	1,136	1,162	1,192	1,223	1,256
直接資源化量 (t/年)	139	180	203	237	374	—	220	226	232	238	244	252	257	264	271	278

資表 7-12 資源化量

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
資源化量 (t/年)	803	990	1,046	1,021	1,814	—	1,833	1,890	1,935	1,984	2,039	2,099	2,147	2,202	2,259	2,321
資源化率 (%)	12.8%	15.4%	15.5%	14.8%	24.2%	—	24.2%	24.2%	24.2%	24.2%	24.2%	24.2%	24.2%	24.2%	24.2%	24.2%

## 5. ごみの減量化目標値

### (1) 北中城村のごみ減量化目標値

本村の減量化目標値は、「中北清掃組合 ごみ処理基本計画」（令和4年3月）において、沖縄県の減量化目標値等を踏まえ、以下のとおり設定します。

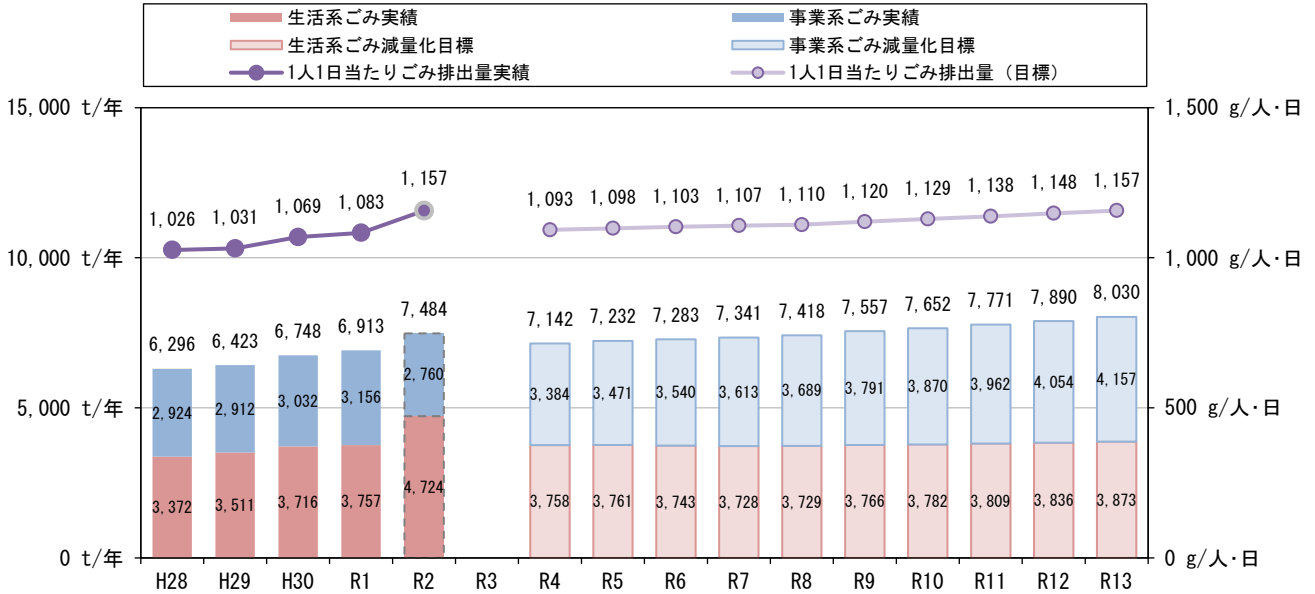
排出抑制の目標は、生活系ごみについては、中北清掃組合の減量化目標に準じ平成 28 年度～令和元年度の平均に対し 2.5%削減し 558g/人・日とし、事業系ごみについては、平成 28 年度～令和元年度の平均に対し 3.0%削減し 9.00kg/事業所・日とします。ただし、その達成年度については生活系ごみ及び事業系ごみともに中間目標年度の令和 8 年度に設定します。

再生利用の目標は、再生利用率を約 27%に向上させるものとします。

【 北中城村のごみ減量化目標値 】			
	令和 2 年度 実績値	→	令和 13 年度 目標値
ごみ排出量	7,484 t /年 生活系ごみ 730 g /人・日 事業系ごみ 7.90 kg /事業所・日  ( 令和元年度実績値 ) 6,913 t /年 生活系ごみ 588 g /人・日 事業系ごみ 9.28 kg /事業所・日	→	8,030 t /年 生活系ごみ 558 g /人・日※ 事業系ごみ 9.00 kg /事業所・日※ ※令和 8 年度までに原単位の目標を達成し、以後、その値を維持します。
再生利用率	1,814 t /年 ( 排出量に対して約 24% )	→	2,168 t /年 ( 排出量に対して約 27% ) ※令和 8 年度までに再生利用率の目標を達成し、以後、その率を維持します。

(2) 減量を考慮した北中城村のごみ排出量

本村のごみ減量化目標値を達成した場合のごみ排出量の推移を以下に示します。



資図 7-10 北中城村の減量を考慮したごみ排出量

資表 7-13 北中城村の減量を考慮したごみ排出量

年度	人口 (人)	ごみ排出量 (t/年)			1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	1人1日当たり生活系ごみ排出量 (g/人・日)	
		生活系ごみ	事業系ごみ	総排出量			
実績	H28	16,808	3,372 (53.6%)	2,924 (46.4%)	6,296	1,026	550
	H29	17,073	3,511 (54.7%)	2,912 (45.3%)	6,423	1,031	563
	H30	17,291	3,716 (55.1%)	3,032 (44.9%)	6,748	1,069	589
	R1	17,446	3,757 (54.3%)	3,156 (45.7%)	6,913	1,083	588
	R2	17,725	4,724 (63.1%)	2,760 (36.9%)	7,484	1,157	730
減量化目標	R3	—	—	—	—	—	—
	R4	17,905	3,758 (52.6%)	3,384 (47.4%)	7,142	1,093	575
	R5	17,995	3,761 (52.0%)	3,471 (48.0%)	7,232	1,098	571
	R6	18,085	3,743 (51.4%)	3,540 (48.6%)	7,283	1,103	567
	R7	18,175	3,728 (50.8%)	3,613 (49.2%)	7,341	1,107	562
	R8	18,307	3,729 (50.3%)	3,689 (49.7%)	7,418	1,110	558
	R9	18,439	3,766 (49.8%)	3,791 (50.2%)	7,557	1,120	558
	R10	18,570	3,782 (49.4%)	3,870 (50.6%)	7,652	1,129	558
	R11	18,702	3,809 (49.0%)	3,962 (51.0%)	7,771	1,138	558
	R12	18,834	3,836 (48.6%)	4,054 (51.4%)	7,890	1,148	558
R13	18,962	3,873 (48.2%)	4,157 (51.8%)	8,030	1,157	558	

※ ( ) 内の構成割合は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省、北中城村)



ごみ排出量の将来推計結果（減量化目標達成時：北中城村）

資表 7-14 種類別 ごみ排出量

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
燃やすごみ (t/年)	5,648	5,692	5,921	6,020	5,848	—	6,178	6,255	6,299	6,351	6,416	6,536	6,619	6,722	6,825	6,946
燃やさないごみ (t/年)	95	102	113	122	148	—	114	116	117	117	119	121	122	124	126	128
有害・危険ごみ (t/年)	96	126	128	127	628	—	129	130	131	132	134	136	138	140	142	145
粗大ごみ (t/年)	101	115	166	184	259	—	150	152	153	154	156	159	161	163	166	169
資源ごみ (t/年)	356	388	420	460	601	—	571	579	583	587	593	605	612	622	631	642
合計 (t/年)	6,296	6,423	6,748	6,913	7,484	—	7,142	7,232	7,283	7,341	7,418	7,557	7,652	7,771	7,890	8,030
(内直接搬入量) (t/年)	108	156	201	170	670	—	171	174	175	176	178	181	184	187	189	193

資表 7-15 排出形態別 ごみ排出量

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
生活系ごみ (t/年)	3,372	3,511	3,716	3,757	4,724	—	3,758	3,761	3,743	3,728	3,729	3,766	3,782	3,809	3,836	3,873
事業系ごみ (t/年)	2,924	2,912	3,032	3,156	2,760	—	3,384	3,471	3,540	3,613	3,689	3,791	3,870	3,962	4,054	4,157

資表 7-16 ごみ処理量

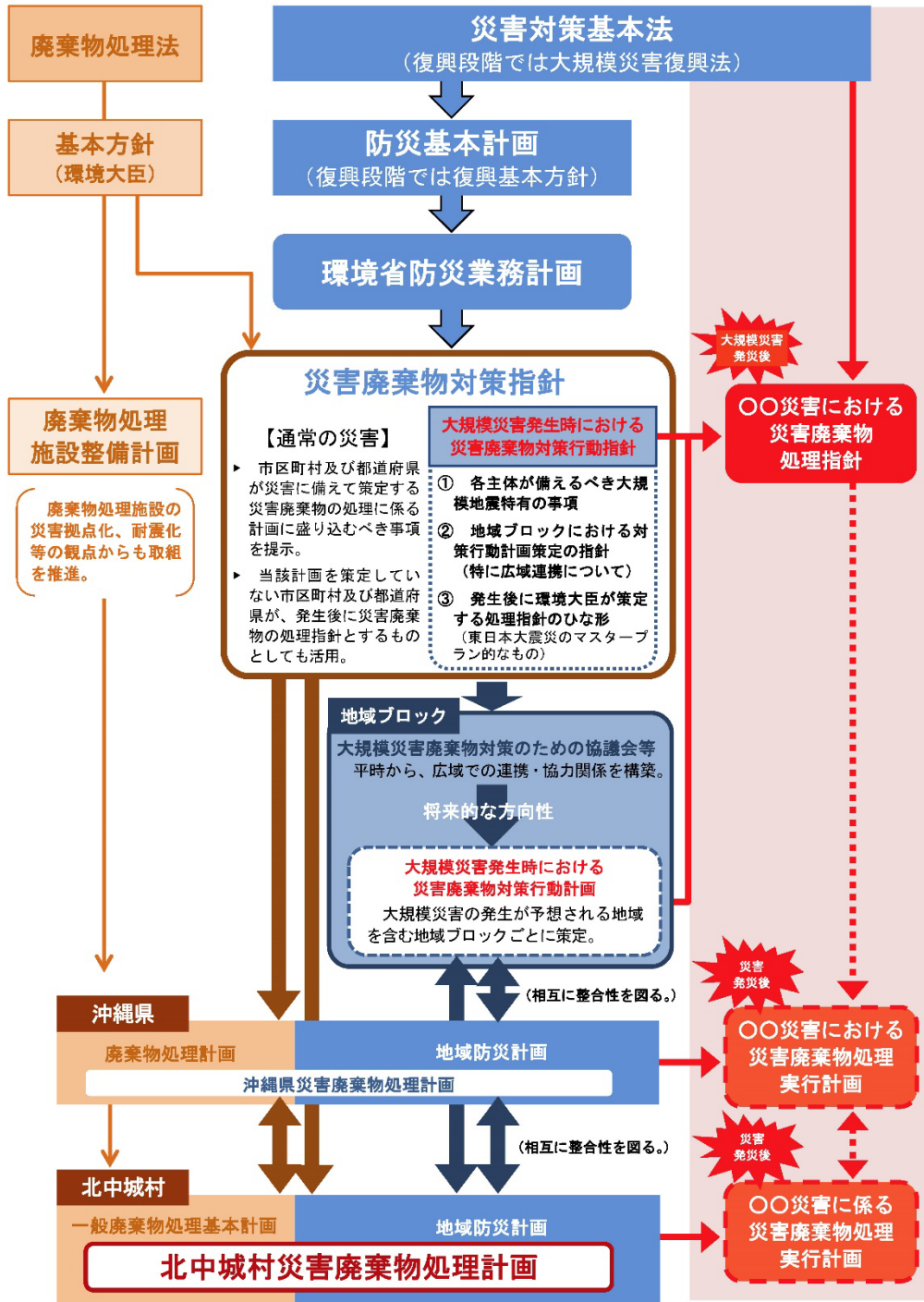
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
直接焼却量 (t/年)	5,749	5,807	6,087	6,204	6,107	—	5,999	6,075	6,118	6,166	6,231	6,348	6,428	6,528	6,627	6,745
焼却以外の中間処理量 (t/年)	408	436	457	468	978	—	936	947	954	962	972	990	1,002	1,018	1,034	1,052
直接資源化量 (t/年)	139	180	203	237	374	—	207	210	211	213	215	219	222	225	229	233

資表 7-17 資源化量

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
資源化量 (t/年)	803	990	1,046	1,021	1,814	—	1,793	1,851	1,901	1,945	2,003	2,040	2,066	2,098	2,130	2,168
資源化率 (%)	12.8%	15.4%	15.5%	14.8%	24.2%	—	25.1%	25.6%	26.1%	26.5%	27.0%	27.0%	27.0%	27.0%	27.0%	27.0%

資料 8 北中城村災害廃棄物処理計画の位置付け

本村の災害廃棄物処理計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針」等を踏まえ、また「北中城村地域防災計画」等の既存の計画とも整合を図り策定されています。



資図 8-1 災害廃棄物処理計画の位置付け

## 資料 9 用語集

### あ行

#### ■あわせ産廃（併せ産廃、合わせ産廃）

廃棄物処理法第11条に“市町村は、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる”との規定があり、当該規定に基づいて処理する産業廃棄物のことをあわせ産廃という。

#### ■安定型 5 品目

有害物質を発生・浸出するおそれ無く、浸出水（処分場から浸出する污水）処理施設やしゃ水シートを設置していない処分場に埋立ができるとみなされている下記 5 品目である。

①廃プラスチック類、②ゴムくず、③金属くず、④がれき類、⑤ガラスくず及び陶磁器くず

#### ■一般廃棄物

日常生活に伴って排出されるごみとし尿のことである。

一般廃棄物は家庭から排出される生活系一般廃棄物と、商店・事務所等の事業所から排出される事業系一般廃棄物に分けられる。

#### ■エコアクション 21

環境省により定められた環境マネジメントシステムの認証・登録制度をいう。

基本的な部分は ISO14001 と同じですが、審査費用や維持費用が比較的低価格となっている。

### か行

#### ■拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的または財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引き取りやリサイクルを実施すること等が含まれる。

#### ■合併処理浄化槽

し尿及び生活雑排水を併せて処理する浄化槽である。一方、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

#### ■家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

平成 10 年法律第 97 号。エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫について、小売業者に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務づけるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実務を義務づけたもの。

## ■門口収集

一戸建て世帯は各家庭の門口で収集し、集合住宅の場合は敷地内の所定の場所で収集する方式をいう。

## ■感染性廃棄物

医療機関等から発生する感染性病原体が含まれ、感染のおそれがある廃棄物をいう。

感染性廃棄物は、廃棄物処理法において特別管理廃棄物とされており、密閉した容器での収集・運搬、感染性を失わせる処分方法等が処理基準として定められている。

## ■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

## ■グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

平成12年法律第100号。国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービスの調達）を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としている。

## ■建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律）

建設・解体廃棄物のリサイクルを促進し、不適正処理を防止するための法律である。

一定規模以上の建築物の解体・新築工事を請け負う事業者に、対象となる建設資材の分別・リサイクルを義務づけている。

## ■公共用水域

水質汚濁防止法では、公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供する水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のことをいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの並びにその流域下水道に接続している公共下水道は除くものとされている。

## ■小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

使用済小型家電等の再資源化を促進することを目的に制定された法律である。使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要としている。

## ■ごみ質

ごみの物理的・化学的性質の総称である。

通常、三成分（可燃分、灰分、水分）、単位体積質量（見かけ比重）、物理組成（種類別組成）、化学組成（元素組成）、及び低位発熱量等でその性質を表示する。

■災害廃棄物

地震や津波等の災害によって発生する廃棄物をいう。

■最終処分場

廃棄物を最終的に埋立処分する施設のことである。

最終処分場には、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場がある。

①安定型最終処分場

性質が安定していて生活環境上、影響を及ぼすおそれが少ないと考えられる安定型産業廃棄物（安定型5品目）を埋立対象とした最終処分場である。

②管理型最終処分場

遮断型最終処分場及び安定型最終処分場で処分される産業廃棄物以外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋立対象とした最終処分場である。

埋立地内の浸出液が公共用水域を汚染するのを防止するため、しゃ水工や浸出水処理施設を備えている。

③遮断型最終処分場

有害物質が基準を超えて含まれる燃え殻、ばいじん等の有害な産業廃棄物を埋立対象とした最終処分場である。

■再生利用（率）

再生利用とは、廃棄物を原材料として再利用することで、「資源化（率）」「リサイクル（率）」ともいう。

■在宅医療廃棄物

医師や看護師が患者宅で治療もしくは患者自身が自宅で治療を行う際に排出される医療用廃棄物である。

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等 20 種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

■資源化（率）

「再生利用（率）」「リサイクル（率）」ともいう。「再生利用（率）」の項参照。

■資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

資源の有効利用を促進するため、リサイクルや廃棄物の発生抑制・再使用等について定めた法律である。この法律では、リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品等について業種や製品を具体的に指定している。

■自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

自動車メーカーや輸入業者に対し、使用済み自動車から出る部品等を回収してリサイクルすることを義務づけた法律である。

■し尿

大小便を合わせた呼び方である。くみ取り便槽から収集されるものをいう。

■循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会のことである。

■循環型社会形成推進基本法

資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を推進することを目的に、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律である。

■循環資源

循環型社会形成推進基本法で定義されたものであり、廃棄物等（無価値である廃棄物及び使用済製品等や副産物等で有価のもの）のうち有用なものである。実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、廃棄物等と同等であるととらえられる。

■浄化槽汚泥

浄化槽内で水中の浮遊物質が沈殿または浮上して泥状になったものである。合併処理浄化槽または単独処理浄化槽の清掃時に排出される汚泥のことである。

■静脈物流

一度最終消費者まで行き渡った製品、商品をリユース、リサイクルする目的で集荷し、再資源化拠点まで運搬する回収物流のことをいう。

■食品残渣

生ごみ、厨芥と同義で使用される。

■食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品関連事業者に対し、食品の製造工程から出る材料くずや食べ残し等の食品廃棄物の減量・リサイクルを義務づけた法律である。また、年間の食品廃棄物量が100トン以上となる多量発生事業者は、主務大臣への定期報告が義務づけられる。

■食品ロス

本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のこと。賞味期限切れ等により食べきれず、手つかずのまま捨てられるもの（直接廃棄）や野菜や果物の皮を厚くむき過ぎたもの（過剰除去）、食卓にのぼった食品で食べきれずに廃棄されたもの（食べ残し）などがある。

#### ■食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）

令和元年法律第19号。食品ロスの削減について、国、地方公共団体の責務等を明らかにし、食品ロスの削減に関する基本方針の策定や施策の基本となる事項を定め、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として制定された法律。

#### ■ゼロ・エミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すもの。国連大学が提唱し、企業や自治体で取組が進んでいる。

### た行

#### ■ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

#### ■ダイオキシン類対策特別措置法

平成11年法律第105号。議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律。ダイオキシン類による環境汚染の防止やその除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められている。

#### ■堆肥化（コンポスト化）

廃棄物の処理における堆肥化とは、特に有機性廃棄物（生ごみ、木枝等）を、好気性微生物によって発酵分解し、堆肥を作ることを指す。

#### ■単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽である。生活雑排水は、未処理のまま放流する。平成13年以降は、浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽の新設は禁止されている。

#### ■地球温暖化

二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の大気や海洋の平均温度が上昇する現象である。廃プラスチックの焼却処理が温室効果ガス排出の要因となっている。

#### ■厨芥

調理場からでる滓（かす）や屑、野菜屑及び残飯等が厨芥に該当し、一般的に生ごみと同義で使用される。

#### ■中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

#### ■中水

上水と下水の中間的水質の水のことである。実例としては、雨水等を貯留し、トイレの洗浄水や清掃用水、花壇への散水等への利用が行われている。

#### ■ディスポーザー

調理用流し台の排水施設部分に直接取り付ける生ごみ粉碎器で、粉碎された生ごみは公共下水道や浄化槽施設で処理される。ただし、下水道施設や浄化槽がディスポーザーで粉碎した生ごみ等の処理に対応している必要がある。

### な行

#### ■生ごみ

水分を多く含む有機物のごみのことである。一般的には厨芥と同義で使用される。

#### ■熱回収（サーマルリサイクル）

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用している例がある。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後でも熱回収は可能であることから、循環型社会基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルが熱回収に優先することとされている。なお、熱回収はサーマルリカバリーともいう。

### は行

#### ■廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律または廃掃法）

昭和45年法律第137号。廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を内容とする。



#### ■排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なりサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は汚染者負担の原則にある。

#### ■灰溶融施設

廃棄物等の焼却で発生する焼却灰を高温で溶かし、その溶融物を冷却固化させることにより、減容化・安定化を図るための施設である。

#### ■バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約）

平成元年に採択、平成4年に発効し、日本は平成5年に加入。有害廃棄物の輸出に際しての許可制や事前通告制、不適正な輸出、処分行為が行われた場合の再輸入の義務等を規定している。

#### ■バーゼル法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）

平成4年法律第108号。バーゼル条約を担保する国内法であり、特定有害廃棄物等の定義のほか、基本的事項の公表、輸出入の承認、移動書類の交付、措置命令等を規定している。

#### ■富栄養化

湖沼や内湾が水中に窒素、りん等の栄養塩が多い状態に遷移すること。藻類の異常繁殖により、アオコ、赤潮等の原因となる。湖沼や東京湾等の内湾で生活排水等の人為的な原因で急速に進行していることが問題になっている。

#### ■プラスチック資源循環法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）

令和3年法律第60号。プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として制定された法律。プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するための措置が規定されている。

#### ■ポリ塩化ビフェニル（PCB）

昭和4年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、さまざまな用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、昭和49年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。その後、平成13年にPCB廃棄物処理特別措置法が制定され、15年後の平成28年までに処理を終えることとされていたが、平成24年の法改正により2027年（令和9年）までに処理を終えるよう期限の見直しが行われている。また、平成26年のPCB廃棄物処理基本計画の変更により、高濃度PCB廃棄物については、事業エリア別に早期処理完了期限が定められている。

#### ■ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

平成13年法律第65号。PCB廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められたもの。処分そのものを一定期間内に確実にを行う点に重きを置いて立法措置がとられた。

### ま行

#### ■マイバッグ運動

買い物の際、買い物袋（マイバッグ）を持参して、レジ袋を受け取らない運動のことで、ごみの排出抑制につながる。

### や行

#### ■容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

平成7年法律第112号。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。

#### ■溶融スラグ

廃棄物や焼却灰等を高温で溶融したものを冷却し、固化させたものである。

溶融スラグは道路路盤材等の土木・建設資材として活用できるほか、容積が減少し、最終処分場の延命を図ることができる等のメリットがある。

#### ■溶融飛灰

廃棄物を溶融処理する際に発生するばいじんのことである。亜鉛・鉛・銅・カドミウム等の非鉄金属が高濃度で含まれており、従来は焼却飛灰と同様に埋め立て処分されていたが、近年、溶融飛灰を再処理して非鉄金属を回収・再使用するシステムが開発されている。

### ら行

#### ■連続式焼却炉

24時間連続して焼却処理を行う焼却炉のことである。これに対し、1日16時間焼却処理を行う焼却炉を準連続式焼却炉、1日8時間焼却処理を行う焼却炉を機械化バッチ式焼却炉という。

■ 3R（すりーあーる、さんあーる）

リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったものである。これらにリフューズを加えた4Rということもある。（「4R参照」）また、リサイクルに比べて優先順位が高いものの取組が遅れているリデュース及びリユースを「2R」としてまとめて呼称することもある。

■ 4R（ふぉーあーる、よんあーる）

リフューズ（Refuse）：断る、リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の4つの頭文字をとったものである。

①リフューズ（Refuse）

不要な物を断ることである。例えば、スーパーのレジ袋や割りばしを断ること等が該当する。

②リデュース（Reduce）

廃棄物の発生を抑制することである。例えば、食品ロスを減らしたり、製造業者が生産工程から出るごみを減らしたり、製品の寿命を長くし、廃棄物として排出を抑制したりすることである。

③リユース（Reuse）

使用を終えた製品を、形を変えずに再度使用することである。例えば、不要になったものを他者に譲ったり、売ったりして再び使用することである。

④リサイクル（Recycle）

廃棄物を製品の原料として再生利用することである。一般的には、紙、鉄くず、アルミくず等について精製等を行い、資源として再生利用することである。

リサイクルは、住民レベルでは、ごみを分別排出することにより取り組むことができるが、最終的には、大がかりなプラント等による処理が必要であり、コストがかかる。

■ ISO14001（あいえすおーいちまんよんせんいち）

国際標準化機構（ISO）により定められた環境管理（環境マネジメントシステム）の国際規格である。

組織が、自らの事業活動に伴う環境負荷について、負荷低減のための取り組みを持続的に実施するために要求される規格である。

■ SDGs（えすでいーじーず）：Sustainable Development Goals

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。



---

## 北中城村一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

策定者  北中城村

〒901-2392 沖縄県北中城村字喜舎場426番地2

TEL (098) 935-2233

策定委託  株式会社  
沖縄チャンドラー

〒900-0002 沖縄県那覇市曙3丁目18番26号

TEL (098) 862-5871 代表

---